

平成25年定例監査報告書

(平成24年度執行分)

東京都監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、
平成25年定例監査（平成24年度執行分）の結果に関する報告を次のとおり提出する。

平成25年9月10日

| | |
|---------|-------|
| 東京都監査委員 | 高橋かずみ |
| 同 | 野上純子 |
| 同 | 友渕宗治 |
| 同 | 筆谷勇 |
| 同 | 金子庸子 |

目 次

| | | |
|----|---------------------|-------|
| 第1 | 監 査 の 概 要 | 1 |
| 第2 | 監 査 の 結 果 | 2 |
| 第3 | 重 点 監 査 事 項 | 8 |
| 第4 | 東 京 都 財 務 諸 表 の 監 査 | 1 3 |
| 第5 | 監 査 の 結 果 (各局別) | 2 3 |
| | 青少年・治安対策本部 | 2 5 |
| | 財 務 局 | 2 6 |
| | 主 税 局 | 2 9 |
| | 生 活 文 化 局 | 3 1 |
| | 都 市 整 備 局 | 3 3 |
| | 環 境 局 | 3 9 |
| | 福 祉 保 健 局 | 4 1 |
| | 病 院 経 営 本 部 | 4 5 |
| | 産 業 労 働 局 | 6 2 |
| | 中 央 卸 売 市 場 | 6 6 |
| | 建 設 局 | 6 7 |
| | 港 湾 局 | 8 0 |
| | 東 京 消 防 庁 | 8 3 |
| | 交 通 局 | 8 5 |
| | 水 道 局 | 9 0 |
| | 下 水 道 局 | 1 0 5 |
| | 教 育 庁 | 1 1 4 |

第 1 監査の概要

1 監査の目的

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項に基づき、都の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が、適正・適切に行われているかについて、平成 25 年定例監査を実施した。

2 監査の対象

平成 24 年度における都の事務及び事業の全般を対象とした。

併せて、平成 24 年度東京都財務諸表の作成についても検証した。

3 監査の期間

平成 25 年 1 月 7 日（月）から同年 9 月 3 日（火）まで

局別の現地監査期間は、別表 1 のとおりである。

4 監査実施状況

全 28 局を対象として、表 1 のとおり、監査を実施した。

局別の現地監査場所は、別表 2 のとおりである。

(表 1) 監査実施状況

| 区分 | 対象箇所数 | 実施箇所数 | 実施率 |
|-----|-------|-------|-------|
| 本庁 | 142 | 142 | 100% |
| 事業所 | 755 | 305 | 40.4% |
| 計 | 897 | 447 | 49.8% |

5 監査の観点

合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を行った。

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、是正・改善すべき事項が認められたので、表2のとおり、17局に対し、89件の指摘を行った。

指摘事項の一覧は別表3のとおりである。

指摘金額は2億4,685万余円であり、このうち、経費の削減や収入漏れなどを指摘したものが1億4,288万余円である。

(表2) 指摘事項局別件数

| No. | 局名 | 指摘事項 | | | | | うち重点 監査事項 | |
|-----|------------|------|----|----|-----|----|--------------|----|
| | | 歳入 | 歳出 | 財産 | その他 | 計 | 工事 | 局別 |
| 1 | 青少年・治安対策本部 | | 1 | | | 1 | | |
| 2 | 財務局 | | 2 | | | 2 | 1 | 1 |
| 3 | 主税局 | 3 | | | | 3 | | |
| 4 | 生活文化局 | | 2 | | | 2 | | 2 |
| 5 | 都市整備局 | | 6 | 1 | | 7 | 3 | 1 |
| 6 | 環境局 | | | | 1 | 1 | | |
| 7 | 福祉保健局 | | 4 | | | 4 | | |
| 8 | 病院経営本部 | 1 | 10 | | 1 | 12 | | 5 |
| 9 | 産業労働局 | | 3 | | 1 | 4 | 1 | 1 |
| 10 | 中央卸売市場 | | | | 1 | 1 | | |
| 11 | 建設局 | | 16 | | | 16 | 4 | 5 |
| 12 | 港湾局 | | 4 | | | 4 | 3 | 1 |
| 13 | 東京消防庁 | | 2 | | | 2 | 1 | |
| 14 | 交通局 | 2 | 3 | | | 5 | 2 | 2 |
| 15 | 水道局 | 3 | 7 | | | 10 | 1 | 1 |
| 16 | 下水道局(注) | | 9 | | | 9 | 8 | 7 |
| 17 | 教育庁 | | 2 | 3 | 1 | 6 | 1 | |
| | 計 | 9 | 71 | 4 | 5 | 89 | 25 | 26 |

(注) 重点監査事項の工事の指摘件数には局別の指摘件数が含まれている。

2 主な指摘事例

（１）企画提案方式の趣旨に沿わない契約変更を行ったもの

企画提案方式は、最も効果的な内容・金額を提案した者と契約を締結するものであり、契約後に契約内容の重要な部分を変更してはならない。しかし、本部は、企画提案方式により締結した広報業務委託契約について、変更の必要性などが適切であるかの具体的な判断をせず、正規の意思決定手続を行わないまま、契約に定められている内容とは異なる業務を履行させた。

青少年・治安対策本部では、18歳以上の若者を対象とした東京都若者総合相談「若ナビ」事業を実施しており、この事業の認知度を高めるため、約989万円で広報業務委託契約を締結した。

企画提案方式は、提案内容とそれに応じた金額によって最も効果的な契約の相手方を選定するものであるから、本来、提案内容等を変更することは想定されず、原則として、契約変更が認められない。

しかし、本部は、広報内容を変更することの必要性並びに各事業の積算内容及び金額が適切であるかの具体的な判断をせず、正規の意思決定手続を行わないまま、契約に定められている内容とは異なる業務を履行させた。

そこで、企画提案方式による契約事務を適正に行うよう求めた。

（２）印刷契約の履行期限に納品がなかったのに契約代金を支払ったもの

印刷契約の履行期限に印刷物が納品されていなかったが、納品検査を合格とし印刷代金を支払っていた。

福祉保健局では、約８３万円の印刷契約の履行期限が平成２５年３月２９日であるにもかかわらず、監査日（平成２５年６月３日）現在、印刷物が納品されていなかった。

しかし、局は納品検査を合格とし印刷代金を支払っていた。

そこで、印刷契約事務を適正に行うよう求めた。

（３）PFI事業に係るアドバイザー契約が目的を十分に果たしていないもの

PFI手法による病院運営を支援することを目的として、アドバイザー契約を締結しているが、病院経営本部は適切な履行内容を指示しておらず、契約目的を十分に果たしていない。

病院経営本部は、多摩総合医療センター、小児総合医療センター、駒込病院、松沢病院をPFI手法により運営している。運営に当たり、法務面、技術面等について、従来の公共事業手法より幅広い知識、新しい情報に基づく必要かつ多様な助言を得ることを目的として、３件合計９，７９５万円のアドバイザー契約を締結している。

しかし、病院運営に係る知識の提供について、同じ調査（全国の病院のPFI事業の状況）を２つの病院において、それぞれ行わせていることや、既に本部及び先行病院が持っているPFI手法の基本的知識を改めてまとめさせていることなど、アドバイザー業務委託契約が、現状においては、PFI手法による病院運営を支援するという契約の目的を十分に果たしているとはいえない状況である。

そこで、アドバイザー業務委託契約を、あり方も含めて見直すよう求めた。

（4）各病院での医薬品購入契約の履行確認が十分に行われていないもの

病院経営本部が締結している医薬品購入契約に基づき、各病院が医薬品を発注し、検収を行っている。しかし、各病院では、検収等履行確認が契約書、仕様書、発注書等に基づき行われていないなど、医薬品の検収が形骸化している。

病院経営本部において、一括して契約している医薬品の購入契約においては、各病院が医薬品会社に発注し、検収を行い、納品があったときは、各病院は、納品書を本部に送付することとなっている。

しかし、納品書に検査日等が記載されていない、本部に送付した納品書と病院控えとの間で日付や検査日が相違しているなど、履行確認が十分に行われていない。

そこで、医薬品の購入契約について検収等履行確認を適正に行うよう求めた。

（5）有効期間を超えた水道メータ等を使用して料金を徴収していたもの

市場内の仲卸業者等が使用した水道水及び電気の使用料金を徴収するための水道メータ及び電力量計を計量法で定められている有効期間を超えて使用していた。

北足立市場は、市場内の仲卸業者等が使用した水道水及び電気の使用料金を徴収するため、水道メータ及び電力量計を設置し計量に使用している。メータ等については計量法により有効期間が定められており、有効期間を超えて使用することはできないにもかかわらず、水道メータ112件のうち65件、電力量計625件のうち35件について、有効期間を超えて使用していた。

そこで、有効なメータを用いて適正に計量するよう求めた。

（６）最大需要電力実績を踏まえた電力供給契約となっていなかったもの

東京消防庁本部庁舎の最大需要電力実績にあわせた電力供給契約を締結していなかった。

東京消防庁本部庁舎の契約電力は1,100kWであるが、平成20年以降の月別最大需要電力の実績は1,000kWであり、平成23年3月に発生した東日本大震災以降は、さらに節電に取り組んだ結果、最大876kWとなっていた。

仮に契約電力を100kW引き下げると年間169万円の節減になることから、過去の最大需要電力実績を踏まえた契約電力に改めるよう求めた。

（７）工事契約の履行期限までに履行が完了していないのに工事代金を支払ったもの

デマンドモニター設備設置工事において、履行期限までに電力使用量をパーソナルコンピュータの画面上に表示できる状況になっていなかったにもかかわらず、工事契約の検査を合格させて、工事代金を支払っていた。

教育庁は、都立学校の電力使用量の抑制を図ることを目的として、電力使用状況をパーソナルコンピュータに表示する装置（デマンドモニター）等を設置する工事（契約金額：約809万円）を行った。

都立三鷹高等学校では、この工事の履行期限までに、デマンドモニターは設置されていたものの、パーソナルコンピュータに電力使用量を表示する設定が行われていなかった。

しかし、庁は、工事契約の履行が完了したとして、検査を合格させ、工事代金を支払っていた。

そこで、工事完了検査を適正に行うよう求めた。

（8）ろう学校の生徒に火災発生などを伝達する始業灯を生徒の視界外に設置したもの

ろう学校では、聴覚障害のある生徒に安全に係る情報などを提供するため、緊急時に点灯する始業灯を設置しているが、生徒の視界に入らない位置に始業灯を設置している教室があるのに、設置位置の変更工事を行っていなかった。

中央ろう学校では聴覚障害のある生徒に6年間の中高一貫教育を提供しているが、教室等の天井に始業灯を設置し、火災発生時には赤い灯を、不審者侵入時には青い灯を点灯することで、安全確保に係る情報を生徒に伝達している。

個別学習室（8室）には、始業灯が、床に固定されている生徒用机の後方、生徒の頭上にあたる位置にあることから、学習している生徒の視界に入らず、情報が伝わるようになっていなかった。

そこで、始業灯を適切な場所に移設するよう求めた。

第3 重点監査事項

1 工事

(1) 目的

平成24年度において、水道局・東京都住宅供給公社における汚職事件や建設局の不適正処理が発生した。そこで、誤りの発生防止と事件・事故の再発抑止の観点から、工事に係る内部統制などについて、全庁を対象として重点的に監査を実施した。

(2) 着眼点

- ① 工事請負契約に係る設計、契約、施工管理、検収、支出は適正か
- ② それらの事務が適切に統制されているか

(3) 監査の実施状況

平成24年度に竣工した工事のうち、監査実施日の1か月前までに竣工したもの5,240件4,687億余円から、487件533億余円を抽出して監査した。局別内訳は表3のとおりである。

(表3) 局別の監査実施状況

(単位：千円)

| No. | 局名 | 部・所数 | 対象 | | 監査実施 | |
|-------|---------|------|-------|-------------|------|------------|
| | | | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 1 | 総務局 | 4 | 12 | 58,010 | 5 | 35,163 |
| 2 | 財務局 | 1 | 251 | 65,190,168 | 7 | 2,836,321 |
| 3 | 主税局 | 11 | 27 | 27,152 | 20 | 25,132 |
| 4 | 生活文化局 | 1 | 5 | 5,578,371 | 3 | 13,428 |
| 5 | スポーツ振興局 | 1 | 26 | 5,599,596 | 5 | 451,550 |
| 6 | 都市整備局 | 8 | 256 | 12,135,863 | 35 | 2,315,194 |
| 7 | 環境局 | 4 | 44 | 303,540 | 10 | 124,435 |
| 8 | 福祉保健局 | 8 | 329 | 972,463 | 3 | 258,271 |
| 9 | 病院経営本部 | 9 | 98 | 392,303 | 20 | 113,412 |
| 10 | 産業労働局 | 14 | 74 | 882,600 | 28 | 354,028 |
| 11 | 中央卸売市場 | 11 | 456 | 690,010 | 10 | 97,909 |
| 12 | 建設局 | 16 | 1,249 | 85,559,213 | 89 | 4,652,937 |
| 13 | 港湾局 | 5 | 529 | 47,465,134 | 21 | 3,778,508 |
| 14 | 東京消防庁 | 12 | 129 | 240,045 | 14 | 57,546 |
| 15 | 交通局 | 8 | 305 | 23,948,361 | 45 | 2,669,402 |
| 16 | 水道局 | 21 | 1,083 | 178,295,264 | 103 | 18,411,180 |
| 17 | 下水道局 | 12 | 367 | 41,376,424 | 69 | 17,180,689 |
| 17局合計 | | 146 | 5,240 | 468,714,517 | 487 | 53,375,105 |

(4) 監査の結果

監査の結果、表2のとおり、10局に対し、25件の指摘を行った。

指摘事項を類型別に整理すると、表4のとおりである。

(表4) 工事に係る類型別指摘状況

| 区分 | 指摘件数 |
|----------------------------|------|
| A 工事等を施行してから契約しているもの | 1 |
| B 必要な調整を行わないまま設計・起工しているもの | 2 |
| C 工事変更に係る事務手続を行っていないもの | 4 |
| D 履行完了していないのに完了と認めているもの | 4 |
| E 工事記録写真に施工日が撮影されていないもの | 4 |
| F 意思決定せずに単価契約工事の指示を行っているもの | 2 |
| G その他 | 8 |
| 計 | 25 |

(5) 指摘事例

都市整備局 指摘事項(2)ア P. 35

A 工事等を施行してから契約しているもの

都市整備局西部住宅建設事務所は、都営住宅20H-102西床張替工事など3件約47万円の工事等において、竣工した都営住宅を指定管理者に引き継ぐ際に、指定管理者の要望があった箇所の追加工事等を行っているが、工事記録写真等で確認したところ、契約締結前に施工し、事後処理で契約事務を行っている。

B 必要な調整を行わないまま設計・起工しているもの

港湾局東京港管理事務所は、平成24年度海の森公園整備工事（その2）（契約金額：7,133万1,750円）において、他に使用許可しているため施工できないとあらかじめわかっている土地の面積を控除せずに設計・発注し、契約締結後に施工面積を変更するなど、本来、設計・起工前に把握し、調整すべき事項を、調整せずに設計・起工している。

C 工事変更に係る事務手続を行っていないもの

水道局は、工事請負契約の締結後に工事内容、工期等を変更する場合、その都度、「起工変更」手続を行い、内容が簡易なときや起工変更を行ういとまがないときは、都度、簡易な「施工変更」手続を行ったのち工期末に起工変更を行うこととしている。

しかし、東部第二支所が行った配水本管補修工事（契約金額：3,129万7,654円）、中央支所が行った配水本管移設工事（契約金額：2億5,371万1,500円）において、工事内容の変更を行っているにもかかわらず、必要な工事変更の事務手続を行っていない。

D 履行完了していないのに完了と認めているもの

港湾局東京港管理事務所は、平成24年度海の森公園整備工事（その2）（契約金額：7,133万1,750円）において、工事変更を行っているが、請負者から変更内容を反映した竣工図が納品されていないにもかかわらず、履行が完了したのものとして工事代金を支払っている。

E 工事記録写真に施工日が撮影されていないもの

工事記録写真は、工事件名、工種名、撮影日等を記載した黒板等を入れて施工状況を撮影するものであり、施工内容を確認するとともに、工事が期限内に行われたことを判断するために、契約により納品するように定めている。

産業労働局では、都立多摩職業能力開発センター府中校（24）電話設備改修工事など、21件の工事において、工事記録写真に撮影日の記載がなかった。

F 意思決定せずに単価契約工事の指示を行っているもの

単価契約工事は、掘削、舗装などの工種ごとにあらかじめ単価により契約しておき、緊急に補修が必要になったときなどに施工を指示するものであるが、指示に当たっては、指示記録簿を作成し、指示内容を記録して意思決定を行う必要がある。

しかし、建設局東部公園緑地事務所では、用地管理柵設置その他工事など、22件約1億6,866万円の単価契約工事について、指示記録簿を作成しないまま、指示及び施工を行っている。

| |
|-------|
| G その他 |
|-------|

（管きょ維持補修工事契約による工事の施行等が適正でないもの）

下水道局は、本管・取付管などの管きょ施設を緊急又は迅速に補修するため、管きょ維持補修工事契約を締結している。この契約は、緊急に補修が必要になったときなどに施工を指示し、実際に施行した工事の内容に応じて、工事代金を支払うものである。

この契約において、

- ① 平成23年度に工事を施行したが、平成24年度に施工指示をしたこととして工事費を支払ったもの （イ P. 106）
 - ② 補修を依頼された経緯などを記録する受付処理票を作成していなかったため、緊急又は迅速に補修する必要がある工事として管きょ維持補修工事により施行することが適切であるか確認できないもの （オ（ア） P. 107）
 - ③ 工事記録写真に日付が撮影されていないもの （オ（エ） P. 108）
 - ④ 交通誘導員等の単価を誤ったもの （カ（ア） P. 109）
- など、適正でない事項があった。

2 局別重点監査事項

重点監査事項として、次の項目を設定した。

- 業務委託
- 業務の内部統制
- 収入管理・滞納整理
- 現預金管理
- リース契約

重点監査事項ごとに観点を定めた上で、15の局について、事業内容に応じ、局ごとに重点監査事項と具体的なテーマを選定した。

監査の結果、表2のとおり、10局に対し、26件の指摘を行った。

第4 東京都財務諸表等の監査

1 監査の目的

平成24年度東京都財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書、正味財産変動計算書及び附属明細書）が、東京都会計基準に準拠しているかを検証することを目的として実施した。

2 監査対象及び期間

東京都財務諸表（一般会計及び15特別会計）の基となる「局別会計別財務諸表」について、各局に対して監査を行った後、東京都財務諸表について、会計管理局に対し監査を実施した。

- ① 局別会計別財務諸表 平成25年8月2日から同月6日まで
- ② 東京都財務諸表 平成25年8月26日

3 監査の方法

- (1) 財務諸表相互間の整合性の確認
- (2) 前期の財務諸表との継続性の確認
- (3) 歳入歳出決算との整合性の確認
- (4) 財産情報システムの残高と貸借対照表残高との整合性の確認
- (5) 物品管理システムの残高と貸借対照表残高との整合性の確認
- (6) 貸借対照表の科目別残高の確認

ア 「財産に関する調書」との突合

イ 当期の増減について関係書類（購入原議等）との照合（抽出による）

ウ 減価償却計算に関する検証（抽出による）

- (7) 決算整理手続の確認

不納欠損引当金、貸倒引当金、退職給与引当金及び賞与引当金について、計上額や算定の根拠となる計数を確認

- (8) 特異科目の検証

特に留意する必要がある科目及び科目名等からは内容が明確でない科目（その他行政費用など）について、計上した理由や妥当性を検証

4 監査の結果

監査の対象とした財務諸表については、監査を実施した範囲において、東京都会計基準に準拠して作成されているものと認められる。

(別表1) 局別実地監査期間

| No. | 局名 | 実地監査 | 補足監査 |
|-----|------------|--------------------------------------|-------------------|
| 1 | 知事本局 | 平成25年5月16日及び17日 | |
| 2 | 青少年・治安対策本部 | 平成25年5月21日及び22日 | |
| 3 | 総務局(注1) | 平成25年5月8日から17日まで | |
| 4 | 財務局 | 平成25年4月15日から19日まで | |
| 5 | 主税局 | 平成25年2月6日から3月8日まで | 平成25年6月13日及び14日 |
| 6 | 生活文化局 | 平成25年1月15日から31日まで | 平成25年6月13日及び14日 |
| 7 | スポーツ振興局 | 平成25年4月10日から5月10日まで | 平成25年6月14日 |
| 8 | 都市整備局 | 平成25年2月18日から3月6日まで | 平成25年6月13日及び14日 |
| 9 | 環境局 | 平成25年4月12日から23日まで | 平成25年6月13日 |
| 10 | 福祉保健局(注1) | 平成25年5月13日から6月7日まで | |
| 11 | 病院経営本部 | 平成25年4月25日から5月29日まで | |
| 12 | 産業労働局 | 平成25年5月17日から6月3日まで | |
| 13 | 中央卸売市場 | 平成25年1月15日から31日まで | 平成25年6月13日及び14日 |
| 14 | 建設局 | 平成25年4月9日から5月10日まで | 平成25年6月13日及び14日 |
| 15 | 港湾局 | 平成25年4月9日から5月9日まで | 平成25年6月13日及び14日 |
| 16 | 会計管理局 | 平成25年3月4日から7日まで | 平成25年6月13日 |
| 17 | 東京消防庁 | 平成25年1月16日から2月1日まで | 平成25年6月13日及び14日 |
| 18 | 交通局 | 平成25年4月12日から26日まで | 平成25年6月13日 |
| 19 | 水道局 | 平成25年1月11日から2月18日まで | 平成25年6月10日から14日まで |
| 20 | 下水道局 | 平成25年1月9日から2月8日まで 平成25年5月30日及び31日 | 平成25年6月13日及び14日 |
| 21 | 教育庁(注1) | 平成25年5月7日から6月7日まで | |
| 22 | 警視庁(注1) | 平成25年4月10日から19日まで | 平成25年6月13日 |
| 23 | 選挙管理委員会事務局 | 平成25年2月26日及び27日 | |
| 24 | 人事委員会事務局 | 平成25年3月4日 | 平成25年6月13日 |
| 25 | 監査事務局 | 平成25年3月6日 | 平成25年6月14日 |
| 26 | 労働委員会事務局 | 平成25年3月18日 | |
| 27 | 収用委員会事務局 | 平成25年3月19日 | |
| 28 | 議会局 | 平成25年3月4日及び5日 | 平成25年6月14日 |

(注1) 三宅支庁管内の事業所は平成25年5月21日及び23日
小笠原支庁管内の事業所は平成25年5月27日及び29日

(別表2) 局別実地監査場所

| No. | 局名 | 本庁 | 事業所 |
|-----|------------|---|---|
| 1 | 知事本局 | 総務部、地方分権推進部、外務部、基地対策部、政策部、投資政策部、計画調整部、総合特区推進部 | 8 |
| 2 | 青少年・治安対策本部 | 総合対策部 | 1 |
| 3 | 総務局 | 総務部、復興支援対策部、行政改革推進部、情報システム部、首都大学支援部、人事部、行政監察室、行政部、総合防災部、統計部、人権部 | 11 三宅・小笠原各支庁 |
| 4 | 財務局 | 経理部、主計部、財産運用部、建築保全部 | 4 |
| 5 | 主税局 | 総務部、税制部、課税部、資産税部、徴収部 | 5 港・新宿・江東・目黒・大田・世田谷・中野・豊島・北・荒川・板橋・江戸川・立川各都税事務所、都税総合事務センター、練馬・八王子各自動車税事務所 |
| 6 | 生活文化局 | 総務部、広報広聴部、都民生活部、消費生活部、私学部、文化振興部 | 6 消費生活総合センター、計量検定所、東京ウィメンズプラザ |
| 7 | スポーツ振興局 | 総務部、スポーツ事業部、スポーツ祭東京推進部、招致推進部 | 4 |
| 8 | 都市整備局 | 総務部、都市づくり政策部、住宅政策推進部、都市基盤部、市街地整備部、市街地建築部、都営住宅経営部 | 7 第一区画整理事務所、第二区画整理事務所、再開発事務所、多摩ニュータウン整備事務所、多摩建築指導事務所、東部住宅建設事務所、西部住宅建設事務所 |
| 9 | 環境局 | 環境政策部、都市地球環境部、環境改善部、自動車公害対策部、自然環境部、廃棄物対策部 | 6 多摩環境事務所 |
| 10 | 福祉保健局 | 総務部、指導監査部、医療政策部、保健政策部、生活福祉部、高齢社会対策部、少子社会対策部、障害者施策推進部、健康安全部 | 9 広尾・荏原・北多摩・南多摩各看護専門学校、西多摩・南多摩・多摩立川・多摩府中各保健所、島しょ保健所三宅・小笠原各出張所、西多摩福祉事務所、板橋・東村山(旧東村山老人ホーム含む)各ナーシングホーム、萩山実務学校、誠明学園、女性相談センター(多摩支所含む)、児童相談センター、北・立川・江東(旧墨田)・八王子・多摩各児童相談所、心身障害者福祉センター、北療育医療センター、北療育医療センター城南分園、多摩療育園、府中療育センター、中部・多摩各総合精神保健福祉センター、健康安全研究センター、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所 |

| No. | 局名 | 本庁 | 事業所 |
|-----|---------------|--|--|
| 11 | 病院経営本部 | 経営企画部、サービス推進部 | 2 広尾・大塚・駒込・墨東・神経・松沢各病院、多摩総合医療センター、小児総合医療センター 8 |
| 12 | 産業労働局 | 総務部、商工部、金融部、金融監理部、観光部、農林水産部、雇用就業部 | 7 皮革技術センター、農業振興事務所、森林事務所、島しょ農林水産総合センター、家畜保健衛生所、労働相談情報センター、労働相談情報センター大崎事務所、労働相談情報センター池袋事務所、労働相談情報センター亀戸事務所、労働相談情報センター国分寺事務所、労働相談情報センター八王子事務所、中央・城北職業能力開発センター、中央・城北職業能力開発センター高年齢者校、城南職業能力開発センター、城東職業能力開発センター、多摩職業能力開発センター、多摩職業能力開発センター八王子校、東京障害者職業能力開発校 18 |
| 13 | 中央卸売市場 | 管理部、事業部、新市場整備部 | 3 築地・食肉・大田・豊島・淀橋・足立・板橋・世田谷・北足立・多摩ニュータウン・葛西各市場 11 |
| 14 | 建設局 | 総務部、用地部、道路管理部、道路建設部、三環状道路整備推進部、公園緑地部、河川部 | 7 第一・第二・第三・第四・第五・第六・西多摩・南多摩東部・南多摩西部・北多摩南部・北多摩北部各建設事務所、土木技術支援・人材育成センター、東部・西部各公園緑地事務所、江東治水事務所 15 |
| 15 | 港湾局 | 総務部、港湾経営部、臨海開発部、港湾整備部、離島港湾部 | 5 東京港管理事務所、東京港建設事務所、調布飛行場管理事務所 3 |
| 16 | 会計管理局 | 管理部 | 1 |
| 17 | 東京消防庁 (注1) | 企画調整部、総務部、人事部、警防部、防災部、救急部、予防部、装備部 | 8 第一・第二・第三・第四・第五・第六・第七・第八・第九・第十各消防方面本部、消防学校、消防技術安全所、 <u>麴町</u> ・ <u>日本橋</u> ・麻布・荏原・ <u>田園調布</u> ・ <u>世田谷</u> ・ <u>牛込</u> ・ <u>野方</u> ・ <u>王子</u> ・ <u>滝野川</u> ・ <u>浅草</u> ・ <u>足立</u> ・ <u>本所</u> ・城東・小平・ <u>狛江</u> ・ <u>日野</u> ・ <u>多摩</u> ・ <u>光が丘</u> 各消防署 31 |
| 18 | 交通局 | 総務部、職員部、資産運用部、電車部、自動車部、車両電気部、建設工務部 | 7 新橋・市ヶ谷・馬喰・都庁前・大門駅務管理所、小滝橋・早稲田・千住・江東・江戸川自動車営業所、三田線電気管理所、発電事務所、馬込・木場保線管理所 14 |
| 19 | 水道局 | 総務部、職員部、経理部、サービス推進部、浄水部、給水部、建設部、多摩水道改革推進本部調整部、同施設部 | 9 中央・東部第一・東部第二・西部・南部（桜丘庁舎含む）・北部各支所、千代田・港・文京・江東・江戸川・荒川・杉並・中野・大田・世田谷（太子堂分室含む）・目黒・練馬・北各営業所、立川・多摩各給水管理事務所、八王子給水事務所、研修・開発センター、水運用センター、水質センター、水源管理事務所、小河内貯水池管理事務所、東村山・金町・朝霞各浄水管理事務所、三園浄水場、東部・西部各建設事務所、水道緊急隊 34 |

(注1) 下線の署は近隣の署を会場として集合監査を実施

| No. | 局名 | 本庁 | 事業所 | |
|-----|-------------|--|---|----|
| 20 | 下水道局 | 総務部、職員部、経理部、計画調整部、施設管理部、建設部、流域下水道本部管理部、同技術部（北多摩一号水再生センター、南多摩水再生センター、北多摩二号水再生センター、浅川水再生センター、多摩川上流水再生センター、八王子水再生センター及び清瀬水再生センターを含む。） | 8 中部（芝浦水再生センターを含む。）、北部（三河島水再生センターを含む。）、東部第一（砂町水再生センター及び有明水再生センターを含む。）、東部第二（中川水再生センター、小菅水再生センター及び葛西水再生センターを含む。）、西部第一（落合水再生センター及び中野水再生センターを含む。）、西部第二（みやぎ水再生センター、新河岸水再生センター及び浮間水再生センターを含む。）、南部各下水道事務所、森ヶ崎水再生センター（南部スラッジプラントを含む。）、第一基幹施設再構築事務所、第二基幹施設再構築事務所 | 24 |
| 21 | 教育庁 (注2) | 総務部、都立学校教育部、地域教育支援部、指導部、人事部、福利厚生部 | 6 多摩教育事務所、三宅出張所、東部・中部・西部各学校経営支援センター、教職員研修センター、教育相談センター、中央図書館、 <u>日比谷</u> ・ <u>三田</u> ・ <u>小山台</u> ・ <u>雪谷</u> ・ <u>大森</u> ・ <u>目黒</u> ・ <u>青山</u> ・ <u>広尾</u> ・ <u>国際</u> ・ <u>武蔵丘</u> ・ <u>豊多摩</u> ・ <u>杉並</u> ・ <u>井草</u> ・ <u>竹早</u> ・ <u>向丘</u> ・ <u>高島</u> ・ <u>千早</u> ・ <u>上野</u> ・ <u>江北</u> ・ <u>足立西</u> ・ <u>東</u> ・ <u>葛西南</u> ・ <u>大江戸</u> ・ <u>片倉</u> ・ <u>八王子東</u> ・ <u>八王子北</u> ・ <u>日野台</u> ・ <u>成瀬</u> ・ <u>山崎</u> ・ <u>立川</u> ・ <u>砂川</u> ・ <u>東大和</u> ・ <u>上水</u> ・ <u>保谷</u> ・ <u>田無</u> ・ <u>三鷹</u> ・ <u>神代</u> ・ <u>永山</u> ・ <u>三宅</u> ・ <u>小笠原</u> ・ <u>農芸</u> ・ <u>工芸</u> ・ <u>多摩工業</u> ・ <u>芝商業</u> ・ <u>第一商業</u> ・ <u>葛飾商業</u> ・ <u>第五商業</u> ・ <u>つばさ総合</u> ・ <u>王子総合</u> ・ <u>町田総合</u> ・総合芸術各高等学校、 <u>三鷹中等教育学校</u> 、文京・八王子各盲学校、葛飾・中央各ろう学校、光明・江戸川・青鳥・しいの木・高島・墨田・中野・葛飾・久留米各特別支援学校、永福学園、南大沢学園 | 74 |
| 22 | 警視庁 (注3) | 総務部、警務部、交通部、警備部、地域部、公安部、刑事部、生活安全部、組織犯罪対策部 | 9 <u>丸の内</u> ・ <u>築地</u> ・ <u>赤坂</u> ・ <u>品川</u> ・ <u>田園調布</u> ・ <u>成城</u> ・ <u>代々木</u> ・ <u>新宿</u> ・ <u>戸塚</u> ・ <u>駒込</u> ・ <u>目白</u> ・ <u>上野</u> ・ <u>南千住</u> ・ <u>荒川</u> ・ <u>深川</u> ・ <u>亀有</u> ・ <u>昭島</u> ・ <u>立川</u> ・ <u>東村山</u> ・ <u>武蔵野</u> ・ <u>五日市</u> ・ <u>高尾</u> ・ <u>町田</u> ・ <u>多摩中央</u> ・ <u>高島平</u> ・ <u>三宅</u> ・ <u>小笠原</u> 各警察署 | 27 |
| 23 | 選挙管理委員会事務局 | | 1 | |
| 24 | 人事委員会事務局 | 任用公平部、試験部 | 2 | |
| 25 | 監査事務局 | | 1 | |
| 26 | 労働委員会事務局 | | 1 | |
| 27 | 収用委員会事務局 | | 1 | |
| 28 | 議会局 | 管理部、議事部、調査部 | 3 | |

(注2) 下線の学校は近隣の学校等を会場として集合監査を実施

(注3) 下線の署は近隣の署を会場として集合監査を実施

(別表3) 指摘事項一覧

| 局 No. | 局名 | 指 摘 No. | 指摘件名 |
|----------|----------------|---------------|---|
| 1 | 青少年・治安 対策本部 | 1 | (1) 企画提案方式による契約事務を適正に行うべきもの |
| 2 | 財務局 | 2 | (1) 二会計年度以上にわたる工事契約の工事変更手続を適正に行うべきもの |
| | | 3 | (2) 委託業務を適切に行うべきもの |
| 3 | 主税局 | 4 | (1) 固定資産を適正に把握し、評価すべきもの |
| | | 5 | (2) 滞納処分の執行停止を適正に行うべきもの |
| | | 6 | (3) 連帯納税義務に係る滞納整理事務を適正に行うべきもの |
| 4 | 生活文化局 | 7 | (1) 金銭出納員及び現金取扱員に係る任命手続等を適正に行うべきもの |
| | | 8 | (2) 支出命令を適正に執行すべきもの |
| 5 | 都市整備局 | 9 | (1) 都営住宅跡地の草刈に係る履行確認を適切に行うべきもの |
| | | 10 | (2) 竣工済みの都営住宅を指定管理者に引き継ぐまでの間の工事等について ア 契約手続を適正に行うべきもの |
| | | 11 | (2) イ 巡回点検業務に係る履行確認を適正に行うべきもの |
| | | 12 | (3) 事業用地等維持管理工事について ア 施工に対する検査を適正に行うべきもの |
| | | 13 | (3) イ 施工に係る指示手続を適正に行うべきもの |
| | | 14 | (4) 契約変更手続を適正に行うべきもの |
| | | 15 | (5) 事業用地の管理を適正に行うべきもの |
| 6 | 環境局 | 16 | (1) 産業廃棄物の処理に係る行政指導を適正に進めるべきもの |
| 7 | 福祉保健局 | 17 | (1) 庁舎警備委託の人員配置を適切に行うべきもの |
| | | 18 | (2) 印刷契約事務を適正に行うべきもの |
| | | 19 | (3) 契約事務手続を適正に行うべきもの |
| | | 20 | (4) 管理運営委託契約について執行管理を適切に行うべきもの |
| 8 | 病院経営本部 | 21 | (1) 資金前渡について ア 前渡金受払簿の記帳を適正に行うべきもの |
| | | 22 | (1) イ 前渡金の支払及び精算を適正に行うべきもの |
| | | 23 | (2) P F I 手法による病院運営について ア 適切な業務遂行を確保すべきもの |
| | | 24 | (2) イ 履行確認及び評価の実効性を確保すべきもの |
| | | 25 | (2) ウ アドバイザー業務委託契約のあり方も含めて見直すべきもの |
| | | 26 | (3) 医薬外未収金の債権管理を適正に行うべきもの |
| | | 27 | (4) 診療費の過誤納還付未済金の管理について ア 過誤納還付未済金の内容を把握し、適切な事務処理を行うべきもの |
| | | 28 | (4) イ 還付事務を適切に行うべきもの |
| | | 29 | (5) 修繕業務の支払事務を適正に行うべきもの |
| | | 30 | (6) 契約事務を適切に行うべきもの |
| | | 31 | (7) 医薬品の共同購入契約に係る検収の適正性を確保すべきもの |
| | | 32 | (8) 自己検査を適切かつ有効に行うべきもの |
| 9 | 産業労働局 | 33 | (1) 工事記録写真に係る確認を適正に行うべきもの |
| | | 34 | (2) リース契約に係る事務手続について ア リース契約の積算を適切な算出方法に基づいて行うべきもの |
| | | 35 | (2) イ リース契約の積算を適切な料率に基づいて行うべきもの |
| | | 36 | (3) 処分計画の実現に向け、不法占有の解消への取組を進めるべきもの |
| 10 | 中央卸売市場 | 37 | (1) 有効なメータを用いて適正に計量すべきもの |

| 局 No. | 局名 | 指 摘 No. | 指摘件名 |
|----------|--------------------------------|---------------|--|
| 11 | 建設局 | 38 | (1) 工事変更に係る事務手続を適正に行うべきもの |
| | | 39 | (2) 工事に係る事務手続について ア 工事変更手続を適正に行うべきもの |
| | | 40 | (2) イ 工事記録写真に係る確認を適正に行うべきもの |
| | | 41 | (2) ウ 単価契約工事等に係る指示手続を適正に行うべきもの |
| | | 42 | (3) リース契約に係る起案文書を適正に保存すべきもの |
| | | 43 | (4) リース契約に係る事務手続について ア リース契約に係る積算を適切に行うべきもの |
| | | 44 | (4) イ 再リース契約に係る積算を適切に行うべきもの |
| | | 45 | (4) ウ リース料と保守料を区分し積算を適切に行うべきもの |
| | | 46 | (4) エ 保守内容を適切に定めるべきもの |
| | | 47 | (5) 一般廃棄物の処理について ア 河川水面清掃に伴う廃棄物処理について適切に契約すべきもの |
| | | 48 | (5) イ 一般廃棄物を適正な金額で処理すべきもの |
| | | 49 | (5) ウ 一般廃棄物を適正な金額で処理すべきもの |
| | | 50 | (5) エ 委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの |
| | | 51 | (6) 受託者が許可業者であることを確認した上で契約すべきもの |
| | | 52 | (7) 一般廃棄物の処理を適正に行うべきもの |
| 53 | (8) 仕様書を適切に作成し仕様書に基づく積算を行うべきもの | | |
| 12 | 港湾局 | 54 | (1) 工事に係る事務を適正に行うべきもの ア 工事代金の支払手続を適正に行うべきもの |
| | | 55 | (1) イ 適正に設計・起工すべきもの |
| | | 56 | (1) ウ 受注者に対する適正な指導を行うべきもの |
| | | 57 | (2) リース契約に係る積算を適切に行うべきもの |
| 13 | 東京消防庁 | 58 | (1) 工事記録写真の撮影日に係る確認を適正に行うべきもの |
| | | 59 | (2) 契約電力を改めるべきもの |
| 14 | 交通局 | 60 | (1) 補修工事契約に係る設計を適切に行うべきもの |
| | | 61 | (2) 工事完了検査及び支出事務手続を適正に行うべきもの |
| | | 62 | (3) 車載料金機による計数値と現金有り高の不一致を適切に確認すべきもの |
| | | 63 | (4) 過収受運賃の返金事務を適切に行うべきもの |
| | | 64 | (5) 保守委託について適正に契約事務手続きを行うべきもの |
| 15 | 水道局 | 65 | (1) 起工変更等の事務手続を適正に行うべきもの |
| | | 66 | (2) 改善指示に係る連絡体制を整備すべきもの |
| | | 67 | (3) 総計扱いによる料金算定を適正に行うべきもの |
| | | 68 | (4) 未納料金の徴収整理を適正に行うべきもの |
| | | 69 | (5) 支払計画を適切に設定し履行を確保すべきもの |
| | | 70 | (6) 保有固定資産管理業務委託を適切に行うべきもの |
| | | 71 | (7) 水道章標等の在庫管理を適切に行うべきもの |
| | | 72 | (8) 職員住宅等補修業務委託契約の執行管理を適正に行うべきもの |
| | | 73 | (9) 委託契約の調査結果を活用し問題箇所の改善を図るべきもの |
| | | 74 | (10) 草刈等作業委託契約に係る完了検査を適切に行うべきもの |

| 局 No. | 局名 | 指 摘 No. | 指摘件名 |
|----------|------|---------------|---|
| 16 | 下水道局 | 75 | (1) 管きよ維持補修工事について ア 管きよ維持補修工事の施行に関する必要な事項について (ア) 管きよ維持補修工事の適用範囲を適切に定めるべきもの |
| | | 76 | (1) ア (イ) 管きよ維持補修工事の施行に関して、要綱に必要事項を定めるべきもの |
| | | 77 | (1) イ 施行通知書による施行指示を適正に行うべきもの |
| | | 78 | (1) ウ 競合工事に伴う協定書に基づき適正な支出を行うべきもの |
| | | 79 | (1) エ 建設副産物に係る確認を適切に行うべきもの |
| | | 80 | (1) オ 管きよ維持補修工事の施行を適切に行うべきもの |
| | | 81 | (1) カ 完了検査を適正に行うべきもの |
| | | 82 | (2) 一般補修工事に係る完了検査を適正に行うべきもの |
| | | 83 | (3) 物品購入に係る契約事務を適切に行うべきもの |
| 17 | 教育庁 | 84 | (1) 設備設置工事に係る工事完了手続を適正に行うべきもの |
| | | 85 | (2) 監視カメラの設置及び保守点検に係る事務を適正に行うべきもの |
| | | 86 | (3) 図書類台帳及び教科書等の管理を適正に行うべきもの |
| | | 87 | (4) 都立学校公開講座の受講料等の徴収及び支払手続を適正に行うべきもの |
| | | 88 | (5) 実験・実習用薬品類の保管・管理を適正に行うべきもの |
| | | 89 | (6) 始業灯を適切な場所に移設すべきもの |

第5 監査の結果（各局別）

青少年・治安対策本部

1 指摘事項

(歳出)

(1) 企画提案方式による契約事務を適正に行うべきもの

総合対策部は、18歳以上の若者が抱える人間関係の悩みや漠然とした不安、孤独等に関する相談に対応できるよう、東京都若者総合相談「若ナビ」事業を実施しており、当該事業の認知度を高めるため、企画提案方式により、広報業務委託契約（契約期間：平成24.4.1～平成25.3.31、契約金額：989万1,000円、契約相手方：A）を締結している。

企画提案方式による随意契約については、提案内容とそれに応じた金額によって最も効果的な契約の相手方を選定するものであるから、本来、提案内容等を変更することは想定されず、原則として、契約変更が認められない。

ところで、契約の履行状況を見たところ、次のとおり、適正ではない点が複数認められた。

ア 部は、広報内容の一部を変更したほうがより高い広報効果が期待できるとして、契約を変更している。ところが、広報内容を変更することの必要性並びに各事業の積算内容及び金額が適切であったかの具体的な判断をせず、正規の意思決定手続を行わないまま、表1のとおり、契約に定められている内容とは異なる業務を履行させた。

イ 部は、受託者に変更した契約内容を履行させたにもかかわらず、当初委託契約書に添付した内訳書に基づき検査を行い、履行完了手続を行った。

部は、企画提案方式による契約事務を適正に行われたい。

(総合対策部)

(表1) 契約内容及び履行状況

| | 種別 | 当初契約の内容 | 履行状況 |
|---|---------|---------------------------------|--------------------------------|
| 1 | WEB広告 | 検索サイトにおけるリスティング広告 | 当初契約どおり |
| 2 | バナー広告 | 当初契約にはない | SNS（1か月） |
| 3 | ノベルティ活用 | 12回 | 5回 |
| 4 | 大学広告 | キャンパスポケット（1年間） | 学食トレイマット（2か月） |
| 5 | 店舗広告 | 3か月 | 未実施 |
| 6 | 屋外広告 | 3か月 | 未実施 |
| 7 | 交通広告 | ステッカー（3路線×1か月） ※路線名：当初契約にはない | ステッカー（2路線×2か月） ※京王線・東武伊勢崎線 |
| | | | ステッカー（2路線×1か月） ※西武池袋線・西武新宿線 |
| | | 当初契約にはない | まど上ポスター（1路線×4週間） ※中央線 |

財務局

1 指摘事項

(重点監査事項)

(歳出)

(1) 二会計年度以上にわたる工事契約の工事変更手続を適正に行うべきもの

建築保全部は、東京都工事施行規程（昭和46年東京都訓令甲第15号。以下「規程」という。）に基づき、工事請負契約の締結後に、工事内容や工期の変更及びこれらに伴う契約金額の変更を行う場合について、工事変更の決定手続を行っている。

工事変更の手続は、速やかに行うことを原則とするが、規程第22条第3項の各号に定める場合を除いては、工期末（二会計年度以上にわたる工事にあつては各会計年度の末及び工期の末）までに一括して行うことができるとされている。

建築保全部は、「第一本庁舎（20）外壁シーリングその他改修工事」の契約をAと締結している。（契約金額：3億6,127万5,075円（変更後金額：3億5,878万5,000円）、契約期間：平成21.1.20～平成25.3.15）

この契約の工事変更の手続について見たところ、Aから平成21年度11回、平成22年度5回、平成23年度13回、平成24年度6回の合計35回の施工協議書が提出されていた。これは、本工事が、超高層建築物の特殊性により、設計時に外壁全体について詳細に調査することが困難な状況であったことから、施工時において工事エリアごとに外壁及びシーリングの劣化状況を詳しく調査・確認の上施工協議を行い、施工箇所及び仕様を確定するという手順を外壁全面にわたり工期末まで繰り返し行う特殊な工事であったためである。

部は、Aからの施工協議に対し一括変更手続により行うこととして、その都度施工指示書で施工内容の変更を指示しているが、それらの工事変更の手続について、当該工事の最終年度の工期末である平成25年1月に4年間分の工事変更を一括して行っていることが認められた。

しかしながら、当該契約は二会計年度以上にわたる工事であるため、各会計年度の末に工事変更の手続を行わなければならないにもかかわらず、行っていなかったことは適正でない。

部は、二会計年度以上にわたる工事契約の工事変更手続を適正に行われたい。

(建築保全部)

(重点監査事項)

(歳出)

(2) 委託業務を適切に行うべきもの

建築保全部は、都庁に訪れる来庁者への案内業務として、都庁第一・二本庁舎の1階と2階における受付案内及び展望室の案内について、「庁舎案内業務等委託」(契約金額: 8,040万978円、契約期間: 平成24.4.1~平成25.3.31、以下「委託業務」という。)の契約をBと締結している。

ところで、委託業務について見たところ、次のとおり適切でない事例が認められた。

ア 委託業務の積算は、人件費及び管理運営費と諸経費で構成されている。

委託業務のうち、都庁第一・二本庁舎の1階と2階における庁内案内業務の積算内訳は、厚生労働省「平成21年度労働者派遣事業報告の集計結果」(確定版)の人材派遣料金単価に落札率を乗じるなどして積算している。なお、事務担当者及び案内員については、単価設定がないため、一般財団法人経済調査会発行「月刊積算資料」「受付・案内」A・B・Cの構成比率を参考として用いている。

ところで、この庁内案内業務における人件費を見たところ、人材派遣賃金ではなく、人材派遣料金を用いている。人材派遣料金には、人材派遣賃金に管理運営費、諸経費及び事業利益が含まれており、委託業務全体の積算にも管理運営費と諸経費があることから、二重計上となっていることが認められた。

イ 庁舎見学案内業務については、仕様書に案内業務の実施として、午前1回と午後1回の各々1時間程度と定められていることから、これに必要な業務時間を案内業務3時間(仕様書の1時間程度を1.5時間として見積もっている)、案内打合せ1時間、事前準備・後片付け2時間、エレベータ操作40分、その他予約受付20分として合計7時間として定めていることから、これに基づき積算し契約を締結している。

ところで、過去3か年度の案内実績は、表1のとおり、執行率0.23、積算の4分の1未満の状況である。

部は、これを考慮せずに仕様を定め積算しているため、平成24年度の実績で換算すると表2のとおり契約額と実績額が291万1,089円乖離していることが認められた。

ウ 教育訓練の確認については、仕様書に受託者が業務従事者に対し接遇、語学、都庁舎の概要などの教育訓練を実施することとなっており、その教育内容及び終了を明らかにした書類を業務従事者名簿に添付することとしている。

ところで、この業務従事者名簿を見たところ、教育訓練の内容及び終了を明らかにした書類が添付されていないことが認められた。

部は、委託業務を適切に行われたい。

(建築保全部)

(表1) 過去3か年庁舎見学案内件数実績表

(単位：件)

| 区分 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 過去3か年 |
|--------------|--------|--------|--------|-------|
| 団体見学件数 A | 120 | 134 | 94 | 348 |
| 案内可能件数(注1) B | 490 | 492 | 490 | 1,472 |
| 執行率 A/B | 0.24 | 0.27 | 0.19 | 0.23 |

(注1) 業務日数 (365日 - (土日祝日+年末年始)) × 2回

(表2) 契約金額と実績額の乖離

(単位：円)

| 区分 | 計算式 | 金額 |
|------|----------------------|-----------|
| 契約金額 | ① | 3,593,936 |
| 実績額 | ②=①×0.19 (平成24年度執行率) | 682,847 |
| 差引 | ①-② | 2,911,089 |

主税局

1 指摘事項

(都税)

(1) 固定資産を適正に把握し、評価すべきもの

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在の固定資産である土地、家屋及び償却資産の所有者に対し、その固定資産の価格をもとに算定される税額をその固定資産の所在する市町村が課税する税金であり、東京都23区内においては、特例で都が評価し、課税を行っている。

ところで、新宿都税事務所及び世田谷都税事務所において、固定資産の把握、評価の状況について見たところ、次のとおり、適正でない事例が認められた。

ア 新宿都税事務所は、賦課期日を含め1年以上存在する建物は、仮設建物であっても「家屋」として固定資産税の対象となるが、新宿区内に1年以上存在するプレハブ造の建物1棟について、監査日(平成25.2.19)現在、適正に把握し、評価していなかった。

イ 世田谷都税事務所は、倉庫のうち、基礎を打った堅固なもので土地に定着している場合には「家屋」として固定資産税の対象となるが、世田谷区の建築確認を受けた「家屋」と判定すべき倉庫1件について、監査日(平成25.2.14)現在、適正に把握し、評価していなかった。

各所は、固定資産を適正に把握し、評価されたい。

(新宿都税事務所)

(世田谷都税事務所)

(2) 滞納処分の執行停止を適正に行うべきもの

自動車税については、滞納処分の執行停止等に係る取扱いを行う場合、預貯金照会、給与照会その他財産調査などの複数の調査をしても財産が判明しないことを要件としている。

ところで、大田都税事務所において、平成24年5月9日、自動車税に係る滞納処分の執行停止等を行った案件(2年分6万9,000円)について見たところ、預貯金照会、給与照会その他財産調査などの複数の調査を行う必要があったにもかかわらず、所が銀行への預貯金照会1件のみをもって滞納処分の執行を停止したことは、適正でない。

所は、自動車税の滞納処分の執行停止を適正に行われたい。

(大田都税事務所)

(3) 連帯納税義務に係る滞納整理事務を適正に行うべきもの

連帯納税義務に対する徴収に関しては、民法（明治29年法律第89号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき、連帯納税義務が連帯納税義務者ごとに独立した複数の納税義務であることから、申告、更正・決定、賦課決定及び納税の告知のように納税義務を確定させる手続は、それぞれの連帯納税義務者に対して行わなければならないとされている。

また、連帯納税義務における時効の取扱いについては、民法第439条において、連帯債務者のうちの一人のために時効が完成した場合の効果は、他の連帯債務者に対しても影響が及び、その一人の負担部分については、他の連帯債務者もその義務を免れることとなると規定されていることから、地方税法の規定により、これを準用することとなる。

このため、他の連帯納税義務者から引き続き徴収を行うことを可能とするため、連帯納税義務者のうちの一人に対する時効が完成する前に、納税の告知が行われていない他の連帯納税義務者に対しても、それぞれ連帯して納税する義務があることを告知する必要がある。

ところで、世田谷都税事務所において、時効が完成した案件について見たところ、次のとおり、適正でない事例が認められた。

AとBが各々50%を持分として共有している土地・建物に係る法定納期限は、平成18年度分が平成18年6月30日、平成19年度分が平成19年7月2日であり、所は、それぞれを時効の起算日としている。

所は、Aに対して納税の告知を行っていたものの、Bに対しては連帯して納税を行う義務がある旨の告知を行っていなかったために、Bに対する時効（5年）が平成23年6月30日及び平成24年7月2日に完成した。

結果として、Bは、納税義務（合計16万8,400円）を免れるとともに、Aも同額分の納税義務を免れることとなった。

所は、連帯納税義務に係る滞納整理事務を適正に行われたい。

（世田谷都税事務所）

（表1）課税状況について

（単位：円）

| 調定年度 | 課税額 | 時効が完成した額 |
|--------|---------|----------|
| 平成18年度 | 167,900 | 83,950 |
| 平成19年度 | 168,900 | 84,450 |
| 合計 | 336,800 | 168,400 |

生活文化局

1 指摘事項

(重点監査事項)

(歳出)

(1) 金銭出納員及び現金取扱員に係る任命手続等を適正に行うべきもの

局は、会計管理者の事務を補助させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）等により、職員のうちから金銭出納員及び現金取扱員等の会計職員を命じる必要がある。

また、東京都会計事務規則（昭和39年規則第88号）により、局は、金銭出納員及び現金取扱員等が行う会計事務について、職員のうちから検査員を任命し、検査（以下「自己検査」という。）を行わなければならない。

金銭出納員の任命においては、指名手続、担任区分の設定及び会計管理局への通知が、また、現金取扱員の任命においては、指名手続、担任区分の設定及び金銭出納員への通知が必要とされている。

ところで、総務部、広報広聴部、消費生活部及び私学部において、金銭出納員及び現金取扱員に係る任命手続について見たところ、監査日（平成25.1.25）現在、以下の事例が認められた。

ア 金銭出納員及び現金取扱員の任命状況について見たところ、金銭出納員に関しては、私学部及び広報広聴部において、担任区分の指定及び会計管理局への通知が行われておらず、金銭出納員が適正に任命されていない。

また、現金取扱員に関しては、総務部、消費生活部及び広報広聴部において、指名手続又は担任区分の設定が行われておらず、現金取扱員が適正に任命されていない。

イ 自己検査の実施状況について見たところ、総務部は、年1回、各部に対する自己検査を実施しているものの、私学部が、金銭出納員としての任命がなされていない職員に各種証明書発行手数料に係る現金を取り扱わせてきたことを看過してきたことは、適正でない。

各部は、金銭出納員及び現金取扱員に係る任命手続を適正に行われたい。

総務部は、自己検査を適正に行われたい。

(総務部)

(広報広聴部)

(消費生活部)

(私学部)

(2) 支出命令を適正に執行すべきもの

局は、支出命令を執行するに当たり、収支命令者を局及び所に、また、特別出納員を本庁各部については総務部に、各所については各所の庶務担当課に置いている。

東京都会計事務規則（昭和39年規則第88号）により、収支命令者は、支出命令書を発行するとき、支出の内容が法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査し、債権者の請求書を添付するとともに、当該支出命令書の所属年度、支出科目、支出金額、債権者名及び印鑑の正誤を調査しなければならない。

また、支出命令書の内容を審査する特別出納員は、支出命令書に誤りが認められた場合には、支出命令書を収支命令者に返付しなければならない。

ところで、支出命令の執行状況について見たところ、消費生活部及び消費生活総合センターに係る支出命令書において、次のとおり、適正でない事例が認められた。

ア 消費生活総合センターは、平成24年8月29日、実験実習講座用機材としてウール素材広幅生地及びアングル止水栓（合計4万3,620円）を、少額支払いの資金前渡により購入した。

センターは、本件が物品の購入を内容とするものであることから、支出科目を「一般需用費」として支出すべきであったにもかかわらず、「負担金補助及交付金」として支出している。

センターは、少額支払いの資金前渡による支出を適正に行うべきであった。

イ 消費生活部は、東京都消費生活調査員に対して委嘱状を交付するため、印刷契約（契約金額：3万8,955円、契約期間：平成24.4.9～平成24.4.25）を締結した。

部は、本件が印刷を内容とするものであることから、支出科目を「一般需用費」として支出すべきであったにもかかわらず、「役務費」として支出している。

部は、総務部に置かれた局の収支命令者に対し、適正に支出依頼を行うべきであり、収支命令者においても、支出命令書の発行にあたり、適正に調査を行うべきであった。

さらに、総務部は、特別出納員に収支命令書に係る審査を適正に行わせ、誤りが認められた収支命令書を収支命令者に返付させるべきであった。

各部及びセンターは、支出命令を適正に執行されたい。

(総務部)

(消費生活部)

(消費生活総合センター)

都市整備局

1 指摘事項

(重点監査事項)

(歳出)

(1) 都営住宅跡地の草刈に係る履行確認を適切に行うべきもの

都営住宅経営部は、所管する都営住宅等の円滑かつ良好な維持管理を行うため、東京都営住宅等管理業務等委託契約（契約期間：平成24.4.1～平成25.3.31、契約金額：357億405万9,300円（概算払）、以下「本契約」という。）を東京都住宅供給公社（以下「公社」という。）と締結している。

本契約の委託業務には、都営住宅の建替えによって創出された土地（以下「都営住宅跡地」という。）の維持管理（契約金額相当額：8,892万5,550円）が含まれており、仕様書には、都営住宅跡地について草刈を年2回程度行うことなどが定められている。

ところで、この草刈の実績について見たところ、表1のとおり、監査日（平成25.3.6）現在、草刈の実績がない土地、及び表2のとおり、仕様書に記載している面積と公社からの実績報告の面積とが一致していない事例が認められた。

また、部は、年2回の公社に対する実地検査によって本契約の履行確認を行っているとしているが、草刈に係る実績報告について図面・写真等による確認等を行わずに承認し、概算払を精算していることが認められた。

部は、都営住宅跡地の草刈に係る履行確認を適切に行われたい。

(都営住宅経営部)

(表1) 監査日（平成25.3.6）現在草刈の実績がない土地

(単位：㎡)

| 名称 | 面積 | 名称 | 面積 | 名称 | 面積 |
|-------------------|----------|------------------|----------|-------------------|-----------|
| 青山南町一丁目 アパート | 3,163.51 | 多摩ニュータウン 諏訪団地 | 640.00 | 西尾久八丁目 第2アパート | 4,800.00 |
| 港南四丁目 アパート | 415.93 | 南青山一丁目 アパート | 52.00 | 江戸川二丁目 アパート | 10,000.00 |
| 角筈アパート | 253.00 | 月島アパート | 8,000.00 | 井口五丁目 アパート | 315.00 |
| 押上二丁目 アパート | 40.00 | 大塚アパート | 653.02 | 三鷹深大寺 アパート | 70.60 |
| 荒川二丁目 アパート | 2,575.97 | 幡ヶ谷原町 アパート | 2,854.31 | 下連雀六丁目 第2アパート | 547.00 |
| 練馬富士見台 三丁目アパート | 118.42 | 鶉の木三丁目 アパート | 389.00 | 町田第21 (跡地) | 262.00 |
| 伊興町第 2アパート | 86.63 | 南千住四丁目 アパート | 1,200.00 | 多摩湖町一丁目 第2アパート | 5,350.00 |

(表2) 仕様書に記載している面積と実績報告の面積とが一致しない事例

(単位: m²)

| 土地の名称 | 実施日 | 実績面積 A | 仕様書記載の面積 B | 面積の差 A - B |
|----------------|--------------|-----------|---------------|---------------|
| 東村山本町アパート | 平成24. 7. 18 | 10,605 | 17,391.75 | △6,786.75 |
| 上北沢一丁目第2アパート | 平成24. 7. 12 | 2,444 | 4,000 | △1,556 |
| 吉祥寺第7アパート | 平成24. 8. 27 | 778 | 1,874.97 | △1,096.97 |
| 高砂アパート | 平成25. 2. 28 | 356 | 8,390.71 | △8,034.71 |
| 弘道二丁目第3アパート | 平成25. 1. 29 | 2,785 | 6,295 | △3,510 |
| 青山南町第1アパート | 平成24. 8. 3 | 285 | 2,950 | △2,665 |
| 小山台民生アパート | 平成24. 6. 29 | 1,650 | 5,086.26 | △3,436.26 |
| 馬込第2アパート | 平成24. 6. 29 | 646 | 1,984.86 | △1,338.86 |
| 武蔵丘アパート | 平成24. 6. 29 | 978 | 2,400.51 | △1,422.51 |
| 府中武蔵台三丁目第2アパート | 平成24. 7. 26 | 312 | 2,200 | △1,888 |
| 八王子石川町第2アパート | 平成24. 12. 28 | 3,277 | 4,291.58 | △1,014.58 |
| 拝島町三丁目アパート | 平成24. 9. 28 | 10,341 | 11,500 | △1,159 |
| 東京街道アパート | 平成24. 9. 12 | 75,041 | 76,320 | △1,279 |
| 東大和向原アパート | 平成24. 8. 29 | 33,257 | 45,385 | △12,128 |
| 第1久留米住宅 | 平成24. 8. 9 | 1,359 | 97.61 | 1,261.39 |
| 中島アパート | 平成24. 8. 30 | 3,319 | 3,066 | 253 |
| 東久留米幸町一丁目アパート | 平成24. 8. 9 | 2,139 | 2,031.98 | 107.02 |
| 江北三丁目第3アパート | 平成24. 12. 12 | 4,824 | 2,100 | 2,724 |
| 赤坂台町アパート | 平成24. 6. 29 | 3,012 | 2,710 | 302 |
| 赤羽北三丁目アパート | 平成24. 8. 27 | 1,781 | 1,594 | 187 |
| 西八王子アパート | 平成24. 10. 23 | 1,238 | 1,000 | 238 |
| 八王子アパート | 平成24. 10. 23 | 3,407 | 3,054.14 | 352.86 |
| 村山アパート | 平成24. 9. 21 | 8,490 | 2,342.67 | 6,147.33 |

(重点監査事項)

(歳出)

(2) 竣工済みの都営住宅を指定管理者に引き継ぐまでの間の工事等について

西部住宅建設事務所は、竣工した都営住宅を指定管理者に引き継ぐに当たって、指定管理者からの要望があった箇所について追加工事等を行っている。この工事等について見たところ、次のとおり、不適正な事例が認められた。

ア 契約手続を適正に行うべきもの

表3の工事等について、施工状況を工事記録写真等で確認したところ、契約締結前に施工し、事後処理で契約事務を行っており、適正でない。

所は、契約手続を適正に行われたい。

(西部住宅建設事務所)

(表3) 契約前に施工されている工事等

(単位：円)

| 件名 | 契約金額 | 契約日 | 履行期限 | 確認された 施工日 |
|--------------------------------------|---------|------------|------------|--------------|
| 都営住宅20H-102西（中野区上高田四丁目） 床張替工事 | 105,000 | 平成24.10.10 | 平成24.10.24 | 平成24.6.29 |
| 都営住宅21H-118西（練馬区上石神井四丁目） 物干金物設置工事 | 78,750 | 平成24.9.19 | 平成24.9.26 | 平成24.9.7 |
| 都営拝島三丁目アパート除草委託 | 294,000 | 平成24.11.21 | 平成24.12.13 | 平成24.11.2 |
| 合計 | 477,750 | | | |

イ 巡回点検業務に係る履行確認を適正に行うべきもの

所は、竣工した都営住宅を指定管理者に引き継ぐまでの間、巡回点検や設備の保守点検等を行うため、都営住宅20H-107・108西（昭島市拝島町三丁目）保守管理業務委託その2（契約期間：平成24.9.21～平成24.10.22、契約金額：90万3,000円）を、Aと締結している。

この契約の仕様書では、契約期間（32日間）中一日に一回以上敷地内・建物周囲等を巡回点検するよう定めており、積算においても32日分の金額を計上しているが、受託者から提出された業務日報では、日曜日（5日間）には巡回点検をしていないことが認められた。

しかしながら、所は、このことを看過して完了検査を合格とし、契約代金を支出しており、適正でない。

所は、巡回点検業務に係る履行確認を適正に行われたい。

(西部住宅建設事務所)

(重点監査事項)

(3) 事業用地等維持管理工事について

再開発事務所における事業用地管理工事及び公共施設維持補修工事(以下「事業用地等管理工事」という。)に係る事務手続を確認したところ、次のとおり、不適正な事例が認められた。

ア 施工に対する検査を適正に行うべきもの

事業用地等管理工事に係る工事記録写真は、施工指示内容が期限までに適正に行われたことを判断するための重要な資料であるため、工事記録写真撮影基準(平成18年4月 都市整備局)において、工事件名、工種名、撮影年月日等を記載した黒板等を入れて、施工状況を撮影することと定められている。

ところで、事業用地等管理工事に係る工事記録写真を確認したところ、表4のとおり、監査日(平成25. 2. 25)現在、①撮影日の記載が無いもの、②写真が提出されていないもの、③施工指示期限を超過しているものなどが見受けられたにもかかわらず、所が事業用地等管理工事に係る検査を合格としていることは適正でない。

所は、単価契約工事に係る検査を適正に行われたい。

(再開発事務所)

(表4) 工事記録写真に関する不適切な事例

| 工 事 | 不適正な事例数 全施行指示件数 | 不適正な事例 |
|--|--------------------|---|
| 件名：土支田・高松地区事業用地管理工事、国領地区事業用地管理工事、北新宿地区事業用地管理工事及び公共施設維持補修工事(単価契約) 契約金額：31,340,000円 契約期間：平成24.4.1から平成25.3.31まで | $\frac{17}{31}$ 件 | ① 工事記録写真に日付の記載がない(15件) ② 工事記録写真の未提出(1件) ③ 指示期限を超過(1件) |
| 件名：東池袋地区事業用地管理工事、目黒本町地区事業用地管理工事及び環二地区公共施設維持補修等工事(単価契約) 契約金額：29,400,000円 契約期間：平成24.4.1から平成25.3.31まで | $\frac{14}{14}$ 件 | 施工指示全件について、工事記録写真に日付の記載がない |
| 件名：亀戸・大島・小松川地区公共施設維持補修等工事(単価契約) 契約金額：5,198,000円 契約期間：平成24.4.1から平成25.3.31まで | $\frac{4}{4}$ 件 | 施工指示全件について、工事記録写真に日付の記載がない |

イ 施工に係る指示手続を適正に行うべきもの

事業用地等維持管理（単価契約）運用の手引き（平成20年9月 都市整備局市街地整備部）によれば、監督員が施工の指示を行う際には、指示記録簿に指示内容等を記載して、工事主管課において簡易決裁をとり、請負者に施工内容を説明し、指示記録簿にサインさせるものとしている。

ところで、所における指示記録簿の取扱いについて確認したところ、表4の「亀戸・大島・小松川地区公共施設維持補修工事（単価契約）」においては、指示記録簿を作成していないことが認められた。

指示記録簿は、受託者への指示内容等を組織として決裁するとともに、多数の施工内容の指示を漏れなく記録しておくものであり、手引きに従わず、これを作成しないまま指示していることは適正でない。

所は、単価契約工事に係る指示手続を適正に行われたい。

（再開発事務所）

（4）契約変更手続を適正に行うべきもの

再開発事務所は、整備の完了した道路を道路管理者に引き継ぐに際し道路管理用図書を作成するため、公共施設引継図書等作成委託（契約期間：平成24. 7. 20～平成24. 11. 27、契約金額：231万円）を、Bと締結している。

本契約で作成する管理用図書は、道路台帳、街路樹台帳及び施設台帳であり、受託者が必要な測量を行って作成するものと、所が整備した道路に係るデータを受託者に貸与し、そのデータを元に現況確認を行った上で所定の台帳様式に登載するものがある。

ところで、本契約で作成する施設台帳のうち、標識台帳について見たところ、現況写真欄に空欄があり、成果品として完成していないことが認められた。この理由について、所は、受託者に対する道路に係るデータの貸与が遅れているためだとしている。

しかしながら、このような受託者の責によらず履行が遅れる契約については、履行可能な時期まで契約期間を延長するなどすべきであり、監査日（平成25. 2. 25）現在、委託業務が完了していないにもかかわらず、完了検査（平成24. 11. 30）において合格としたことは適正でない。

所は、委託契約に係る契約変更手続を適正に行われたい。

（再開発事務所）

(財産)

(5) 事業用地の管理を適正に行うべきもの

都営住宅経営部が管理している表5の敷地は、都営住宅の跡地であり、都営住宅建替に伴う既存樹木の活用事業の事業用地として使用されている。

ところで、東京都公有財産規則（昭和39年東京都規則第93号）第15条では、局長等は、その所管に属する公有財産について常に最善の注意を払わなければならないとされていることから、局長等は、その所管の公有財産の維持及び保全について、管理柵や立て看板設置等の措置をとり、不法投棄等の防止に努めることとされている。

しかしながら、当該敷地の監査日（平成25. 3. 6）現在の管理状況を見たところ、部は、ごみ捨て禁止等の注意喚起の看板を敷地内に立てているが、敷地西側の管理柵に1か所無断で出入口が設けられているほか、レンガ片やコンクリート片が放置されているなどの状況となっていることは適正でない。

部は、事業用地の管理を適正に行われたい。

(都営住宅経営部)

(表5) 敷地の概要

| | |
|-----------------|------------------|
| 名称 | 春日町一丁目住宅敷地 |
| 所在 | 東京都練馬区春日町二丁目2542 |
| 面積 | 2,409.2㎡ |
| 台帳価格（平成23年度末現在） | 2億2,388万8,084円 |

環 境 局

1 指摘事項

(その他)

(1) 産業廃棄物の処理に係る行政指導を適正に進めるべきもの

廃棄物対策部は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)及び「東京都廃棄物条例」(平成4年条例第140号)(併せて、以下「法令」という。)に基づき、産業廃棄物の不適正処理を防止するため、立入検査及び行政指導を実施している。

部は、法令に違反するなど産業廃棄物の処理に当たって不適切な取扱いが行われたと認められるものの、行政処分を直ちに発出することが適切でない場合に、法令の目的を実現するために行う行政指導の基準及び手続を定めることにより、行政指導の公正かつ統一的な運用を図ることを目的として、「東京都における産業廃棄物の処理に係る行政指導要領」(平成18年3月15日付17環廃産第640号、以下「要領」という。)を制定している。

要領第5条において、行政指導の方法について、

- ① 法令周知のための啓発、適正処理のための助言又は法令違反行為是正のための指導を指示書の交付により行う
- ② 指示書により行った是正指導の履行催促及び当該指示を履行しない場合の教示を警告書の交付により行う

などとされており、指示書及び警告書の内容は表1のとおりとなっている。

ところで、平成24年度の行政指導等の実績は、表2のとおりであるが、部における行政指導の状況について見たところ、表3のような、指示書により行った是正指導の履行期限を経過してもなお改善結果の報告のないものについて、履行催促及び当該指示を履行しない場合の教示を行っておらず、適正でない。

部は、要領に基づき、産業廃棄物の処理に係る行政指導を適正に進められたい。

(廃棄物対策部)

(表1) 指示書及び警告書の内容

| 種 別 | 内 容 |
|-----|---|
| 指示書 | 立入検査により認められた、法令に違反する事実を通知し、その改善を指示し、期限を明示して改善報告を求める。 |
| 警告書 | 違反行為を再び繰り返すことがないよう厳重に警告し、期限を明示して改善措置を求め、かつ、期限までに改善が認められないときには、行政処分を行うこととなる旨を教示する。 |

(表2) 平成24年度立入検査・行政指導等実績(暫定値)

(単位:件)

| 対 象 | 立入検査 | 文書による行政指導 | | 行政処分 | |
|-------|--------|-----------|----|------|------|
| | | 指示 | 警告 | 事業停止 | 許可取消 |
| 排出事業者 | 1, 102 | 38 | 0 | — | — |
| 処理業者等 | 234 | 86 | 1 | 2 | 23 |
| 計 | 1, 336 | 124 | 1 | 2 | 23 |

(表3) 指示書交付したもののうち改善報告のないもの(例)

| 業者名 | 指示書交付日 | 報告期限 | 指示の概要 |
|-------------------|--------------|--------------|--|
| 解体現場立入検査 | | | |
| A | 平成24. 5. 7 | 平成24. 5. 21 | 法で義務付けられている「運搬車両の表示及び書面の備え付け」について、次のいずれかに違反しているため、改善し、期限までに報告すること。 ① 産業廃棄物運搬車両の表示の不備 ② 書類不携帯(管理票、許可証の写) ③ 携帯書類の記載不備(管理票等) |
| B | 平成24. 8. 2 | 平成24. 8. 15 | |
| C | 平成24. 9. 24 | 平成24. 10. 16 | |
| D | 平成24. 10. 23 | 平成24. 10. 31 | |
| E | 平成24. 11. 5 | 平成24. 11. 19 | |
| F | 平成24. 11. 5 | 平成24. 11. 12 | |
| G | 平成24. 12. 7 | 平成24. 12. 22 | |
| 産業廃棄物収集運搬車両一斉路上調査 | | | |
| H | 平成24. 6. 11 | 平成24. 6. 30 | 同 上 |
| I | 平成24. 10. 24 | 平成24. 10. 24 | |
| J | 平成24. 10. 24 | 平成24. 10. 30 | |

(注1) 上表は、指示書交付事案22件を抽出し確認した結果の不適正事例10件である。

(注2) 平成24年度解体現場立入調査実施件数は721件、そのうち指示書交付が51件、改善報告の提出があったものは20件(提出率39.2%)である(廃棄物対策部調べによる)。

福 祉 保 健 局

1 指摘事項

(歳出)

(1) 庁舎警備委託の人員配置を適切に行うべきもの

児童相談センター（新宿区戸山三丁目）は、庁舎移転により、平成25年2月18日から、子供家庭総合センター（新宿区北新宿四丁目、以下「総合センター」という。）内にて業務を行っている。

総合センターには、福祉保健局の児童相談センター、教育庁の教育相談センター及び警視庁の新宿少年センターが入っているが、庁舎建物の所管は、児童相談センターとなっており、しゅん工した庁舎が財務局より引き渡された平成24年11月1日より、庁舎の警備を委託（件名：東京都子供家庭総合センター警備業務委託、契約金額：184万8,000円、契約期間：平成24.11.1～平成25.3.31）により行っている。

ところで、本警備委託の契約内容について見たところ、実質的に2名体制の有人警備を行っており、うち1名の主な業務は、午前9時から午後5時までの間、1階正面玄関入口における来訪者の目視チェック等であり、もう1名の主な業務は、24時間体制にて地下警備室における監視及び受付等であることが認められた。

しかしながら、総合センターは、平成24年11月1日から平成25年2月11日までの間は、開所していないため、1階正面玄関は、基本的に施錠されており、開所準備等に訪れる職員や工事関係業者等の出入りは、駐車場スロープ下の地下警備室横の入口から行われていた。

よって、それまでの間（平成24.11.1～平成25.2.11）は、1階正面玄関配置用の警備員は不要であり、過剰に警備員を配置（この間、午前9時から午後5時までは、2名が地下警備室にて警備を行っていた。）していたことは適切でない。

この結果、支払金額184万余円、本来支払うべき金額152万余円、差引き32万余円の不経済支出（監査事務局試算）となっている。

センターは、庁舎警備委託の人員配置を適切に行われたい。

(児童相談センター)

※ 総合センターの開所日は平成25年2月18日であるが、教育相談センターについては、先行して同年2月12日より開所（一部業務は2月11日より開始）しており、同日から1階正面玄関に警備員が配置されている。

(2) 印刷契約事務を適正に行うべきもの

健康安全部では、「災害時における薬局のモデルBCP及び地域連携マニュアルの印刷」（契約金額：83万9,475円、契約日：平成25.3.11、履行期限：平成25.3.29）について、Aと印刷物等の作成契約を締結している。

ところで、契約状況を確認したところ、監査日現在（平成25.6.3）、納品物である印刷物6,500部及び印刷に使用した版下データ（CD-ROM）のいずれについても納品されていないことが認められた。

このような状況であるにもかかわらず、部は、平成25年3月29日付けで納品検査を合格とし、印刷代金を支払っていたことは適正でない。

部は、印刷契約事務を適正に行われたい。

(健康安全部)

※ 災害時における薬局のモデルBCP及び地域連携マニュアル

各薬局が早期に復旧し業務を継続できること及び地域の災害医療体制を理解した上で医療救護活動に参加することなど、災害時の薬局の業務運営について指針を示したもの。

(3) 契約事務手続を適正に行うべきもの

北療育医療センター、北療育医療センター城南分園、府中療育センター及び多摩療育園では、表1のとおり、医事会計システムのリース及び保守契約をそれぞれBと締結しており、いずれの契約においても、Bは、毎月の定期点検及び障害対応に係る保守報告書を提出することとなっている。

ところで、各所において保守報告書を見たところ、いずれの所においても、Bからの保守報告は平成24年4月分及び5月分にとどまっており、6月分以降の保守報告については、Bとは別のCから提出を受け、Bからは報告を徴しないまま、毎月の契約代金の支払を行っていることが認められた。

医事会計システムは、入所者等の診療報酬に係る情報を処理するものであり、個人情報を取り扱うことから、いずれの契約においても再委託は原則禁止されている。例外として補助的業務を再委託する場合は、あらかじめ書面により都の承認を得なければならないとされ、承認に際しては、再委託先、再委託の理由、再委託する業務の内容、再委託において取り扱う情報、再委託先における個人情報の管理体制等について、Bから書面を徴して確認することとなっている。

しかしながら、いずれの所においても、再委託承認手続を行うことなくCが保守作業等を行うことを容認していることは、適正でない。

各所においては、契約事務手続を適正に行われたい。

(北療育医療センター)

(北療育医療センター城南分園)

(府中療育センター)

(多摩療育園)

(表1) 医事会計システムのリース及び保守契約の概要

(単位：円)

| 施設名 | 契約金額 (月額) | 契約日 | 契約期間 | 契約の 相手方 |
|---------------|--------------|----------|------------------------------------|------------|
| 北療育医療センター | 381,612 | 平成24.4.1 | 平成24.4.1 ～平成29.3.31 (長期継続契約) | B |
| 北療育医療センター城南分園 | 158,791 | | | |
| 府中療育センター | 348,747 | | | |
| 多摩療育園 | 304,626 | | | |

(4) 管理運営委託契約について執行管理を適切に行うべきもの

医療政策部は、東京都ナースプラザ管理運営委託契約（概算金額：2億1,297万円、契約期間：平成24.4.1～平成25.3.31）をDと締結している。

この契約について見たところ、以下のような問題点が認められた。

ア この契約は、個人情報を取り扱うため、契約書第6条及び個人情報の取扱いに関する特記事項により、この委託業務の中で第三者に委託する場合は、委託業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的業務についてあらかじめ部の書面による承認を得た場合とされている。また、部に承諾を求める場合は、再委託の内容、当該業務において取り扱う情報、再委託先、個人情報管理を含めた再委託先に対する管理方法等を文書で提出しなければならないとされている。

しかしながら、表2のとおり、個人情報に係るデータを取り扱う再委託について書面による承認等の手続を行っていない事例が認められた。

イ 委託経費でDが購入した物品について見たところ、表3のとおり、全ての物品が第4四半期に購入され、そのほとんどが年度末に購入されている。購入された物品は契約期間終了後には部に引き渡されることとなるものの、委託経費は一年間の管理運営経費として支出しているため、年度末に集中した購入は適切でない。

部は、東京都ナースプラザ管理運営委託契約について執行管理を適切に行われたい。

(医療政策部)

(表2) 未承認事例

| 再委託内容 | 個人情報の種類 |
|---------------------|---------|
| 再就職相談会開催案内の求職者宛発送委託 | 住所、氏名 |
| 情報誌「やっぱり看護が好き」発送委託 | 住所、氏名 |
| 研修計画・一覧表発送委託 | 住所、氏名 |

(表3) 平成24年度の委託経費で購入したと報告されている物品

(単位：円)

| 品名 | 数量 | 単価 | 金額 | 取得日 |
|------------------|----|---------|-----------|-----------|
| ノートパソコン | 24 | 84,945 | 2,038,680 | 平成25.3.28 |
| アンプ気道管理トレーニングモデル | 1 | 294,000 | 294,000 | 平成25.3.27 |
| プリンター | 1 | 99,960 | 99,960 | 平成25.3.27 |
| 採血静注シミュレーター | 1 | 82,320 | 82,320 | 平成25.3.27 |
| デジタルフルカラー複合機※ | 1 | 813,267 | 813,267 | 平成25.3.25 |
| 給紙テーブル※ | 1 | 77,763 | 77,763 | 平成25.3.25 |
| チョーキングチャリー※ | 2 | 99,960 | 199,920 | 平成25.2.6 |
| カレンカート※ | 1 | 99,067 | 99,067 | 平成25.2.6 |

※については、故障等による買替え及び2・3月に行う研修用器具として購入しているため、購入の時期は適切である。

病院経営本部

1 指摘事項

(重点監査事項)

(支出)

(1) 資金前渡について

病院経営本部では、東京都病院事業財務規則（昭和39年東京都規則第123号、以下「規則」という。）第46条に定める経費について、資金前渡受者が必要な資金の前渡を受け、支払を行っている。

ところで、各部及び各病院における資金前渡に係る事務処理について見たところ、次のとおり改善すべき点が認められた。

ア 前渡金受払簿の記帳を適正に行うべきもの

規則第10条によれば、資金前渡受者は、前渡金受払簿を備え、その整理をしなければならないとされている。また、規則第11条によれば、帳簿は、証拠となるべき書類により、正確かつ明白に記帳しなければならないとされている。

ところで、前渡金受払簿について見たところ、次のとおり適正でない事例が認められた。

- (ア) 多摩総合医療センターは、医療従事者の緊急登院に要するタクシー代（平成24年度合計32万446円）及び夜間看護従事者に対するタクシー代（平成24年度合計729万1,510円）の支払を、当該病院で定めている資金前渡受者が、資金の前渡を受けて行っているが、その受払について、前渡金受払簿への記帳を年間を通じて行っていない。
- (イ) サービス推進部では、医療安全研修に係る経費について、また、多摩総合医療センターでは、庁有車有料道路使用料及び研修参加費の一部について、前渡金受払簿の日付が証拠書類と一致しておらず、事実に基づいた正確な記帳をしていない。

部及び病院は、前渡金受払簿の記帳を適正に行われたい。

(サービス推進部)

(多摩総合医療センター)

イ 前渡金の支払及び精算を適正に行うべきもの

規則第49条によれば、資金前渡受者は、前渡金支払精算書を作成し、証拠書類を添えて、精算しなければならないとされている。

しかしながら、広尾病院、墨東病院及び多摩総合医療センターでは、夜間看護従事者に対するタクシー代の支払を、資金前渡受者が資金の前渡を受けて行っているが、精算を要するにもかかわらず、これを不要として取り扱っており、その結果、精算が行われていないことは、適正でない。

また、このうち、多摩総合医療センターについては、監査日（平成25. 5. 15）現在、表1のとおり、夜間看護従事者に対するタクシー代を当該従事者に支払わないまま、現金を長期にわたり病院内に保管しており、速やかに支払っていないことは、適正でない。

各病院は、前渡金の支払及び精算を適正に行われたい。

（広尾病院）

（墨東病院）

（多摩総合医療センター）

（表1）監査日（平成25. 5. 15）現在、支払が済んでいない事例

（単位：円）

| 経費 | 支出予定年月日 | 金額 | 支払相手 |
|------------------|-------------|---------|------|
| 夜間看護従事者に対するタクシー代 | 平成25. 1. 11 | 10, 030 | A |
| | 平成25. 3. 12 | 11, 190 | B |
| | 平成25. 3. 12 | 6, 790 | C |

（重点監査事項）

（2）P F I 手法による病院運営について

P F I 手法による病院運営は、医事業務や建物管理などの医療周辺業務について、委託者が求めるサービス水準（以下「業務要求水準」という。）を示し、各業務の遂行方法を事業者に委ねることにより、事業者の創意工夫を引き出し、業務の最適化を図り、事業者と委託者が行うモニタリングによって業務要求水準の維持を図るものである。

病院経営本部は、第二次都立病院改革実行プログラムに基づく都立病院の再編整備の一環として、表2のとおり、事業契約を締結しており、平成22年3月の多摩総合医療センター及び小児総合医療センターの開設、平成23年9月の駒込病院の全面供用開始、平成24年5月の松沢病院の新館運営開始により、全4病院がP F I 手法による本格的な業務運営の段階となっている。

そこで、病院運営について、P F I 手法導入による効果が得られているか検証したところ、次のとおり、改善を要する点が認められた。

（表2）事業契約の状況

（単位：円）

| 契約件名（病院名） | 契約金額 | 契約期間 | 事業者 |
|--|--------------------|------------------------------|-----|
| 多摩広域基幹病院（仮称）及び小児総合医療センター（仮称）整備等事業事業契約（多摩総合医療センター、小児総合医療センター） | 249, 483, 472, 341 | 平成18. 8. 30～ 平成37. 3. 31 | D |
| がん・感染症医療センター（仮称）整備運営事業事業契約（駒込病院） | 187, 216, 011, 196 | 平成19. 12. 21～ 平成38. 3. 31 | E |
| 精神医療センター（仮称）整備運営事業事業契約（松沢病院） | 73, 700, 214, 000 | 平成20. 12. 22～ 平成39. 3. 31 | F |

（注）当該契約は、収納業務、医事業務等の病院運営業務のほか、病院施設整備業務、維持管理業務、利便施設運営業務、調達業務等を含むものである。

ア 適切な業務遂行を確保すべきもの

各事業契約書において、事業者は、業務要求水準を満たす業務の遂行を確保するために業務別仕様書及び業務手順書（以下「業務仕様書等」という。）を作成して病院に提出し、病院は、その内容を確認の上、合理的な必要がある場合、事業者に対しその修正を求めることができるとしている。

ところで、PFI手法を導入している各病院において、業務仕様書等について見たところ、多摩総合医療センターでは、

- ① 医業外未収金の債権管理のうち職員住宅管理事務補助業務について、事業者が行う業務とされているにもかかわらず、事業者が作成する業務仕様書等に事業者が行う業務としての記載がなく、業務仕様書等の内容が病院の求める業務要求水準と合致していない
- ② 診療費の過誤納還付未済金の管理について、事業者が作成する業務仕様書等に還付決定後の具体的な業務手順が記載されていない

など、適切でない事例が認められた。

これらは、業務仕様書等の確認及び修正要求など、業務要求水準を満たす業務の遂行を確保するために必要な対応がなされていないことによるものであり、昨年度も同様の指摘をされている病院があることから、サービス推進部は、各病院に対して、業務仕様書等の点検・見直しを指導するなど、適切な業務の遂行を確保する必要がある。

病院は、業務要求水準を満たす業務の遂行を確保するために必要な対応を行われたい。

部は、各病院を指導するなど、適切な業務遂行を確保されたい。

（サービス推進部）

（多摩総合医療センター）

イ 履行確認及び評価の実効性を確保すべきもの

各事業契約書において、病院は、運營業務等について、事業者と協議の上策定する実施計画書に従い、定期モニタリング委員会(注1)において、業務の履行状況が要求水準を満たしているかどうかを判断・評価するなどのモニタリングを行うとしている。

サービス推進部は、各病院が行ったモニタリング結果の送付を受け、内容を確認し、必要に応じて病院に対してヒアリングを実施している。

ところで、各病院のモニタリングの状況について見たところ、次のとおり、適切でない事例が認められた。

- (ア) 部は、個人情報の漏洩による都民の信頼喪失や食事の誤配膳等に係るインシデント又はアクシデント(注2)が生命に及ぼす危険性を考慮し、予防の観点から、各病院に対して、事故予防対策を促しているところである。

しかしながら、多摩総合医療センターは、患者情報管理及び禁止食の誤配膳に係るインシデ

ントについて、事業者から報告を受けているものの、モニタリングにおいて、その対応状況の分析・評価を行っていない。

(イ) 松沢病院では、事業者が、統括マネジメント業務（注3）の一環としてヘルプデスクを設置し、日常的な問合せ、意見等を一括して受け付け、各業務担当者に対して対応を指示しているが、平成25年3月末日までに対応することとなっている事案について、対応済みであるかを確認していないまま、3月期のモニタリングにおいて、同業務を評価しているなど、モニタリングが十分に行われていない。

これらは、PFI手法導入による病院運営には不可欠となる履行状況の確認及び評価が十分に行われていないことによるものであり、昨年度、同様の指摘をされた病院を含め、複数の病院において認められたことから、部は、各病院のモニタリング状況を点検・指導するなど、履行状況の確認及び評価の実効性を確保する必要がある。

各病院は、履行確認及び評価を適切に行われたい。

部は、各病院を指導するなど、履行確認及び評価の実効性を確保されたい。

(サービス推進部)

(多摩総合医療センター)

(松沢病院)

(注1) 病院ごとに、業務の履行状況が要求水準を達成しているか判断・評価などを行うために設置しているもの

(注2) インシデントとは、患者に傷害を及ぼすことはなかったが、日常診療の現場等でヒヤリとしたりハットとした事象

アクシデントとは、医療従事者が予想しなかった悪い結果が患者に起こった事象
(各病院の「インシデント・アクシデントレポート実施要綱」による)

(注3) 事業契約により委託した個別業務の全てを統括し、病院の求める機能に対して、良好な医療提供環境を提供する業務

ウ アドバイザー業務委託契約のあり方も含めて見直すべきもの

病院経営本部は、PFI手法による病院運営に当たって、法務面、技術面等について、従来の公共事業手法より幅広い知識、新しい情報に基づく必要かつ多様な助言を得ることを目的として、表3のとおり、アドバイザー業務委託契約をそれぞれ締結している。

各契約の業務内容は、概ね表4のとおりであり、サービス推進部は、施設整備完了までは、施工管理等技術面での支援を、病院運営開始後は、運営に関して事業者と病院との契約をめぐる交渉が事業者と対等にできるように、病院側の知識の不足や契約書条文の疑義解釈に係る法務面等での支援を求めているとしている。

しかしながら、各病院の運営状況及び当該契約の実績について見たところ、次のとおり、多摩総合医療センター及び松沢病院（経営企画部及びサービス推進部が所管）において、問題点が認められた。

(ア) 病院運営の支援について、前述（指摘事項（２）ア及びイ）のとおり、改善を要する事例が発生していたが、当該契約の目的である専門的な助言及び支援が十分に得られていない状況であった。

(イ) 病院運営に係る知識の提供について、同じ調査（全国の病院のPFI事業の状況）を２つの病院において、それぞれ行わせていることや、既に本部及び先行病院が持っているPFI手法の基本的知識を改めてまとめさせているなど、履行内容の指示が適切でない。

このように、PFI手法による病院運営を支援するというアドバイザー業務委託契約が、現状においては、当該契約の目的が十分に果たされているとはいえない状況であることから、部及び病院は、当該契約がPFI手法導入による効果を最大限に得るために有効なものとなるよう見直す必要がある。

各部及び病院は、アドバイザー業務委託契約のあり方も含めて見直されたい。

(経営企画部)

(サービス推進部)

(多摩総合医療センター)

(表3) アドバイザー業務委託契約の状況

(単位：円)

| 病院名 | 契約名 | 契約期間 | 金額 | 受託者 |
|-----------------------------|---|-------------------------|------------|-----|
| 多摩総合医療センター | 多摩広域基幹病院(仮称)及び小児総合医療センター(仮称)整備等事業に関するアドバイザー業務委託 | 平成24.5.19～ 平成25.3.29 | 22,050,000 | G |
| 駒込病院 | がん・感染症医療センター(仮称)整備運営事業に関するアドバイザー業務委託 | 平成24.5.19～ 平成25.3.29 | 36,000,000 | H |
| 松沢病院 (経営企画部及びサービス推進部が所管) | 精神医療センター(仮称)整備運営事業に関するアドバイザー業務委託 | 平成24.5.19～ 平成25.3.29 | 39,900,000 | G |

(注) 1 各契約とも、初年度に希望制競争入札により受託者を選定し、次年度以降は同受託者を特命し、年度ごとに契約している。

2 各契約は、施設整備完了までは部が契約し、病院運営開始後は各病院で契約している。

(表4) 業務内容の概要 (仕様書の抜粋)

| 業務内容 | 主な内容 |
|-----------------------------|---|
| 1 事業契約に基づく協議書類の作成に関する支援 | |
| 事業契約に基づく協議書類の内容の検討 | 事業契約に基づき別途協議する施設・運營業務、事業計画及び契約条件などの協議書類の内容を検討する。 |
| 協議書類案の作成支援 | 上記の内容を踏まえ協議書類案を作成する。 |
| 2 P F I 事業者との協議に関する支援 | |
| 設計・工事業務等に関する技術支援 | 都と P F I 事業者との設計・工事業務等の協議に関して、都への助言を行う。 |
| 運營業務等に関する技術支援 | 都と P F I 事業者との運營業務等の協議に関して、都への助言を行う。 |
| 3 モニタリングに関する支援 | |
| モニタリング実施方法等に関する技術的支援 | モニタリング実施計画作成に当たって、都への支援・助言を行う。 モニタリングの実施体制及び方法について検証し、より効率的かつ適切なモニタリングができるよう、都への支援・助言を行う。 |
| 施設モニタリングの実施支援 | 技術的な面から設計・工事業務の進捗確認を行い、事業スケジュールに遅延が生じないように支援・助言を行う。 設計・工事協議に出席し、協議内容が要求水準・提案書等から逸脱していないかを確認する技術的支援を行う。 |
| 運営モニタリングの実施支援 | 統括マネジメント業務の進捗確認を行い、事業スケジュールに遅延が生じないように支援・助言を行う。 各種業務の協議に出席し、協議内容が要求水準・提案書等から逸脱していないかを確認する技術的支援を行う。 |
| 都が実施する確認の技術的支援 | 都が実施する確認について、技術視点から支援を行う。 |
| 4 その他必要事項 | |
| 都の検討会議への参加・助言 | 都が開催する施設面・運営面等に関する条件等の検討会等へ、都から要請を受けた場合は参加及び助言を行う。 |
| 法令解釈に関する助言 | P F I 法及び本事業の実施について関連する法令等の解釈などに関して、都に助言を行う。 |
| P F I 法等及び病院 P F I に関する情報提供 | P F I 法、内閣府のガイドライン等に関するもの及び他自治体病院の P F I に関して、必要な情報を提供する。 |

(収入)

(3) 医業外未収金の債権管理を適正に行うべきもの

病院経営本部は、所管する債権の管理の適正を期するため、必要な事項について統一的な事務処理基準を定めることにより、事務処理の円滑化を図ることを目的として、「病院経営本部債権管理事務処理要綱」(平成20年10月1日付20病経財第267号、以下「要綱」という。)を定めている。

要綱において、債権管理指定者(債権発生の原因となる事務を主管する課長)は、債権管理に関する事務処理について、

- ① 債権管理台帳を作成し、適正に記録し、保管する
- ② 納付期限までに納付しない者があるときは、期限を指定して督促する
- ③ 督促状により定めた納入すべき期限までに納入がない場合、催告書を発行して催告する
- ④ 必要に応じて、債務者の財産状況等について調査を行う
- ⑤ 債権が不納欠損処分事由に該当したときは、速やかにその手続をとらなければならないなど、債権の発生原因及び内容に応じて、迅速かつ適正に処理するとされている。

ところで、多摩総合医療センターでは、PFI手法による病院運営を行っているが、業務区分において、病院が分担している医業外未収金の債権管理について見たところ、次のような適正でない事例が認められた。

ア 表5のとおり、医業外未収金全件について、債権管理台帳を作成していない。

イ 職務住宅の使用料及び光熱水費について、平成25年1月分以降、収入されたかどうかの確認を行っていない。また、平成24年12月分までは、納付期限までに納付しない者について、期限を指定して督促したとしているが、事案決定文書がなく、督促状の写しも一部のものしか保存されておらず、督促を行ったことが確認できない。さらに、催告・納付交渉も行っていない。

ウ 受託研究費について、前年度契約に基づく経費が未収であるにもかかわらず、次年度の契約締結の際に、督促を行っていない。

エ これらの債権について、債権管理指定者は、財務会計システム配信帳票「医業外未収金に関する調」により、未収状況を把握できるにもかかわらず、これを行っていない。

病院は、医業外未収金の債権管理を適正に行われたい。

(多摩総合医療センター)

(表5) 医業外未収金の状況(監査日(平成25.5.15)現在)

(単位:円)

| 年度 | 科目 | 内容 | 金額 |
|--------|--------|---------------|-----------|
| 平成21年度 | 雑収益 | 院内保育室保育料(1件) | 31,000 |
| 平成22年度 | 雑収益 | 受託研究費の受入れ(6件) | 266,700 |
| 平成23年度 | 雑収益 | 受託研究費の受入れ(6件) | 186,900 |
| | | 職務住宅使用料(5件) | 41,000 |
| | 光熱水費受入 | 職務住宅光熱水費(1件) | 589 |
| 平成24年度 | 雑収益 | 受託研究費の受入れ(4件) | 235,200 |
| | | 院内保育室保育料(1件) | 31,000 |
| | | 職務住宅使用料(82件) | 1,074,300 |
| | 光熱水費受入 | 職務住宅光熱水費(21件) | 894,826 |

(注)平成24年度分は、納付期限が平成25年3月31日までのものを記載している。

(支出)

(4) 診療費の過誤納還付未済金の管理について

各病院は、診療費の過誤納還付金が発生した場合、病院が還付決定を行い、それに基づき、医事業務受託者が患者に対し、支払を行っている。当該年度に還付できなかった事案(以下「過年度還付事案」という。)については、受託者は病院に引き継ぎ、病院の管理となっている。

また、サービス推進部は、公益財団法人東京都保健医療公社に移管した旧都立病院の還付未済金を管理している。

そこで、還付金の支払状況及び還付未済金の管理について見たところ、過年度還付事案に関して、次のとおり、改善を要する点が認められた。

ア 過誤納還付未済金の内容を把握し、適切な事務処理を行うべきもの

過誤納還付未済金の執行状況等は、医事会計システム(注)では管理できないため、部及び各病院では、還付決定書類や台帳により、還付の相手方、金額、還付の済又は未済の状況等の還付に係る情報の管理を行っているとしている。

ところで、部及び各病院における過誤納還付未済金の内容について見たところ、表6のとおり、

① サービス推進部は、合計111万3,460円のうち95万2,190円分

② 墨東病院は、合計73万6,310円のうち67万8,490円分

③ 松沢病院は、合計31万2,120円のうち26万6,050円分

について、還付の相手方、金額等が不明であるため、適切な事務処理を行っていない。

これらは、各病院において、還付に係る情報が適切に管理されていないことによるものであることから、部は、各病院に対して、還付に係る情報を把握させ、その管理方法を示し、適切な事務処理を行うよう指導するとともに、自らも過誤納還付未済金の内容を把握し、適切な事務処理を行い、債務を解消する必要がある。

各病院は、過誤納還付未済金の内容を把握し、適切な事務処理を行われない。

部は、過誤納還付未済金の内容を把握し、適切な事務処理を行うとともに、各病院に対して適

切な事務処理を行うよう指導されたい。

(サービス推進部)

(墨東病院)

(松沢病院)

(注) 各病院では、電子カルテシステム等と連携した医事会計システムを構築し、運用している。
当該システムでは、主に診療費の計算及び収納管理を行っている。

(表6) 過誤納還付未済金の状況 (平成25.6.30現在)

(単位:円)

| 年度 | サービス推進部 | | 墨東病院 | | 松沢病院 | |
|----------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 総額 | 不明額 | 総額 | 不明額 | 総額 | 不明額 |
| 平成14年度以前 | 659,790 | 549,050 | 625,250 | 625,250 | 30,440 | 30,440 |
| 平成15年度 | 189,160 | 166,420 | 23,960 | 23,960 | 13,825 | 13,825 |
| 平成16年度 | 18,340 | 18,340 | 5,740 | 5,740 | 15,730 | 15,730 |
| 平成17年度 | 58,110 | 58,110 | 11,430 | 11,430 | 29,580 | 29,580 |
| 平成18年度 | 34,680 | 8,390 | 12,110 | 12,110 | 49,005 | 49,005 |
| 平成19年度 | 39,220 | 39,220 | 18,350 | 0 | 4,550 | 4,550 |
| 平成20年度 | 32,360 | 30,860 | 11,600 | 0 | 6,540 | 6,540 |
| 平成21年度 | 81,800 | 81,800 | 5,830 | 0 | 67,950 | 67,950 |
| 平成22年度 | - | - | 17,090 | 0 | 48,430 | 48,430 |
| 平成23年度 | - | - | 4,950 | 0 | 46,070 | 0 |
| 合計 | 1,113,460 | 952,190 | 736,310 | 678,490 | 312,120 | 266,050 |

イ 還付事務を適切に行うべきもの

過誤納還付金は、患者に対して速やかに還付すべきであり、還付決定したものが速やかに漏れなく還付されているかを管理する必要がある。

ところで、部及び各病院において還付の相手方、金額等を把握している還付未済金の事務処理について見たところ、表7のとおり、

- ① サービス推進部は、平成8年度以降の還付未済金を保有しているが、還付対象者に連絡を行っていない
- ② 広尾病院は、平成18年度以降の還付未済金を保有しているが、還付対象者に連絡を行っていない
- ③ 多摩総合医療センターは、平成19年度以降の還付未済金を保有しているが、還付対象者の一部にしか連絡を行っていない、また、平成24年11月に還付対象者に連絡を行ったが、連絡結果を以後の還付事務に反映していない

など、事務処理が適切に行われていない。

これらは、部が、過誤納還付マニュアル(以下「マニュアル」という。)を各病院に対して示しているが、マニュアルが各病院で活用されていないこと、また、マニュアルの内容が、一般的な還付事務手続の記載にとどまり、過年度還付事案の記載がないなど、過年度事案を多数保有し

ている病院の実態に見合っていないことによるものである。

このため、部は、各病院の過誤納還付に係る事務処理手順を点検し、その標準化を図った上で、各病院に対して、事務処理の適正化・効率化を指導するとともに、自らも適切な還付事務を行う必要がある。

各病院は、還付事務を適切に行われたい。

部は、還付事務を適切に行うとともに、各病院に対して事務処理の適正化・効率化を指導されたい。

(サービス推進部)

(広尾病院)

(多摩総合医療センター)

(表7) 還付未済金の状況 (平成25.6.30現在)

(単位：円)

| 所属 | 年度 | 件数 | 金額 | 備考 |
|------------|--------|-----|---------|-----------|
| サービス推進部 | 平成8年度 | 4 | 13,070 | 旧都立荏原病院分 |
| | 平成9年度 | 8 | 31,910 | |
| | 平成10年度 | 5 | 15,370 | |
| | 平成11年度 | 4 | 14,810 | |
| | 平成12年度 | 2 | 690 | |
| | 平成13年度 | 1 | 30,860 | |
| | 平成14年度 | 1 | 4,030 | |
| | 平成15年度 | 2 | 1,590 | |
| | 平成15年度 | 3 | 21,150 | 旧都立大久保病院分 |
| | 平成18年度 | 4 | 26,290 | 旧都立豊島病院分 |
| | 平成20年度 | 2 | 1,500 | |
| | | 計 | 36 | 161,270 |
| 広尾病院 | 平成18年度 | 4 | 18,600 | |
| | 平成20年度 | 6 | 1,714 | |
| | 平成21年度 | 1 | 80 | |
| | 平成22年度 | 58 | 230,890 | |
| | 平成23年度 | 33 | 118,270 | |
| | 計 | 102 | 369,554 | |
| 多摩総合医療センター | 平成19年度 | 28 | 86,600 | |
| | 平成20年度 | 56 | 135,450 | |
| | 平成21年度 | 43 | 113,750 | |
| | 平成22年度 | 42 | 87,570 | |
| | 平成23年度 | 24 | 92,180 | |
| | 計 | 193 | 515,550 | |

(5) 修繕業務の支払事務を適正に行うべきもの

小児総合医療センターは、「多摩広域基幹病院（仮称）及び小児総合医療センター（仮称）整備運営事業」に係る契約（契約の相手方：D（以下「事業者」という。）、契約金額：2,494億8,347万2,341円、契約期間：平成18.8.30～平成37.3.31）に基づき、病院運営を実施している。

当該契約における修繕業務は、計画的修理修繕と計画外修理修繕とに分けられており、計画外修理修繕の履行方法、支払手続等については、「修繕に関する覚書」（締結日：平成22.4.1）により定められている。この覚書では、支払手続として、①事業者は修繕費用の相当性を根拠付ける資料を提出すること、②病院は事業者による業務の履行の結果を確認し承認すること、などを定めている。

ところで、計画外修理修繕に係る支払手続について見たところ、次のとおり適正でない点が認められた。

ア 修繕に要した費用について、施工業者作成の見積書などの費用の根拠資料が添付されておらず、請求書の内容が妥当なものか確認できない。

イ 修繕履行年月日及び履行確認年月日が確認できないものがある。

病院は、支払手続を遵守するよう事業者を指導するとともに、履行確認を確実にを行う必要がある。

病院は、修繕業務の支払事務を適正に行われたい。

（小児総合医療センター）

(6) 契約事務を適切に行うべきもの

東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号）第34条の2によれば、財産の買入れに当たっては、予定価格が160万円以下の場合には、競争入札によらず随意契約することができる」とされている。

ところで、墨東病院では、医師の研究研修に必要な物品を購入しているが、病院が第4四半期に締結した契約について見たところ、表8のとおり、事務機器等を同時期に複数の随意契約により分割発注し、同一の相手方と契約を繰り返している事例が認められた。

これらは、物品の購入が計画的に行われず非効率となっているばかりか、公平性、競争性、透明性の観点から、適切でない。

病院は、一定期間の請求をとりまとめて競争入札により契約を行うなど、契約事務を適切に行われない。

(墨東病院)

(表8) 同時期に契約を締結している随意契約の事例

(単位：円)

| 件名 | 予定価格 | 契約締結日 | 履行期限 | 見積者 | 契約相手方 |
|--------------------|------------|-----------|-----------|-------|-------|
| トナー回収ボトル外17点の購入 | 887,712 | 平成25.1.8 | 平成25.1.18 | I J K | I |
| 保管庫外22点の購入 | 710,010 | 平成25.1.9 | 平成25.1.22 | I K L | |
| ノートパソコンの購入 | 1,344,000 | 平成25.1.11 | 平成25.1.30 | I J K | |
| コピー用紙外21点の購入 | 475,440 | 平成25.1.11 | 平成25.1.25 | I J | |
| USBケーブル外6点の購入 | 244,723 | 平成25.1.16 | 平成25.1.30 | I | |
| ライセンスマイクロソフト外1点の購入 | 538,175 | 平成25.1.16 | 平成25.1.30 | I J M | |
| CD/DVDケース外6点の購入 | 280,350 | 平成25.2.4 | 平成25.2.15 | I | |
| 掛時計外15点の購入 | 274,365 | 平成25.2.5 | 平成25.2.18 | I | |
| ノートパソコンの購入 | 997,500 | 平成25.2.6 | 平成25.2.19 | I J N | |
| ノートパソコン外9点の購入 | 259,812 | 平成25.2.7 | 平成25.2.14 | I | |
| 電子レンジ外6点の購入 | 464,719 | 平成25.2.8 | 平成25.2.20 | I J | |
| プリントカートリッジ外27点の購入 | 786,030 | 平成25.2.12 | 平成25.2.26 | I K | |
| レーザーポインタ外4点の購入 | 1,161,300 | 平成25.2.13 | 平成25.2.27 | I J K | |
| インクジェット複合機外24点の購入 | 782,680 | 平成25.2.14 | 平成25.2.28 | I K | |
| USBケーブル外29点の購入 | 993,531 | 平成25.2.14 | 平成25.2.28 | I J K | |
| プリントカートリッジ外2点の購入 | 1,041,642 | 平成25.3.4 | 平成25.3.18 | I J K | |
| ノートパソコン外3点の購入 | 963,270 | 平成25.3.5 | 平成25.3.15 | I J K | |
| インクカートリッジ外4点の購入 | 363,972 | 平成25.3.6 | 平成25.3.15 | I K | |
| MCプロテクター外9点の購入 | 462,630 | 平成25.3.7 | 平成25.3.18 | I N | |
| マットレス外14点の購入 | 694,963 | 平成25.3.8 | 平成25.3.21 | I J M | |
| デジタルカメラ外7点の購入 | 464,856 | 平成25.3.11 | 平成25.3.25 | I M | |
| 液晶モニター外4点の購入 | 989,520 | 平成25.3.12 | 平成25.3.22 | I J K | |
| デスクトップパソコン外3点の購入 | 1,143,450 | 平成25.3.13 | 平成25.3.27 | I J K | |
| カメラバッグ外25点の購入 | 907,200 | 平成25.3.14 | 平成25.3.28 | I J M | |
| 計 | 17,231,850 | | | | |

(注) 予定価格が30万円未満の契約については、単数の見積書を徴取するのみで差し支えない（平成13年3月30日付12財経総第2077号財務局長通知）。

(7) 医薬品の共同購入契約に係る検収の適正性を確保すべきもの

東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則125号）第50条第2項において、検査員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る関係職員の立会いを求め、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならないとされている。

各病院（原則、PFI方式による運営を行っている病院を除く。）は、医薬品について、表9のとおり、サービス推進部において一括契約し、共同購入を行っている。その事務処理方法は、「事務の手引き」（平成19年サービス推進部作成）により、次のとおりとされている。

ア 契約締結事務は、部が行う。

イ 発注は、各病院から直接、納入業者へ行う。

ウ 各病院は、納入業者へ発注後、部への発注内容をメールにてデータ送信する。

エ 各病院は、納入業者から納品及び納品書の提出を受ける。

オ 検収は、各病院が指定する検査員が実施する。

カ 各病院は、納入業者から受領した納品書を2部のうち1部を部へ提出し、残りを病院控えとして保管する。納品書は、納品時に納入業者より受領する納品伝票の合計金額と、納品書の金額が正確に突合することを確認の上、納品書に①検査員職氏名印、②立会人職氏名印、③契約担当者等印、④受領印、⑤検査年月日を記入押印する。

キ 部は、各病院から納品書を受領後、業者の請求額と突合させた上で支払処理を行う。

ところで、各病院における検収等履行確認の状況について見たところ、表10のとおり、適正でない事例が認められた。

これらは、各病院の検収が、検収等履行確認が契約書、仕様書、発注書等に基づき行われていないなど、形骸化していることに加えて、部が、各病院の検収等履行確認結果を十分に確認していないことによるものであり、部は、各病院を指導するとともに履行完了の確認を十分行うなど、検収の適正性を確保する必要がある。

各病院は、医薬品の共同購入契約に係る検収等履行確認を適正に行われたい。

部は、医薬品の共同購入契約に係る検収の適正性を確保されたい。

（サービス推進部）

（広尾病院）

（大塚病院）

（墨東病院）

（多摩総合医療センター）

（神経病院）

(表9) 共同購入による医薬品購入契約の状況 (全件)

(単位:円)

| 番号 | 契約名 | 契約金額 | 契約期間 | 契約の相手方 |
|----|-----------------------------|-------------|-------------------------|--------|
| 1 | CP-1外434点の購入 | 172,121,254 | 平成24.4.1～ 平成24.9.30 | O |
| 2 | IPAトリプト寒天培地外282点の購入 | 114,215,412 | 平成24.10.1～ 平成25.3.31 | O |
| 3 | PH試験紙BTBブックタイプ外457点の購入 | 103,827,291 | 平成24.10.1～ 平成25.3.31 | O |
| 4 | PBSバッファー外484点の購入 | 79,868,183 | 平成24.4.1～ 平成24.9.30 | P |
| 5 | ティシューテック エオジン外114点の購入 | 76,192,092 | 平成24.4.1～ 平成24.9.30 | O |
| 6 | クイックナビRSV外124点の購入 | 74,845,207 | 平成24.10.1～ 平成25.3.31 | P |
| 7 | EA07U用緩衝液外183点の購入 | 30,318,945 | 平成24.10.1～ 平成25.3.31 | Q |
| 8 | グルコース標準液外172点の購入 | 28,646,168 | 平成24.4.1～ 平成24.9.30 | Q |
| 9 | PBSバッファー外229点の購入 | 59,581,147 | 平成24.10.1～ 平成25.3.31 | P |
| 10 | アーチスト錠1.25mg外1562点の購入 | 950,089,384 | 平成24.7.1～ 平成24.11.30 | R |
| 11 | アーチスト錠1.25mg外1569点の購入 | 884,695,521 | 平成24.12.1～ 平成25.3.31 | R |
| 12 | アーガメイト20%ゼリー25g外830点の購入 | 846,851,910 | 平成24.7.1～ 平成24.11.30 | O |
| 13 | アーガメイト20%ゼリー25g外847点の購入 | 734,055,825 | 平成24.12.1～ 平成25.3.31 | O |
| 14 | アーチスト錠1.25mg外1565点の購入 | 587,243,651 | 平成24.4.1～ 平成24.6.30 | S |
| 15 | アーガメイト20%ゼリー25g外815点の購入 | 561,746,515 | 平成24.4.1～ 平成24.6.30 | O |
| 16 | アイピーディカプセル100外629点の購入 | 422,669,693 | 平成24.7.1～ 平成24.11.30 | P |
| 17 | アイピーディカプセル100外638点の購入 | 325,230,745 | 平成24.12.1～ 平成25.3.31 | P |
| 18 | アイピーディカプセル100外630点の購入 | 258,720,814 | 平成24.4.1～ 平成24.6.30 | P |
| 19 | 赤十字アルブミン20%静注4g/20ml外10点の購入 | 82,598,059 | 平成24.7.1～ 平成24.11.30 | T |
| 20 | 赤十字アルブミン20%静注4g/20ml外10点の購入 | 64,930,358 | 平成24.12.1～ 平成25.3.31 | T |
| 21 | 赤十字アルブミン20%静注4g/20ml外10点の購入 | 58,424,481 | 平成24.4.1～ 平成24.6.30 | T |
| 22 | アトルバスタチン錠10mg「トーワ」外40点の購入 | 18,898,187 | 平成24.7.1～ 平成24.11.30 | O |
| 23 | アトルバスタチン錠10mg「トーワ」外36点の購入 | 11,386,573 | 平成24.4.1～ 平成24.6.30 | O |
| 24 | アトルバスタチン錠10mg「トーワ」外55点の購入 | 16,690,458 | 平成24.12.1～ 平成25.3.31 | O |

(表10) 検収が不適正なもの(例)

| 区分 | 契約番号 | 不適正な事例 | 病院名 |
|--|------|---|-----|
| 検査日が、納品書の日付以前のもの | 8 | 納品書の日付：平成24.7.10 検査年月日：平成24.7.3 | 墨東 |
| 検査日が、納品書の日付から10日を超えているもの | 2 | 納品書の日付：平成25.3.12 検査年月日：平成25.3.31 | 墨東 |
| | 3 | 納品書の日付：平成25.3.12 検査年月日：平成25.3.31 | 墨東 |
| | 4 | 納品書の日付：平成25.3.12 検査年月日：平成25.3.31 | 墨東 |
| | 7 | 納品書の日付：平成25.3.12 検査年月日：平成25.3.31 | 墨東 |
| | 8 | 納品書の日付：平成24.6.13 検査年月日：平成24.6.30 | 墨東 |
| 検査日等が記載されていないもの | 10 | 67,589,663円分納品書の日付：未記入 検査年月日：未記入 | 墨東 |
| | 19 | (墨東) 8月分納品書の日付：平成24.8.31 検査年月日：未記入 | 墨東 |
| | 20 | (多摩) 3月分納品書の日付：平成25.3.31 検査年月日：未記入 | 多摩 |
| | 22 | 306,259円分納品書の日付：未記入 検査年月日：未記入 | 墨東 |
| 納品書の日付が、仕様書に定められた履行期限(発注日を含めて7営業日以内)を超えているもの | 1 | 発注日：平成24.5.29 納品書の日付：平成24.6.15 | 広尾 |
| | 6 | ①発注日：平成24.9.26 納品書の日付：平成24.10.10 ②発注日：平成24.10.17 納品書の日付：平成24.10.31 | 神経 |
| | 7 | 発注日：平成24.12.4 納品書の日付：平成24.12.31 | 墨東 |
| | 8 | 発注日：平成24.6.17 納品書の日付：平成24.6.27 | 墨東 |
| 納品書の日付が、発注日以前のもの | 6 | 発注日：平成24.11.23 納品書の日付：平成24.11.22 | 広尾 |

(注) 1 契約番号は、表9の番号である。

2 政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第5条の規定により、物品の購入については、納品書の提出を受けた日から10日以内に検査を行わなければならないとされている。

| 区分 | 契約番号 | 不適正な事例 | 病院名 |
|---------------------------------------|------|---|-----|
| 部に提出された納品書と、病院控への納品書の日付及び検査日が相違しているもの | 2 | ①部に提出された納品書の検査日：平成25.1.8 病院控への納品書の検査日：平成25.1.15 ②部に提出された納品書の検査日：平成25.1.15 病院控への納品書の検査日：平成25.1.29 | 墨東 |
| | 3 | ①部に提出された納品書の検査日：平成25.1.8 病院控への納品書の検査日：平成25.1.15 ②部に提出された納品書の検査日：平成25.1.15 病院控への納品書の検査日：平成25.1.29 | 墨東 |
| | 4 | ①部に提出された納品書の検査日：平成24.4.10 病院控への納品書の検査日：平成24.4.13 ②部に提出された納品書の検査日：平成24.5.22 病院控への納品書の検査日：平成24.5.29 ③部に提出された納品書の検査日：平成24.8.21 病院控への納品書の検査日：平成24.8.28 | 墨東 |
| | 5 | 部に提出された納品書の検査日：平成24.4.10 病院控への納品書の検査日：平成24.4.13 | 墨東 |
| | 8 | ①部に提出された納品書の検査日：平成24.5.8 病院控への納品書の検査日：平成24.5.15 ②部に提出された納品書の検査日：平成24.6.30 病院控への納品書の検査日：平成24.6.13 ③部に提出された納品書の検査日：平成24.6.30 病院控への納品書の検査日：平成24.6.27 ④部に提出された納品書の検査日：平成24.7.3 病院控への納品書の検査日：平成24.7.10 ⑤部に提出された納品書の検査日：平成24.7.13 病院控への納品書の検査日：平成24.7.24 | 墨東 |
| 病院における検収が、不適正なもの | 3 | 発注書に記載された発注日及び納品期限と、実際の発注日及び納品期限が相違している。 例：発注書の発注日：平成25.2.15 納品期限：平成25.2.18 実際の発注日：平成25.2.18 納品期限：平成25.2.19 | 大塚 |
| | 4 | 納品書に添付された内訳書が、発注したもの的一部しか記載がない（平成24.10.9納品分及び平成24.10.23納品分）。 | 墨東 |
| | 10 | 発注書と納品書の数量が相違しているものについては、発注変更を行ったとしているが、その記録がなく確認できない。 | 広尾 |
| 部における確認が、不適正なもの | 1 | 部が作成した発注確認表が、病院が発注したものと異なっている（平成24.5.1発注分）。 | 神経 |

(注) 契約番号は、表9の番号である。

(その他)

(8) 自己検査を適切かつ有効に行うべきもの

東京都病院事業財務規則（昭和39年東京都規則第123号、以下「規則」という。）第108条において、本部長は、現金、有価証券、たな卸資産、資産外物品、固定資産の出納、保管、管理その他の事務一切について、毎年度1回以上所属職員のうちから検査員を命じて検査（以下「自己検査」という。）させなければならないとされている。

サービス推進部は、病院事務の適正かつ効率的な運営を確保するため、規則に基づき自己検査を実施しているが、毎年、監査において同類の指摘が繰り返されていることから、自己検査の充実強化のため、自己検査の見直しの一環として、重点検査項目や検査方法を具体的に示した「都立病院自己検査マニュアル」（平成24年10月、以下「マニュアル」という。）を作成している。

マニュアルにおいて、自己検査は、①庶務・計理部門、②施設部門、③用度部門、④医事部門の4部門に分けて、監査で繰り返し指摘されている事項や重点事項等を項目立てした自己検査表に基づき行い、評価を行うとしている。

ところで、本定例監査で部及び病院を実査したところ、前述の「(2) PFI手法による病院運営について ア」、「(3) 医業外未収金の債権管理を適正に行うべきもの」、「(4) 診療費の過誤納還付未済金の管理について イ」及び「(5) 修繕業務の支払事務を適正に行うべきもの」については、過去においても同様の指摘をされており、しかも、自己検査の実施結果を見ると、当該事例について適正と評価されており、その問題点の発見・把握に至っていない。このことから、自己検査が目的とする内部統制及び改善促進の機能が十分に果たされていない状況となっている。

部は、内部統制の実効性に留意の上、自己検査を適切かつ有効に行われたい。

(サービス推進部)

産 業 労 働 局

1 指摘事項

(重点監査事項)

(歳出)

(1) 工事記録写真に係る確認を適正に行うべきもの

工事記録写真は、工事が期限までに適正に行われたことを判断するための重要な資料である。局は、土木工事においては工事記録写真撮影基準（平成22年4月建設局）、建築工事においては工事記録写真撮影要領（平成12年財務局）に基づき、工事件名、工種名、撮影日等を記載した黒板等を入れて、施工状況を撮影することとしている。

ところで、総務部、雇用就業部、農業振興事務所、島しょ農林水産総合センター及び多摩職業能力開発センターの工事記録写真について見たところ、表1のとおり、前述の基準・要領に従わず、撮影日の記載が無いものが認められた。

各部所は、工事記録写真に係る確認を適正に行われたい。

(総務部)

(雇用就業部)

(農業振興事務所)

(島しょ農林水産総合センター)

(多摩職業能力開発センター)

(表1) 工事記録写真に撮影日の記載がない事例

| 部所名 | 該当件数 | 代表的な契約件名 |
|---------------|------|-------------------------------------|
| 総務部 | 1 | 都立多摩職業能力開発センター府中校(24)電話設備改修工事 |
| 雇用就業部 | 3 | 都立城東職業能力開発センター足立校(24)新校舎パーテーション設置工事 |
| 農業振興事務所 | 3 | 国有農地整地工事 |
| 島しょ農林水産総合センター | 1 2 | 島しょ農林水産総合センター八丈事業所(24)耐風強化型ハウス |
| 多摩職業能力開発センター | 2 | 4階調理室給排水改修工事 |

(重点監査事項)

(歳出)

(2) リース契約に係る事務手続について

ア リース契約の積算を適切な算出方法に基づいて行うべきもの

リース契約の積算において、リース料は本体価格と初期導入費用の合計にリース料率を乗じて、保守料は本体価格のみに対して保守料率を乗じて、それぞれを算出することになっている。

ところで、農林水産部及び島しょ農林水産総合センターのリース契約に係る積算について見たところ、次のとおり、積算が妥当であるか確認できない状況が認められた。

(ア) 表2の項番1の契約については、積算に当たって、保守を含んだ商品価格(注)と初期導入費用とを合計した価格にリース料率を乗じて積算したため、リース料と保守料をそれぞれ算出していない。

(イ) 表2の項番2の契約については、積算内訳がない月額リース料のみの表示となっている。

部及び所は、リース契約の積算を適切な算出方法に基づいて行われたい。

(農林水産部)

(島しょ農林水産総合センター)

(注) 保守を含んだ商品価格とは、保守サービスを付帯した商品の価格のことで、機器本体の価格と保守サービスの価格の内訳が不明であるものをいう。

(表2) リース契約の積算が適切な算出方法に基づいて行われていない契約

(単位：円)

| 番号 | 部所名 | 契約件名 | 契約金額 (リース期間計) | リース期間 |
|----|-------------------|-------------------|------------------|------------------------|
| 1 | 農林水産部 | 端末機器等の借入れ | 5,922,000 | 平成25.3.1～ 平成29.2.28 |
| 2 | 島しょ農林水産 総合センター | 分析機能付き走査型電子顕微鏡の賃借 | 3,364,200 | 平成24.4.1～ 平成29.3.31 |

イ リース契約の積算を適切な料率に基づいて行うべきもの

毎年度、総務局が作成する「情報システム関係の単価基準等について」では、積算で適用するリース料率の上限値、保守料率の参考値などが定められている。

ところで、労働相談情報センター及び東京障害者職業能力開発校のリース契約に係る積算について見たところ、次のとおり、適切でない状況が認められた。

(ア) 表3の項番1の契約は、特段の理由無く、参考値を超えた保守料率を適用し積算したため、参考値に基づく積算額と比べ、リース期間全体で77万8,020円(監査事務局試算)が過大積算になっており、また、19万4,940円(監査事務局試算)が不経済支出になっている。

(イ) 表3の項番2の契約は、特段の理由無く、上限値を超えたリース料率を適用し積算したため、リース期間全体で19万325円が過大積算になっている。

両所は、リース契約の積算を適切な料率に基づいて行われたい。

(労働相談情報センター)

(東京障害者職業能力開発校)

(表3) リース契約の積算が適切な料率に基づいて行われていない契約

(単位：円)

| 番号 | 部所名 | 契約件名 | 契約金額 (リース期間計) | リース期間 | 過大 積算額 | 不経済 支出額 |
|----|------------------|---------------------|------------------|--------------------------|-----------|------------|
| 1 | 労働相談情報 センター | N A S等の借入れ | 825,300 | 平成21.12.1～ 平成26.11.30 | 778,020 | 194,940 |
| 2 | 東京障害者 職業能力開発校 | パーソナルコンピ ュータの借入れ | 5,128,200 | 平成24.4.1～ 平成29.3.31 | 190,325 | |

(その他)

(3) 処分計画の実現に向け、不法占有の解消への取組を進めるべきもの

昭和20年代に行われた農地改革(注2)に伴い、国が売り渡せなかった国有農地の管理は、法定受託事務として都が受託し、農業振興事務所が所掌している。国は、この国有農地を売却するまでの間、一時的に貸付を行うことを認めている。

国有農地の管理は、「農地法関係事務に係る処理基準」(平成12年6月1日 農林水産事務次官通知)などに基づいて行うことになっており、この基準では、管理の適正を図るために、未貸付地については、不法占有を発見した場合、速やかに国に通知するとともに、状況を十分に把握し、必要に応じて所要の手続きを行うことになっている。

ところで、所は、国有農地について、国への報告及び国とともに作成した処分計画に基づいた取組を行っているが、監査日(平成25.5.21)現在、表4に掲げる不法占有されている国有農地について見たところ、平成31年度に処分(売却)することを計画しているものの、不法占有者の住民票調査などが行われておらず、不法占有者を特定していないなど、不法占有の解消に向けた取組がなされていないことが認められた。

所は、国有農地の不法占有について速やかに状況を把握するなど、処分計画の実現に向け、不法占有の解消への取組を進められたい。

(農業振興事務所)

(注) 農地改革とは戦後間もなく、急速かつ広汎に自作農を創設するために行われた国策で、不在地主の小作地全部と在村地主の約1町歩を超える小作地等を国が強制的に買収し、小作人に売り渡しを行ったもの。(農林水産省作成「自作農財産の概要」)

(表4) 監査日(平成25.5.21)現在、不法占有されている国有農地

| 不法占有地の現況 | 公簿面積 (㎡) | 所在地 |
|---------------|-------------|-----|
| 倉庫 | 330 | 小平市 |
| 駐車場(コインパーキング) | 175 | 府中市 |
| 駐車場 | 88 | 練馬区 |
| 家屋 | 87 | 福生市 |

中央卸売市場

1 指摘事項

(その他)

(1) 有効なメータを用いて適正に計量すべきもの

北足立市場は、市場内の仲卸業者等が使用した水道水及び電気に係る使用料金を徴収するため、水道メータ及び電力量計（以下「メータ」という。）を設置し、計量に使用している。

メータには、計量法（平成4年法律第51号）により、検定証印等の有効期間（以下「有効期間」という。）が定められており（表1参照）、有効期間満了後は、取引等における計量に使用することが認められない。

ところで、市場において、各メータの有効期間を見たところ、監査日（平成25.6.26）現在、表2のとおり、水道メータについて、112件のうち65件（58.0%）は有効期間を満了しており、10件（8.9%）は検定証印に印字された有効期間が不明であった。また、電力量計について、625件のうち35件（5.6%）は有効期間を満了していた。

市場が、有効期間満了後のメータを計量に使用したこと及び水道メータの有効期間を正確に把握していないことは、適正でない。

市場は、有効なメータを用いて適正に計量されたい。

(北足立市場)

(表1) 有効期間

| 品 名 | 有効期間 |
|--|------|
| 水道メータ | 8年 |
| 電力量計 | |
| イ 定格電圧が300ボルト以下の電力量計（変成器とともに使用されるもの及びロ（2）に掲げるものを除く。） | 10年 |
| ロ 定格電圧が300ボルト以下の電力量計のうち、次に掲げるもの | 7年 |
| (1) 定格一次電流が120アンペア以下の変流器とともに使用されるもの（定格一次電圧が300ボルトを超える変圧器とともに使用されるものを除く。） | |
| (2) 定格電流が20アンペア又は60アンペアのもの（電子式のものを除く。） | |
| (3) 電子式のもの（イ及び（1）に掲げるものを除く。） | |
| ハ イ又はロに掲げるもの以外のもの | 5年 |

計量法施行令（平成5年政令第329号）別表第三（第12条、第18条関係）

(表2) 有効期間満了後も使用継続中のメータの状況（満了年度別）

(単位:件)

| 満了年度 (平成) | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 計 | 不明 | 合計 | 総数 |
|--------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|
| 水道メータ | 12 | - | - | - | - | - | - | - | - | 53 | 65 | 10 | 75 | 112 |
| 電力量計 | 1 | 4 | 2 | 9 | 1 | 2 | 3 | 5 | 6 | 2 | 35 | - | 35 | 625 |

建設局

1 指摘事項

(重点監査事項)

(歳出)

(1) 工事変更に係る事務手続を適正に行うべきもの

東京都工事施行規程及び同実施細目（以下「規程等」という。）により、工事請負契約の締結後に、工事内容の変更及び工期の変更並びにこれらに伴う契約金額の変更を行う場合については、文書によって工事変更の決定手続を行うことと定められている。

また、工事変更の手続はその都度速やかに行う方法のほかに、重要な構造・工法の変更などを伴う工事変更でない場合は、工期末に一括して工事変更（以下「一括変更」という。）の手続を行うことができること定められている。

一括変更を行う場合においては、各変更工事の施工前に部長名又は所長名による文書「工事の設計変更について」（実施細目様式 1 1）により、工事変更の内容及び工期末に一括変更を行う旨を請負者に通知し、請負者から承諾書を徴することとなっている。

ところで、工事変更に係る事務手続について見たところ、次のとおり適正でない状況が見受けられた。

ア 西多摩建設事務所で行った黒沢川における護岸補修等の契約（工事件名：黒沢川維持工事、契約金額：1,691万3,400円、工期：平成24.11.12～平成25.2.27）について見たところ、工事請負契約の締結後に、護岸工等の一部の数量変更や交通誘導員費の数量変更などを行っており、工期末の平成25年2月15日に一括変更の事務手続を行っている。

しかしながら、当該変更工事については、規程等によれば、施工前に「工事の設計変更について」を請負者に通知し承諾書を徴すべきであるところ、これを行っておらず適正でない。

イ 南多摩西部建設事務所で行った交差点改良工事の契約（工事件名：交差点改良工事24南西すいすい広園寺、契約金額：4,500万7,200円、工期：平成24.5.21～平成25.1.30）について見たところ、所は、工事請負契約の締結後に、①地元市（八王子市）からの要望による工事内容の変更（道路排水施設の形状変更）や、②地元住民からの要望による工事内容の変更（歩道転落防止柵の形状変更）などを行っており、工期末の平成25年1月25日に一括変更の事務手続を行っている。

しかしながら、当該変更工事については、規程等によれば、施工前に「工事の設計変更について」を請負者に通知し承諾書を徴すべきであるところ、これを行っておらず適正でない。

各所は、工事変更に係る事務手続を適正に行われたい。

(西多摩建設事務所)

(南多摩西部建設事務所)

(重点監査事項)

(2) 工事に係る事務手続について

東部公園緑地事務所における各工事に係る事務手続を確認したところ、次のとおり、不適正な事例が認められた。

ア 工事変更手続を適正に行うべきもの

所は、工事の変更に当たり、より客観性のある適切な変更を行うため、東部公園緑地事務所における工事変更検討会の設置・運営に関する要綱第5条第1項において、原則として当初契約金額の10%又は400万円を超える変更が見込まれる案件等に該当した場合は、工事変更検討会に諮ることと定めている。

ところで、和田堀公園体育施設整備工事（契約金額：1億7,890万6,350円、工期：平成24.1.17～平成24.9.7）に係る工事変更の手続を確認したところ、第4回目の工事変更において、466万9,245円の増額変更が生じ、検討対象案件であるにもかかわらず、所が、特段の理由もなく工事変更検討会に諮っていないことは適正でない。

所は、工事変更手続を適正に行われたい。

(東部公園緑地事務所)

イ 工事記録写真に係る確認を適正に行うべきもの

工事記録写真は、工事が期限までに適正に行われたことを判断するための重要な資料であるため、工事記録写真撮影基準（平成22年4月建設局。以下「基準」という。）において、工事件名、工種名、撮影日等を記載した黒板等を入れて、施工状況を撮影することと定められている。

しかしながら、工事記録写真を確認したところ、表1のとおり、監査日（平成25.4.22）現在、基準に従わず、撮影日の記載が無いものが見受けられたことは適正でない。

所は、工事記録写真に係る確認を適正に行われたい。

(東部公園緑地事務所)

(表1) 工事記録写真に撮影日の記載がない契約

(単位：円)

| No. | 工事件名 | 契約金額 | 工期 |
|-----|-------------------------|-------------|-----------------------|
| 1 | 上野動物園繁殖センターB整備工事 | 103,393,500 | 平成24.5.24～平成25.3.29 |
| 2 | 水元公園木橋改修工事 | 30,849,000 | 平成25.1.17～平成25.3.15 |
| 3 | 多摩動物公園アジアの平原給排水衛生設備工事 | 26,601,750 | 平成23.11.11～平成24.11.30 |
| 4 | 日比谷公園ほか9公園トイレ音声案内装置設置工事 | 22,365,000 | 平成24.12.27～平成25.3.29 |
| 5 | 都立動物園施設改修工事(その4) | 16,258,200 | 平成24.9.13～平成24.11.27 |
| 6 | 上野動物園ペンギン池鳥インフルエンザ対策工事 | 13,776,000 | 平成24.12.6～平成25.3.19 |
| 7 | 用地管理柵設置その他工事(単価契約)その2 | 10,500,000 | 平成24.6.29～平成24.9.30 |
| 8 | 都立動物園施設改修工事(その12) | 7,949,550 | 平成25.2.14～平成25.3.22 |
| 9 | 小石川後楽園得仁堂修復準備工事 | 7,554,750 | 平成24.11.29～平成25.3.29 |
| 10 | 都立動物園施設改修工事 | 7,321,650 | 平成24.7.19～平成24.9.28 |
| 11 | 多摩動物公園園路改修工事 | 2,756,250 | 平成24.11.15～平成24.11.29 |
| 12 | 都立動物園施設改修工事(その9) | 2,625,000 | 平成25.1.17～平成25.2.15 |
| 13 | 上野公園トイレ音声案内装置設置工事 | 2,310,000 | 平成24.9.6～平成24.10.22 |
| 14 | 光が丘公園ほか1公園トイレ音声案内装置設置工事 | 2,257,500 | 平成24.11.8～平成24.12.21 |
| 15 | 都立動物園施設改修工事(その5) | 1,680,000 | 平成24.9.20～平成24.10.31 |
| 16 | 都立動物園施設改修工事(その2) | 1,575,000 | 平成24.9.6～平成24.10.22 |
| 17 | 上野恩賜公園空調設備改修工事 | 1,522,500 | 平成24.9.6～平成24.10.22 |
| 18 | 都立動物園施設改修工事(その6) | 1,320,900 | 平成24.9.20～平成24.10.12 |
| 19 | 上野恩賜公園不忍池周辺一部再生整備工事 | 861,000 | 平成24.8.2～平成24.9.7 |
| 20 | 上野動物園施設改修工事 | 294,000 | 平成24.6.14～平成24.7.27 |
| 21 | 上野動物園施設改修工事(その2) | 294,000 | 平成24.6.28～平成24.7.27 |
| 22 | 都立動物園施設改修工事(その11) | 283,500 | 平成25.2.14～平成25.3.7 |
| 23 | 上野恩賜公園園内放送設備補修工事 | 199,500 | 平成25.3.21～平成25.3.28 |

ウ 単価契約工事等に係る指示手続を適正に行うべきもの

単価契約工事実施要領(平成16年4月建設局公園緑地部。以下「要領」という。)によれば、監督員が施工の指示を行う際には、工事主管課において指示箇所及び指示内容等を指示記録簿に記載して簡易決裁をとり、請負者に施工内容等を説明した上で、指示記録簿にサインさせることとしている。その後、請負者は施工内容確認申請書を所に提出し、所は指示書によって請負者に工事を実施させている。

ところで、所における指示記録簿の取扱いについて確認したところ、監査日(平成25.4.25)現在、表2の契約において、指示記録簿を作成していないことが認められた。

指示記録簿は、請負者に対する指示箇所及び指示内容等を組織として決裁するものであり、要領に従わず、これを作成しないまま指示及び施工していることは適正でない。

所は、単価契約工事等に係る指示手続を適正に行われたい。

(東部公園緑地事務所)

(表2) 指示記録簿を作成せず指示及び施工している単価契約

(単位：円)

| No. | 工事件名 | 契約金額 (推定総金額) | 契約期間 | 指示書による 指示件数 |
|-------|-----------------------------|-----------------|--------------------------|----------------|
| 1 | 用地管理柵設置その他工事 | 10,500,000 | 平成24.4.1 ～平成24.9.30 | 8 |
| 2 | 用地管理柵設置その他工事その2 | 10,500,000 | 平成24.6.29 ～平成24.9.30 | 8 |
| 3 | 用地管理柵設置その他工事その3 | 10,500,000 | 平成24.10.1 ～平成25.3.31 | 8 |
| 4 | 上野恩賜公園園地補修工事 | 9,975,000 | 平成24.9.21 ～平成25.3.31 | 15 |
| 5 | 東部公園緑地事務所管内給排水衛生設備 維持工事 | 4,200,000 | 平成24.4.1 ～平成25.3.31 | 17 |
| 6 | 東部公園緑地事務所管内測量調査 | 4,200,000 | 平成24.4.1 ～平成24.9.30 | 5 |
| 7 | 東部公園緑地事務所管内測量調査その2 | 4,200,000 | 平成24.10.1 ～平成25.3.31 | 8 |
| 8 | 東部公園管内カラストラップ捕獲等作業 委託 | 9,975,000 | 平成24.4.1 ～平成25.3.31 | 11 |
| 9 | 東部公園管内カラストラップ捕獲等作業 委託その2 | 6,200,250 | 平成24.12.21 ～平成25.3.31 | 4 |
| 10 | 上野恩賜公園桜花期清掃委託 | 9,692,959 | 平成24.4.1 ～平成24.4.14 | 14 |
| 11 | 上野恩賜公園桜花期清掃委託その2 | 2,769,417 | 平成24.4.15 ～平成24.4.18 | 4 |
| 12 | 上野恩賜公園管渠清掃その他委託 | 3,150,000 | 平成24.7.20 ～平成25.3.31 | 2 |
| 13 | 木場公園ほか4公園支障樹木特別伐採委 託 | 7,350,000 | 平成24.7.27 ～平成25.3.15 | 4 |
| 14 | 砧公園ほか3公園支障樹木特別伐採委託 | 7,350,000 | 平成24.7.27 ～平成25.3.15 | 5 |
| 15 | 東白鬚公園ほか4公園支障樹木特別伐採 委託 | 7,350,000 | 平成24.7.27 ～平成25.3.15 | 4 |
| 16 | 代々木公園ほか4公園支障樹木特別伐採 委託 | 8,778,000 | 平成24.8.31 ～平成25.3.15 | 5 |
| 17 | 日比谷公園ほか4公園支障樹木特別伐採 委託 | 7,350,000 | 平成24.8.31 ～平成25.3.15 | 3 |
| 18 | 大島小松川公園ほか3公園支障樹木特別 伐採委託 | 7,350,000 | 平成24.8.31 ～平成25.3.15 | 6 |
| 19 | 潮風公園ほか2公園支障樹木特別伐採委 託 | 7,350,000 | 平成24.8.31 ～平成25.3.15 | 4 |
| 20 | 東部公園管内樹木管理その他委託その2 | 9,975,000 | 平成24.10.19 ～平成25.3.31 | 10 |
| 21 | 東部公園管内支障樹木特別伐採委託 | 9,975,000 | 平成25.1.11 ～平成25.3.31 | 5 |
| 22 | 上野恩賜公園支障樹木特別伐採委託 | 9,975,000 | 平成25.3.1 ～平成25.3.31 | 5 |
| 指示総件数 | | | | 155 |

(重点監査事項)

(3) リース契約に係る起案文書を適正に保存すべきもの

建設局が定めた文書保存期間表では、リース当初における起案文書は、事業の継続期間中は保存しなければならないとされている。

しかしながら、用地部が締結している電子計算機器の賃借（移転資金貸付金徴収システム）契約（契約金額：504万円、リース期間：平成20.4.1～平成25.3.31）について見たところ、起案文書が廃棄されているために、当該契約に係る積算等の検証を行うことができなかった。部は、リース契約に係る起案文書を適正に保存されたい。

(用地部)

(重点監査事項)

(4) リース契約に係る事務手続について

リース契約の積算において、リース料は、本体価格と初期導入費用の合計にリース料率を乗じて、保守料は、本体価格のみに対して保守料率を乗じて、それぞれを算出する必要がある。また、総務局が作成したIT経費適正化マニュアルによれば、再リース時のリース料は、当初契約時のリース料に対し、10分の1程度を乗じた金額となり、保守費用については、5年程度までは当初保守料と同程度の金額になるとされている。

ところで、各部所のリース契約に係る積算等について見たところ、次のとおり不適切な状況が認められた。

ア リース契約に係る積算を適切に行うべきもの

総務部及び土木技術支援・人材育成センターは、表3のとおり、リース契約を締結しており、これらの積算内訳について見たところ、次のとおり不適切な事例が認められた。

(ア) 表3の項番1の契約については、保守料の積算において、通常保守を必要としないケーブルを保守対象に含めて算出しており、このため、リース期間全体で積算額約3万円（監査事務局試算）が過大となっている。

また、平成20年度情報システム関係の単価基準によれば、積算で適用する5年リースの料率の上限値が定められているが、特段の理由無く、その上限値を超えた料率を適用し積算したため、約53万円（監査事務局試算）が過大となっている。

(イ) 表3の項番2の両契約については、保守料の積算において、通常保守を必要としないマグネット及び金具を保守対象に含めて算出しており、このため、リース期間全体で積算額約89万円（監査事務局試算）が過大となっている。

(ウ) 表3の項番3の契約については、保守料の積算において、通常保守を必要としないプリンタスタンドを保守対象に含めて算出しており、このため、リース期間全体で積算額約16万円（監査事務局試算）が過大となっている。

(エ) 表3の項番5の契約については、保守料の積算において、通常保守を必要としないケーブル、

マウス、スタンドのほか、機器の保守サービスを行う商品（サポートパック）を保守対象に含めて算出しており、このため、リース期間全体で積算額約267万円（監査事務局試算）が過大となっている。

部及びセンターは、リース契約に係る積算を適切に行われたい。

（総務部）

（土木技術支援・人材育成センター）

（表3）過大積算となっている契約

（単位：円）

| No. | 部所 | 契約件名 | 契約金額 (リース期間計) | リース期間 | 過大 積算額 |
|-----|--------------------------|--------------------------|------------------------|-------------------------|-----------|
| 1 | 総務部 | 土地境界図面等管理端末 及び周辺機器の賃借 | 34,168,680 | 平成20.4.1～ 平成25.3.31 | 30,429 |
| | | | | | 530,082 |
| 2 | | ネットワーク機器等の借 入れ（区部） | 10,110,240 | 平成21.4.1～ 平成25.3.31 | 457,248 |
| | | ネットワーク機器等の借 入れ（多摩部） | 10,527,744 | 平成21.4.1～ 平成25.3.31 | 437,664 |
| 3 | | 電子調達・納品に伴う出力 機器の借入れ | 3,087,000 | 平成24.4.1～ 平成29.3.31 | 168,720 |
| 4 | マイクロデジタルリーダ ープリンターの賃借 | 1,302,084 | 平成24.4.1～ 平成25.3.31 | 281,064 | |
| 5 | 土木技術支援・ 人材育成センター | 地盤情報システム用機器 等の借入れ | 33,562,515 | 平成22.11.1～ 平成27.3.31 | 2,676,975 |
| 合計 | | | | | 4,582,182 |

イ 再リース契約に係る積算を適切に行うべきもの

表3の項番4の契約については、再リース契約であり、再リース予定価格はリース料と保守料が区分されず合算された金額（10万3,340円）となっており、リース料及び保守料が一式計上となっていることが認められた。

そこで、表4のとおり、再リース契約の予定価格について、リース料を当初リース予定価格の10分の1の金額（1万4,329円）とし、保守料を当初リース予定価格の金額（6万6,705円）として試算すると、積算額約28万円（監査事務局試算）が過大となっている。

部は、再リース契約に係る積算を適切に行われたい。

（総務部）

(表4) 再リース契約に係る予定価格の積算 (監査事務局試算)

(単位:円)

| | 当初リース 予定価格 | 当初リース 契約金額 | 再リース契約金額 (A) (再リース予定価格と同額) | 試算 (B) | 差額 (A-B) |
|--------|---------------|---------------|-------------------------------|-------------|-------------|
| リース料 | 143,295 | | | (注1) 14,329 | |
| 保守料 | 66,705 | | | (注2) 66,705 | |
| 計 | 210,000 | 210,000 | 103,340 | 81,034 | 22,306 |
| 消費税 | | | 5,167 | 4,051 | 1,116 |
| 合計(月額) | | | 108,507 | 85,085 | 23,422 |
| 合計(年額) | | | 281,064 | | |

(注1) 当初リース予定価格のリース料(14万3,295円)に10分の1を乗じた金額

(注2) 当初リース予定価格の保守料(6万6,705円)と同額

ウ リース料と保守料を区分し積算を適切に行うべきもの

道路管理部は、表5のとおり、リース契約を締結しており、これらの積算内訳について見たところ、予定価格はリース料と保守料が区分されず合算された金額となっており、リース料及び保守料が一式計上となっていることが認められた。これは、業者が提出した参考見積価格をもとに積算金額としたためである。

部は、リース料と保守料を区分し積算を適切に行われたい。

(道路管理部)

(表5) リース料と保守料の内訳が不明となっている契約

(単位:円)

| No. | 部所 | 契約件名 | 契約金額 (リース期間計) | リース期間 |
|-----|-----------|---------------------------------|------------------|------------------------|
| 1 | 道路 管理部 | レスキューナビゲーションにおける機器の借入れ | 2,570,400 | 平成22.4.1 ～平成26.3.31 |
| 2 | | レスキューナビゲーションにおける機器の借入れ (その2) | 5,079,060 | 平成24.6.1 ～平成29.3.31 |
| 3 | | 防音工事助成支援システム用機器の賃借 | 523,241 | 平成24.3.1 ～平成29.2.28 |

エ 保守内容を適切に定めるべきもの

総務部は、土地境界図面等管理端末及び周辺機器の賃借(契約金額:3,416万8,680円、リース期間:平成20.4.1～平成25.3.31)契約を締結しており、保守の仕様について見たところ、常に正常な状態で稼動するように保守を行い、故障時は迅速に対応することとあるのみで、仕様書で規定すべき機器に係る保守の対象範囲、窓口対応時間等が具体的に定められておらず適切でない。

部は、保守内容を適切に定められたい。

(総務部)

(歳出)

(5) 一般廃棄物の処理について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第7条第12項では、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者及び一般廃棄物処分業の許可を受けた者は、当該市町村が条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならないとされている。

ところで、河川部、第一建設事務所、第六建設事務所及び西多摩建設事務所における一般廃棄物の処理料金について見たところ、次のとおり、不適正な事例が認められた。

ア 河川水面清掃に伴う廃棄物処理について適切に契約すべきもの

河川部は、23区内の30河川の衛生的環境を確保するため、河川水面清掃業務委託(単価契約)を公益財団法人東京都環境公社と締結している(推定総金額:2億7,761万2,881円、契約期間:平成24.4.1~平成25.3.31)。この契約には、水面清掃によって回収した廃棄物の処理業務が含まれている。

ところで、表6のとおり、本契約における廃棄物処理経費の支出額と、各区が条例で定める手数料の額(23区は同一金額、1kg当たり32.5円。以下「条例手数料額」という。)に廃棄物の総処理量を乗じた金額とを比較すると、本契約の支出額が上回ることが認められた。

本契約の設計書を作成した第一建設事務所は、河川ごみ運搬費には重機を使用して車両に積み込むなど特殊な業務の費用を計上し、廃棄物処理費には条例手数料の単価に諸経費を加算していることから、これらの合計額が条例手数料額との差額となったとしている。

しかしながら、一般廃棄物処理業の手引き(平成25年4月東京二十三区清掃協議会)では、廃棄物の収集又は運搬及び処分以外の特別な業務を行う場合には、契約書に収集又は運搬及び処分の料金とは別に特別な業務に対する料金を明記するよう求めている。本件の契約書には特別な業務に対する料金が明記されておらず、適切でない。

部及び所は、河川水面清掃に伴う廃棄物処理について適切に契約されたい。

(河川部)

(第一建設事務所)

(表6) 本件契約の支出額と条例手数料額に相当する額との比較

| 本件契約の支出額 A(円) | | 条例手数料額に相当する額 | | | 差引き E=A-D (円) |
|---------------|------------|--------------|------------------|----------------|---------------------|
| | | 処理量 B(kg) | 条例手数料 C(円/kg) | 料金 D=B×C(円) | |
| 合計 | 17,574,927 | 336,270 | 32.5 | 10,928,775 | 6,646,152 |
| 内 訳 | 河川ごみ運搬費 | 10,150,500 | | | |
| | 廃棄物処理費 | 6,587,526 | | | |
| | 小計 | 16,738,026 | | | |
| | 消費税 | 836,901 | | | |

(注) 条例手数料は税込みである。

イ 一般廃棄物を適正な金額で処理すべきもの

第六建設事務所は、表7のとおり、委託契約を締結している。

ところで、本件委託における一般廃棄物の処理料金について見たところ、所は処理単価を2t車1台当たり又は4t車1台当たりとして設定していることから、表8のとおり、東京都台東区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成11年台東区条例第36号）で定める1kg当たりの手数料の額に相当する額を越えた料金を支出しており適正でない。

この結果、24万3,475円（監査事務局試算）が過大支出となっている。

所は、一般廃棄物を適正な金額で処理されたい。

（第六建設事務所）

（表7）委託契約の状況

（単位：円）

| 件名 | 契約金額 | 契約期間 | 相手方 |
|--------------------------|-----------|-------------------------|-----|
| 隅田川右岸テラス等特別清掃委託その1（単価契約） | 4,000,000 | 平成24.4.1 ～平成25.3.31 | A |
| 隅田川右岸テラス等特別清掃委託その2（単価契約） | 5,000,000 | 平成24.12.3 ～平成25.3.31 | |

ウ 一般廃棄物を適正な金額で処理すべきもの

西多摩建設事務所は、所管する奥多摩周遊道路内にある2か所の共同便所のし尿汲取業務委託（設置場所ごとに別契約。奥多摩町分はBに、檜原村分はCに委託）契約を締結している。

ところで、所は、檜原村分のし尿汲取業務委託契約に際し、1本（＝360）当たり、檜原村廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年檜原村条例第7号）で定める単価（以下「条例単価」という。）である325円（消費税込み）を超える360円で契約していることが認められた。しかも、条例単価は消費税を含んでいるにもかかわらず、契約単価は外税として更に消費税を加算した金額で契約しており適正でない。

また、奥多摩町分については、契約単価は325円としているものの、消費税を加算した金額で契約しており適正でない。

この結果、表9及び表10の差額（6,095円及び1万4,625円）の合計2万720円が過大支出となっている。

所は、一般廃棄物を適正な金額で処理されたい。

（西多摩建設事務所）

(表8) 一般廃棄物の処理に係る過大支出の内訳

(単位: kg、円)

| 処理日 | 処理量 A | 既支出額 | | | | 法で定められた上限額 | | 過大 支出額 H=E-G |
|------------|----------|--|---------|-------------------|--------------|-----------------------|-------------|--------------------|
| | | 契約単価 B | 金額 C | H=E-G 消費税 D | 支出額 E=C+D | 条例手数料 (kgあたり) F | 金額 G=A×F | |
| 平成24.4.18 | 230 | 2 t 車1台 につき 33,000円 又は 4 t 車1台 につき 39,000円 | 33,000 | 1,650 | 34,650 | 32.5 | 7,475 | 27,175 |
| 平成24.5.25 | 280 | | 33,000 | 1,650 | 34,650 | | 9,100 | 25,550 |
| 平成24.7.2 | 160 | | 33,000 | 1,650 | 34,650 | | 5,200 | 29,450 |
| 平成24.7.26 | 180 | | 33,000 | 1,650 | 34,650 | | 5,850 | 28,800 |
| 平成24.9.12 | 330 | | 33,000 | 1,650 | 34,650 | | 10,725 | 23,925 |
| 平成24.10.17 | 300 | | 33,000 | 1,650 | 34,650 | | 9,750 | 24,900 |
| 平成24.11.21 | 490 | | 33,000 | 1,650 | 34,650 | | 15,925 | 18,725 |
| 平成24.12.19 | 360 | | 33,000 | 1,650 | 34,650 | | 11,700 | 22,950 |
| 平成25.1.18 | 380 | | 33,000 | 1,650 | 34,650 | | 12,350 | 22,300 |
| 平成25.3.15 | 460 | | 33,000 | 1,650 | 34,650 | | 14,950 | 19,700 |
| 合計 | 3,170 | — | 330,000 | 16,500 | 346,500 | — | 103,025 | 243,475 |

(注) 条例手数料は税込みである。

(表9) 平成24年度し尿汲取実績その1 (檜原村分)

(単位: 本、円)

| 回数 | 完了年月日 | 汲取量 | 既支出額 | | 法で定められた上限額 | | 差額 |
|-----|-----------|-----|------|--------|------------|--------|-------|
| | | | 契約単価 | 金額 | 条例単価 | 金額 | |
| 1 | 平成24.7.27 | 57 | 360 | 20,520 | 325 | 18,525 | 1,995 |
| 2 | 平成25.3.27 | 58 | 360 | 20,880 | 325 | 18,850 | 2,030 |
| 小計 | | 115 | | 41,400 | | 37,375 | 4,025 |
| 消費税 | | | | 2,027 | | 0 | 2,027 |
| 合計 | | | | 43,470 | | 37,375 | 6,095 |

(表10) 平成24年度し尿汲取実績その2 (奥多摩町分)

(単位: 本、円)

| 回数 | 完了年月日 | 汲取量 | 既支出額 | | 法で定められた上限額 | | 差額 |
|-----|------------|-----|------|---------|------------|---------|--------|
| | | | 契約単価 | 金額 | 条例単価 | 金額 | |
| 1 | 平成24.4.27 | 100 | 325 | 32,500 | 325 | 32,500 | 0 |
| 2 | 平成24.5.21 | 100 | 325 | 32,500 | 325 | 32,500 | 0 |
| 3 | 平成24.6.22 | 100 | 325 | 32,500 | 325 | 32,500 | 0 |
| 4 | 平成24.7.24 | 100 | 325 | 32,500 | 325 | 32,500 | 0 |
| 5 | 平成24.8.23 | 100 | 325 | 32,500 | 325 | 32,500 | 0 |
| 6 | 平成24.9.24 | 100 | 325 | 32,500 | 325 | 32,500 | 0 |
| 7 | 平成24.10.23 | 100 | 325 | 32,500 | 325 | 32,500 | 0 |
| 8 | 平成24.11.21 | 100 | 325 | 32,500 | 325 | 32,500 | 0 |
| 9 | 平成25.3.15 | 100 | 325 | 32,500 | 325 | 32,500 | 0 |
| 小計 | | 900 | | 292,500 | | 292,500 | 0 |
| 消費税 | | | | 14,625 | | 0 | 14,625 |
| 合計 | | | | 307,125 | | 292,500 | 14,625 |

エ 委託契約に係る履行確認を適正に行うべきもの

西多摩建設事務所における平成24年度の奥多摩町分のし尿汲取実績は表10のとおりとなっている。

所は、委託業務の履行確認の際、し尿の搬入先である秋川衛生組合の発行する計量表の提出を求めず、作業完了確認書に記入された汲取量をもって、委託料を支払っている。所は、その理由として、業者の使用するバキューム車の最大積載容積は3,600ℓであり、毎回最大積載容積分を汲取するためとしている。

しかしながら、車検証で確認したところ、当該バキューム車の最大積載容積は3,100ℓであり、また、定例監査の事後に提出された秋川衛生組合の計量表で汲取量を確認したところ、表11のとおり、全ての作業日において最大積載容積である3,100ℓを超過し、過大積載となっている(注)とともに、作業完了確認書記載の汲取量と一致しないことが認められた。これは、所が、バキューム車の最大積載容積の確認、メータの読取、計量表の徴収等を怠ったためである。

道路交通法(昭和35年法律第105号)第58条の5第1項第2号が、車両の運転者に対し、当該車両への積載が過積載となることを知りながら、最大積載量を超える積載物を引き渡すことを禁じていることを踏まえると、過積載を防止するために、所が汲取作業の実施に当たって最大積載容積等を確認していないことは適切でない。

また、契約代金支払いの根拠となる汲取量を確認せずに、代金を支払うことは適正でない。

所は、受託者の使用する車両や実績量を確認するなど、履行確認を適正に行われたい。

(西多摩建設事務所)

(注) 物品積載装置としてタンク類を使用する自動車にあつては、タンクの容積に積載物品に対応する比重を乗じて得た数値を積載物品の重量として用いるものとされ、糞尿の比重は1とされている。(道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第81条第2項第4号)

(表11) 過大積載となっている事例

(単位: ℓ)

| 回数 | 作業年月日 | 作業完了確認書 | | 計量表記載の 汲取量 A | 最大積載容積 B | 過大積載量 A - B |
|----|------------|---------|--------|-----------------|-------------|----------------|
| | | 汲取量(本) | 汲取量 | | | |
| 1 | 平成24.4.27 | 100 | 3,600 | 3,490 | 3,100 | 390 |
| 2 | 平成24.5.21 | 100 | 3,600 | 3,720 | 3,100 | 620 |
| 3 | 平成24.6.22 | 100 | 3,600 | 3,700 | 3,100 | 600 |
| 4 | 平成24.7.24 | 100 | 3,600 | 3,720 | 3,100 | 620 |
| 5 | 平成24.8.23 | 100 | 3,600 | 3,650 | 3,100 | 550 |
| 6 | 平成24.9.24 | 100 | 3,600 | 3,690 | 3,100 | 590 |
| 7 | 平成24.10.23 | 100 | 3,600 | 3,680 | 3,100 | 580 |
| 8 | 平成24.11.21 | 100 | 3,600 | 3,700 | 3,100 | 600 |
| 9 | 平成25.3.15 | 100 | 3,600 | 3,620 | 3,100 | 520 |
| 合計 | | 900 | 32,400 | 32,970 | 27,900 | 5,070 |

(6) 受託者が許可業者であることを確認した上で契約すべきもの

西多摩建設事務所は、奥多摩出張所・奥多摩工区浄化槽維持管理委託契約（契約金額：26万2,500円、契約期間：平成24.4.27～平成25.3.31）をDと締結している。契約の内訳を見ると、年4回の保守点検に加え、年1回の浄化槽清掃（汚泥の収集運搬）を実施することとしている。

ところで、この清掃で排出される浄化槽汚泥は一般廃棄物である。一般廃棄物の収集運搬を委託する場合は、廃棄物処理法第7条第1項の一般廃棄物の収集運搬業の許可を受けた業者に委託しなければならないこととされている。

しかしながら、所は、一般廃棄物の収集運搬業の許可業者ではないDに収集運搬委託をしており適正でない。

所は、受託者が許可業者であることを確認した上で契約されたい。

（西多摩建設事務所）

(7) 一般廃棄物の処理を適正に行うべきもの

廃棄物処理法第3条第1項では、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと定められており、同法施行令（昭和46年政令第300号）では、一般廃棄物及び産業廃棄物のそれぞれについて、収集、運搬及び処分の基準が定められている。

第一建設事務所及び第五建設事務所では、表12のとおり、隅田川のテラス（地域住民の新しい憩いの場として整備している河川敷）清掃に係る委託契約を締結している。本契約の清掃によってダンボール、衣類、木材などの一般廃棄物と、廃プラスチック、金属などの産業廃棄物が排出されるため、委託業務にはこれらの処理が含まれている。

ところで、隅田川の管理業務の事業者である各所は、これらを一般廃棄物と産業廃棄物とに分別して適正に処理しなければならないが、各所の本契約の仕様書では、排出される廃棄物が全て産業廃棄物であると誤認し、産業廃棄物の処理についてのみ規定しているため、受託者は収集した全ての廃棄物を産業廃棄物として処理しており適正でない。

各所は、一般廃棄物の処理を適正に行われたい。

（第一建設事務所）

（第五建設事務所）

(表 1 2) 隅田川のテラス清掃に係る委託契約の状況

(単位：円)

| 事務所名 | 件名 | 契約金額 | 契約期間 | 契約の相手方 |
|---------|------------------------------|-----------|-------------------------|--------|
| 第一建設事務所 | 隅田川テラス特別清掃委託（その1） 単価契約 | 2,000,000 | 平成24.4.1 ～平成25.3.31 | E |
| 第五建設事務所 | 隅田川左岸テラス等特別清掃委託その1 （単価契約） | 9,000,000 | 平成24.4.1 ～平成24.10.31 | F |
| | 隅田川左岸テラス等特別清掃委託その2 （単価契約） | 9,000,000 | 平成24.11.1 ～平成25.3.31 | |

(8) 仕様書を適切に作成するとともに、その仕様書に基づき積算を行うべきもの

第一建設事務所における自家用電気工作物保安管理業務委託（受託者：G、契約金額：482万2,650円、契約期間：平成24.4.1～平成25.3.31）について見たところ、対象の7か所の設備のうち3か所については屋外に設置されているため、年次点検の際に清掃を行わせていることが認められた。この清掃に係る金額は58万余円となっている。

しかしながら、仕様書には清掃を行うことが記載されているのみで、対象となる機器や清掃の方法が定められていないこと、及び清掃に関する積算には内訳がないことから、積算額が適切であるか確認することができない。

所は、仕様書を適切に作成するとともに、その仕様書に基づき積算を行われたい。

(第一建設事務所)

港湾局

1 指摘事項

(重点監査事項)

(歳出)

(1) 工事に係る事務を適正に行うべきもの

東京港管理事務所は、Aと平成24年度海の森公園整備工事(その2)契約(工期:平成24.8.24~平成24.12.21、契約金額:7,133万1,750円)を締結している。

この工事の内容について見たところ、次のとおり適正でない事務処理が見受けられた。

ア 工事代金の支払手続を適正に行うべきもの

工事成果物納品書によると、当該工事における工事しゅん功図は、平成24年12月21日に納品されている。

その後、平成24年12月28日に行われたしゅん功検査において、検査員から受注者が納品した工事しゅん功図に工事の変更内容を反映させるよう指示されたが、検査自体は、原設計図・変更図等により実施できたことから、後日、監督員が工事しゅん功図の修正を確認し、検査員に報告することとして、しゅん功検査は合格と判定されている。

ところで、工事しゅん功図について確認したところ、監査日(平成25.4.24)現在、修正された工事しゅん功図が納品されていないことが認められた。

しかしながら、所は、修正された工事しゅん功図が納品されていないにもかかわらず、平成25年2月5日付の請求書により工事代金を支払っていることは適正でない。

所は、工事代金の支払手続を適正に行われたい。

(東京港管理事務所)

イ 適正に設計・起工すべきもの

東京都工事施行規程(昭和46年東京都訓令甲第15号。以下「規程」という。)第9条第1項に基づく、港湾局の設計基準(昭和54年5月港湾局長決定。以下「設計基準」という。)第3章第2節第3号では、「設計担当者は、設計を行うに当たって地象、気象、海象、周辺環境、権利関係、障害物、既設構造物、他の工事との関連、その他の現地条件を十分把握する。」と規定されている。また、規程第11条第1項第2号では、工事の起工に当たり「工事施行の時期、施設等の移設及び埋設その他工事の施行について関係方面と調整されていること」と規定されている。

ところで、所は、当該工事に関して表1のとおり、工期末に工事の一括変更を行っている。

しかしながら、表1中1②番から3番までの変更項目については、事前に把握できた又は事前に調整できた事項であることから、所は、現地条件の把握や関係方面との調整を行い、設計基準及び規程の定めに基づいて設計・起工すべきところ、これを行っておらず、適正でない。

所は、設計基準及び規程に基づいて適正に設計・起工されたい。

(東京港管理事務所)

ウ 受注者に対する適正な指導を行うべきもの

工事請負契約書第17条において、受注者は、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が相違する事実を発見したときは、その旨を監督員に通知し、所は、通知の内容を調査し、その結果を受注者に通知しなければならないとされている。

ところで、表1中4番の交通誘導員の配置変更は、施工計画書により交通誘導員を2名配置するとしていたものを、工事の施行に当たり、1名の配置としたことにより生じた変更である。

このような変更を行う場合、受注者は、所に対して事前に書面により通知すべきであるにもかかわらず、この手続きを行わないまま、交通誘導員の配置人数を減じており、所は、当該減員の状況を把握しながら、必要な手続を行うよう指導しなかったことは適正でない。

所は、受注者に対する適正な指導を行われたい。

(東京港管理事務所)

(表1) 工事変更の内容

(単位：円)

| 番号 | 変更項目 | 変更理由 | 既定額 変更額 | 増減(△) | 指摘 事項 |
|---------------------------|---------------------------------------|--|--------------------------|------------|----------|
| 1 | 敷地造成工 | 現場地盤高さとして設計で示す高さに差異があったため、施工数量を変更した。 | 46,608,220 | △2,458,370 | — |
| ① | 盛土や切土などを 行い、敷地を造成 する工種 | 施工範囲内に、他局に対して使用承認している部分があったので施工面積を減少した。 | 44,149,850 | | |
| 2 | 仮排水工 一時的な排水設備 を設置する工種 | 隣接地からの雨水流入の回避や雨水による整備地の浸食対策のため雨水排水処理の方法を検討した結果、既設排水管の延伸及び新設により処理することとしたため。 | 0 292,260 | 292,260 | イ |
| 3 | ガス管嵩上げ工 ガス管を延伸する 工種 | 環境局廃棄物埋立管理事務所との協議調整の結果、当該施工箇所内に点在する既存ガス管8箇所の嵩上げを行った。 | 0 3,086,991 | 3,086,991 | |
| 4 | 交通誘導員費 工事用車両を誘導 する人員を配置す る工種 | 当初、緑化イベント対応に伴う交通整理誘導員の配置を予定していたが、イベント側の工夫及び工程調整により不要となったため、配置人員を2名から1名とした。 | 894,400 619,200 | △275,200 | |
| 5 | その他変更項目 | 樹木伐採工・丸太土留工・アスファルト撤去工 | 2,449,492 2,263,550 | △185,942 | — |
| 共通仮設費 | | | 5,355,733 5,391,049 | 35,316 | |
| 現場管理費 | | | 15,856,758 15,981,950 | 125,192 | |
| 一般管理費等 | | | 8,112,397 8,176,293 | 63,896 | |
| 積算合計 | | | 79,277,000 79,961,143 | 684,143 | |
| 変更工事価格 (積算合計×落札比率0.84961) | | | 67,354,980 67,935,000 | 580,020 | |

(重点監査事項)

(支出)

(2) リース契約に係る積算を適切に行うべきもの

リース契約の積算において、リース料は、本体価格と初期導入費用の合計にリース料率を乗じて、保守料は、本体価格と初期導入費用を明確に区分し、本体価格のみに対して保守料率を乗じて、それぞれを算出する。

ところで、港湾整備部における表2のリース契約の積算内訳について見たところ、次のとおり適切でないものが認められた。

- ① リース料の積算根拠となる金額が、サーバ、ソフトウェアなどの一式表示となっており、各機器等の金額内訳が不明である。
- ② リース物件中、保守を必要としないラック、OS、統合オフィスソフト等を保守対象に含めて保守料を積算している。

部は、リース契約に係る積算を適切に行われたい。

(港湾整備部)

(表2) 対象リース契約

(単位：円)

| 契約件名 | リース期間 | 契約金額 (年額) | リース物件 (下線の物件は保守を要しないもの) |
|------------------------|------------------------------|--------------|---|
| 予防保全システム用機器の賃貸借 | 平成23. 2. 1 ～平成28. 1. 31 | 1, 233, 540 | 【ハードウェア】 ・サーバ ・端末 ・ <u>サーバラック</u> ・ <u>ハブ</u> ・その他関連機器 |
| | | | 【ソフトウェア】 ・ <u>OS</u> ・ <u>統合オフィスソフト</u> ・セキュリティソフト ・リレーショナルデータベース管理システム |
| 港湾局技術資料ファイルシステム用機器の賃貸借 | 平成22. 12. 1 ～平成27. 11. 30 | 1, 131, 480 | 【ハードウェア】 ・サーバ ・端末 ・ <u>サーバラック</u> ・ <u>ハブ</u> ・その他関連機器 |
| | | | 【ソフトウェア】 ・ <u>OS</u> ・ <u>統合オフィスソフト</u> ・セキュリティソフト ・データバックアップソフト 等 |

東京消防庁

1 指摘事項

(重点監査事項)

(歳出)

(1) 工事記録写真の撮影日に係る確認を適正に行うべきもの

工事記録写真は、財務局工事記録写真撮影要領において、工事件名、工種名、撮影日等を記載した黒板等を入れて、施工状況を撮影することと定められている。

ところで、防災部が所管する表1の工事請負契約を見たところ、工事記録写真の撮影はこの要領によることとされているが、監査日(平成25.6.14)現在、工事請負者の撮影した工事記録写真の全部に日付の撮影されていない状況が認められた。

部は、工事記録写真の撮影日に係る確認を適正に行われたい。

(防災部)

(表1) 工事記録写真の全部に日付の撮影されていない工事請負契約

(単位：円)

| 番号 | 工事件名 | 契約金額 | 工期 |
|----|---------------------|------------|--------------------------|
| 1 | 野方消防団第2分団本部(24)新築工事 | 18,742,500 | 平成24.12.21 ～平成25.3.15 |
| 2 | 野方消防団第8分団本部(24)新築工事 | 19,897,500 | 平成24.12.21 ～平成25.3.15 |

(歳出)

(2) 契約電力を改めるべきもの

東京消防庁本部庁舎における電気料金について見たところ、東京電力株式会社との電気供給契約は、契約種別を夜間料金の安価な特別高圧季節別時間帯別電力Aとしており、継続的な省エネ及び節電対策により、平成20年度からは契約電力を1,300kWから1,100kWに引き下げている。

ところで、平成20年以降の月別最大需要電力実績について見ると、表2のとおり、最大でも1,000kWであり、平成23年3月に発生した東日本大震災以降は、従来からの対策に加え、さらなる節電に取り組んでいるため、それ以前より減少しており、最大876kWであった。

電気料金は、1kW当たり1,585.5円の基本料金がかかることから、仮に平成24年1月から同年12月までの契約電力を、100kW引き下げるだけでも、169万余円(注)の基本料金を節減できる。

部は、過去の最大需要電力実績を踏まえた契約電力に改められたい。

(総務部)

(表2) 東京消防庁本部庁舎における月別最大需要電力実績

(単位：kW)

| 年 \ 月 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
|-------|-----|--------------|-----|-----|-----|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 平成20年 | 940 | 932 | 940 | 924 | 912 | 944 | 886 | 910 | 938 | 990 | 966 | 994 |
| 平成21年 | 986 | 1,000 | 990 | 966 | 956 | 902 | 908 | 906 | 892 | 888 | 888 | 958 |
| 平成22年 | 916 | 930 | 920 | 900 | 848 | 894 | 954 | 910 | 878 | 846 | 848 | 912 |
| 平成23年 | 944 | 894 | 836 | 828 | 792 | 814 | 692 | 716 | 640 | 636 | 756 | 780 |
| 平成24年 | 784 | 738 | 700 | 728 | 758 | 876 | 792 | 832 | 782 | 760 | 768 | 732 |

(注) 契約電力を100kW引き下げた場合の節減額(試算)

{基本料金単価(消費税等込み) × (現契約電力1,100kW - 想定契約電力1,000kW)}
× 月数 × 力率調整(185% - 力率(供給された電力が有効に利用された比率)96%)
= 1,585.5円 × 100kW × 12月 × 89%
= 1,693,314円

交通局

1 指摘事項

(重点監査事項)

(支出)

(1) 補修工事契約に係る設計を適切に行うべきもの

建設工務部は、平成24年10月30日、経年劣化及び東日本大震災等の影響による損傷を補修するため、志村寮の外階段に接続する鉄骨階段のエキスパンションジョイント部の改修工事契約（契約金額：1,268万4,000円、工期：平成24.10.30～平成25.3.22、契約相手方：A、以下「本件契約」という。）を締結した。

本件改修工事にあたり、部は、本件契約に先立って、平成24年6月29日、Bと工事契約を締結（以下「当初契約」という。）したものの、部作成の設計図面には、排水管の記載がないなど工事現場と相違があったことから、Bからの契約解除申入れがあり、協議解除した経緯がある。

部は、この工事が建物の出入り口部に関わる工事であることから、早急な改修が必要であると判断し、本件契約の発注時には、当初契約が協議解除となった経緯を踏まえつつ、目視・計測による調査を行った。その結果、排水管の一部については、支障物として、契約内容に図示・計上し、雨水縦樋については、支障がないと判断し、契約内容に図示・計上しなかった。

ところで、本件契約の工事進捗状況について見たところ、部は、平成25年3月19日、排水管の一部である雨水縦樋の切回し工事が必要であることを理由として、契約変更を行っていた。

確認したところ、工事の進捗に伴い、雨水縦樋が施工上支障となったとして、本件契約の契約変更を行わざるを得なくなったものであった。

部としては、当初契約が協議解除に至った経緯を踏まえ、設計図面に不備が認められた工事であるので、十分な事前調査、施工方法の検討を行うべきであったにもかかわらず、必要な工事を本件契約内容に図示・計上していなかったことは、適切でない。

部は、補修工事契約に係る設計を適切に行われたい。

(建設工務部)

(重点監査事項)

(支出)

(2) 工事完了検査及び支出事務手続を適正に行うべきもの

発電事務所は、多摩川第三発電所屋外照明設備修繕工事契約(契約金額:159万6,000円、契約期間:平成25.2.20~平成25.3.29、契約相手方:C)を締結している。

工事完了届及び請求書は、局が定める受注者等提出書類処理基準(平成16年3月19日付15交建工第1021号)並びに契約約款及び標準仕様書によれば、工事完了日に提出することとされている。

ところで、所において、契約の工事完了検査と支出事務手続について見たところ、次のとおり、適正でない事例が認められた。

所は、廃材の搬出を履行期限である平成25年3月29日までに完了させることを予定していたものの、Cからは、配車の都合上、履行期限内には廃材の搬出ができず、搬出が平成25年4月5日となる報告を受け、了承した。

所は、廃材の搬出が残っており、本件契約の履行が完了していないにもかかわらず、契約内容の主たる目的である照明設備(5台)の設置はすべて終了しており、Cから、廃材について、既にCと搬出業者との間で建設廃棄物処理委託契約が締結されていることから、確実に搬出する旨の確約を得たとし、工事を完了したものと取扱った。

この結果、所は、Cから「平成25年3月29日」付けの工事完了届及び請求書を受領するとともに、検査を実施し、完成年月日及び検査年月日を「平成25年3月29日」とする工事完了検査証を作成のうえ、同日付けで支出決定を行っていたことが確認された。

廃材の搬出が完了したのは、平成25年4月5日であることから、これをもって工事完了とし、かつ、平成25年度に支出執行すべき案件であるにもかかわらず、所が、平成25年3月29日付けで工事を完了したものとして平成24年度に支出したことは、適正でない。

所は、工事完了検査及び支出事務手続を適正に行われたい。

(発電事務所)

(重点監査事項)

(収入)

(3) 車載料金機による計数値と現金有り高の不一致を適切に確認すべきもの

自動車部が所管するバス車内運賃収受の仕組みは、まず車載料金機によって運賃投入時に自動的に計数(車載料金機による計数値)を行い、その後、バス乗務員及び営業所職員(車庫職員を除く。)に開放できない仕組みの料金箱をバスから回収のうえ、各営業所内で収束したものを受託業者に搬送、計数(現金有り高)させ、局へ納金されることとなっている。

料金機メーカーは、車載料金機による計数と、受託業者が計数した現金有り高との差額が発生する理由について、車載料金機の構造上、運賃からつり銭準備金へ自動的に補充する関係などで誤差がでるためとしているが、部は、その誤差が±5%を超過した場合には、その要因について調査することとしている。

ところで、部において、平成25年1月から3月の期間について、均一料金でない青梅支所を除く各営業所等の差額を確認したところ、表1のとおり、±5%を超過した回数が16回あった。これらについて、部は差額発生時の調査として、営業所から電話等で聞き取りにより要因調査を行ってきたとしているが、部及び営業所には、調査についての記録が残されていなかった。一方、車内及び営業所等の窓口で収納した回数券等の売上現金等について、部は、現金有り高と計数に差額が発生すると、「調定差額現金処理票」により、差額の要因を徹底して調査している。

現在の車載料金機で一定の誤差が発生する可能性は否定できないが、回数券等の売上現金等と同様な要因調査を行っていないことは、適切でない。

部は、車載料金機による計数値と現金有り高の不一致を適切に確認されたい。

(自動車部)

(表1) 差額の発生状況

(単位:円、%)

| 売上日 | 営業所名 | 現金 有り高(A) | 車載料金機に よる計数値(B) | 差 額 (C)=(A)-(B) | 率 (C)/(B) |
|-----------|--------|--------------|--------------------|--------------------|--------------|
| 平成25.1.13 | 臨海支所 | 507,031 | 776,692 | △ 269,661 | △34.72 |
| 平成25.2.17 | 新宿支所 | 151,307 | 159,557 | △ 8,250 | △ 5.17 |
| 平成25.1.15 | 臨海支所 | 1,538,838 | 1,237,567 | 301,271 | 24.34 |
| 平成25.2.4 | 大塚支所 | 504,341 | 414,840 | 89,501 | 21.57 |
| 平成25.1.12 | 大塚支所 | 448,507 | 386,107 | 62,400 | 16.16 |
| 平成25.2.19 | 大塚支所 | 478,725 | 430,634 | 48,091 | 11.17 |
| 平成25.2.9 | 江東営業所 | 1,602,108 | 1,462,828 | 139,280 | 9.52 |
| 平成25.1.10 | 江東営業所 | 1,487,292 | 1,358,452 | 128,840 | 9.48 |
| 平成25.1.14 | 港南支所 | 98,201 | 90,601 | 7,600 | 8.39 |
| 平成25.3.9 | 青戸支所 | 510,176 | 475,326 | 34,850 | 7.33 |
| 平成25.2.12 | 練馬支所 | 523,468 | 489,468 | 34,000 | 6.95 |
| 平成25.1.30 | 小滝橋営業所 | 679,173 | 638,273 | 40,900 | 6.41 |
| 平成25.1.23 | 品川営業所 | 1,507,596 | 1,418,796 | 88,800 | 6.26 |
| 平成25.3.28 | 青戸支所 | 442,541 | 419,051 | 23,490 | 5.61 |
| 平成25.3.2 | 大塚支所 | 455,251 | 433,051 | 22,200 | 5.13 |
| 平成25.3.19 | 港南支所 | 290,956 | 277,026 | 13,930 | 5.03 |

(重点監査事項)

(収入)

(4) 過收受運賃の返金事務を適切に行うべきもの

自動車部は、バス車内において、利用者から規定運賃よりも多額の運賃を収受した場合の処理について、一般乗合旅客自動車の運賃及び乗車券取扱要領（以下「要領」という。）で定めている。

要領によれば、利用者がＩＣカードにより過払いを行った場合、あるいは、現金での過払いに対して乗継券や車内での回数券売上金による返金ができない場合、利用者には、「現金・ＩＣカード誤収受金返金確認票」（以下「確認票」という。）等に記入してもらい、後日、営業所等から現金書留で返金することとしている。

ところで、小滝橋、早稲田、千住の各営業所において、確認票の処理等について見たところ、次のとおり、問題点が見受けられた。

ア 確認票の保管は、要領により３年保存とされているが、所は、利用者の個人情報に係る書類であると判断し、３年間保存せず、返金処理後に廃棄するなど、結果として、利用者に対する返金事由等が不明になっている事例が複数認められた。

イ 確認票に記入してもらえなかった場合、乗務員は、氏名等を聞き取り、営業所で報告することとなっている。報告を受けた運輸係においては、個人別追加収入内訳書などの帳票に、乗務員の氏名等とともに返金すべき額を記載することとなっている。

一方、利用者に現金書留を発送する際、文書郵送簿等の発送台帳には、金額と相手先のみを記入するため、個人別追加収入内訳書などの帳票と発送台帳との記載内容が整合しない事例が複数認められた。

所は、確認票等を適正に保管し、過收受運賃の返金事務を適切に行われたい。

部は、所に対する確認票に係る事務指導を適切に行われたい。

(小滝橋自動車営業所)

(早稲田自動車営業所)

(千住自動車営業所)

(自動車部)

(支出)

(5) 保守委託について適正に契約事務手続きを行うべきもの

自動車部は、バス車内で収受した現金運賃に係る料金箱収入金及び回数券等の乗車券車内売上収入金について、各営業所等に設置する料金精算装置及び回数券精算装置により、局の収入として精算、収納する。

部は、これら料金精算装置及び回数券精算装置の精度保持と安定した運用維持のため、装置の製造元Dと、24時間365日間の保守体制を保証する内容で保守委託契約を締結している。

ところで、この保守委託契約について確認したところ、表2のとおり、料金精算装置及び回数券精算装置の各契約について、平成24年10月1日から同月29日までの間、契約が存在しない期間が認められた。部は、契約のない期間においても受託者側に保守体制を継続させていたため、10月30日からの契約において、契約のない10月1日から同月29日までの期間における費用負担分も含め積算したうえで契約し、支出したとしている。

しかしながら、①契約がない期間にも保守を継続させていること、②契約が存在しない期間が発生することを承知しておきながら、その期間分も含めて保守金額を積算し、支出していることが認められた。

部が、当該機器の保守に係る委託契約及び支出について、このように取り扱ったことは、適正でない。

部は、保守委託について適正に契約事務手続きを行われたい

(自動車部)

(表2) 各精算装置に係る保守委託契約内容

(単位：円)

| 種別 | 契約件名 | 契約期間 | 契約金額 |
|---------|--------------|----------------------------------|------------|
| 料金精算装置 | 料金精算装置の保守委託 | 平成24. 4. 1～平成24. 9. 30 | 10,234,350 |
| | 料金精算装置の保守委託 | 契約締結の日(平成24. 10. 30)～平成25. 3. 31 | 9,975,000 |
| 回数券精算装置 | 回数券精算装置の保守委託 | 平成24. 4. 1～平成24. 9. 30 | 6,562,500 |
| | 回数券精算装置の保守委託 | 契約締結の日(平成24. 10. 30)～平成25. 3. 31 | 6,562,500 |

水道局

1 指摘事項

(重点監査事項)

(支出)

(1) 起工変更等の事務手続を適正に行うべきもの

局は、東京都水道局工事施行規程（昭和46年東京都水道局管理規程第31号）及び工事事務取扱手続（平成19年給水部）に基づき、工事請負契約の締結後に、工事内容や工期の変更及びこれらに伴う契約金額の変更を行う場合について、「起工変更」の決定手続を行うこととしている。

起工変更の手続は、その都度行うことを原則とするが、その手続をするいとまがないときや変更内容が軽微であるときは、起工変更の手続によらず、起工内容を変更して工事を施行できるよう、別途、簡易な「施工変更」の手続を定めている。その後、施工変更によって処理した変更は、その内容により、速やかに、又は年度末や工期末に一括して、起工変更の手続を行うことを定めている。

ところで、これらの変更手続について見たところ、東部第二支所、中央支所において、起工変更等の事務手続を適正に行っていない状況が認められた。

両支所は、工事内容の変更等に伴う起工変更等の事務手続を適正に行われたい。

(東部第二支所)

(中央支所)

ア 東部第二支所で行った配水本管の補修工事契約（工事件名：葛飾区東四つ木三丁目10番地先から墨田区八広六丁目59番地先間配水管補修工事、請負者：A、契約金額：3,129万7,654円、契約締結日：平成23.12.13、工期：平成24.4.2～平成24.9.21）において、次のとおり、支所は、工事内容の変更を行っているが、口頭による請負者への承認のみ行い、起工変更及び施工変更の事務手続を行っていない。

(ア) 当初契約では、配水本管の塗装を3回塗り（下塗り、中塗り、上塗り）としていたところ、工事着手（平成24年4月）前の平成24年2月に行った現地調査により、請負者からの提案（「下塗り効果」のある塗料材料を使用すること。）があったことから、2回塗りに変更している。また、この他に、請負者からの提案により、防食テープの素材を変更している。

(イ) 2回塗り完了後、現地を確認（平成24年9月）したところ、トンネル内が湿潤で配水本管に結露が付着するなど、平成24年2月の現地調査時とは状況が違うことが認められたことから、支所は、より防食効果が必要と判断し、請負者に3回目の塗装を指示している。

イ 中央支所で行った配水本管の移設工事契約（工事件名：港区白金台三丁目19番地先から同区白金台三丁目16番地先間配水管移設工事、請負者：B、契約金額：2億5,371万1,500円、契約締結日：平成23.7.13、工期：平成23.10.5～平成24.10.3）において、支所は、道路本復旧に当たって、道路管理者（都建設局）との調整の結果、工事内容の一部変更（中央分離帯の復旧について、当初設計であるアスコン盛上げの設置でなく、現況の仮

区画線のみとする。)として、請負者に指示を行っている。

しかしながら、当該工事内容の変更については、3者(支所、建設局、請負者)で調整した際の打合せ議事録を作成しているものの、請負者への指示は口頭により行われ、施工変更の事務手続を行っていない(なお、起工変更の事務手続については、口頭での変更指示から約3か月後の工期末(平成24.10.2決定)に、別の施工変更と一括して行っている)。

(重点監査事項)

(支出)

(2) 改善指示に係る連絡体制を整備するとともに、事務所と委託会社を指導すべきもの

多摩水道改革推進本部(以下「本部」という。)は、有効期限メータの引換工事等を行わせるため、給水装置工事請負単価契約を複数の工事施工業者(以下「請負業者」という。)と締結している。各施工時における請負業者の選定については、東京水道サービス株式会社(以下「TSS」という。)に、平成24年度多摩地区水道施設管理業務契約(契約金額:33億445万5,000円、契約期間:平成24.4.1~平成25.3.31)により委託して行っている。TSSが選定した請負業者に対する施工指示(発注)については、地域を所管する各給水管理事務所が行っている。

ところで、メータ逆取付等が発生した場合には、以下の手順により対応している。

- ① 多摩地区営業業務委託契約を締結している株式会社PUC(以下「PUC」という。)に現場確認を行わせる。
- ② PUCは、現場確認によりメータ逆取付等が確認できた場合には、当該請負業者を選定しなようにTSSに連絡する。
- ③ TSSは、PUCから連絡があった場合には、当該請負業者に対して施工指示(発注)しないように、速やかに給水管理事務所へ報告する。
- ④ 給水管理事務所は、TSSから報告があった場合には、当該請負業者に対して、迅速に改善指示書を交付する。

改善指示書の交付や施工指示(発注)を停止するなどの措置については、表1のとおり、各給水管理事務所及びTSSに通知している(平成24年4月18日付「給水装置工事請負単価契約における指示書等の使用について(通知)」)。

しかしながら、多摩給水管理事務所(以下「事務所」という。)において、町田市及び多摩市で施工した事例について見たところ、表2及び表3のとおり、PUCが逆取付を確認したにもかかわらず、その情報が速やかに事務所に伝達されなかったことから、事務所は、逆取付が判明した請負業者に対し、改善指示書を迅速に交付できず、さらに、別の箇所の施工指示(発注)も行っており、適切でない。

これは、本部が、表1の取扱いをPUCに周知していないなど連絡体制に不備があったこと、また、事務所及びTSSにおいて、表1の取扱いが本部から通知されていたにもかかわらず担当者へ

周知徹底されていないことによるものである。

事務所は、改善指示書の交付及び施工指示を適切に行われたい。

本部は、改善指示に係る連絡体制を整備するとともに、事務所とTSSを指導されたい。

(多摩給水管理事務所)

(多摩水道改革推進本部)

(表1) 改善指示書と措置の概要

| | 適用 | 措置 | 備考 |
|------------|-------------------------------|--------------------------|---|
| 改善指示書(I) | 誤りや不適切な事項に対して、注意を促す場合に使用 | 無し | — |
| 改善指示書(II) | 誤りや不適切な事項に対して、改善を指示・指導する場合に使用 | 改善報告書が受理されるまで施工指示停止 | 改善指示書(I)で改善が見られない場合に使用 ※重大な法令違反、及びメータクロス、メータ逆取付に対しては、改善指示書(I)を経ずに改善指示書(II)を交付する。 |
| 改善指示書(III) | 誤りや不適切な事項に対して、改善を要求する場合に使用 | 3か月かつ改善報告書が受理されるまで施工指示停止 | 改善指示書(II)で改善が見られない場合に使用 |

(表2) 不適切な事例(町田市分)

| 月日 | 事項 |
|--------------|-------------------------------------|
| 平成24. 7. 17 | Cによるメータ引換工事(指示番号42) |
| 平成24. 8. 24 | PUCが逆取付を現場確認(指示番号42の分)(注1) |
| 平成24. 9. 6 | Cへの施工指示(発注)(指示番号70) |
| 平成24. 9. 24 | Cへの施工指示(発注)(指示番号79) |
| 平成24. 10. 4 | Cへの施工指示(発注)(指示番号86) |
| 平成24. 10. 4 | Cへ改善指示書(II)を交付(指示番号42の分)(注2) |
| 平成24. 10. 10 | Cから改善指示書(II)に対する改善報告書の提出 |

(注1) PUCは、「多摩地区営業業務委託契約」により、逆取付の現場確認を行っている。

(注2) メータ逆取付に対しては、改善指示書(I)を経ずに改善指示書(II)を交付する。

(表3) 不適切な事例(多摩市分)

| 月日 | 事項 |
|--------------|-------------------------------------|
| 平成24. 9. 7 | Dによるメータ引換工事(指示番号22) |
| 平成24. 10. 10 | PUCが逆取付を現場確認(指示番号22の分) |
| 平成24. 10. 24 | Dへの施工指示(発注)(指示番号30) |
| 平成24. 11. 6 | Dへ改善指示書(III)を交付(指示番号22の分)(注) |
| 平成24. 11. 16 | Dから改善指示書(III)に対する改善報告書の提出 |

(注) 本件以前の施工案件で改善指示書(II)を交付しているため、改善指示書(III)からとなる。

(収入)

(3) 総計扱いによる料金算定を適正に行うべきもの

水道料金は、東京都給水条例第23条により、基本料金(注1)と従量料金(注2)との合計額に消費税相当額を加算した額としている。

ところで、同条例第23条の5によれば、水道料金の算定について、同一の利用者が同一敷地内において2つ以上のメータにより水道を使用する場合、各メータで計量した水量の合計を使用水量としている。基本料金は、各メータに係る給水管の呼び径(注3)(以下「口径」という。)に対応する基本料金の合計額(以下「合計基本料金」という。)としている。また、従量料金は、合計基本料金に対応する口径がある場合は、その口径の料金を適用し、対応する口径がない場合は合計基本料金の直近下位に相当する口径の料金を適用して、料金の算定を行うこととしている(以下「総計扱い」という)。

また、東京都下水道条例(昭和34年東京都条例第89号)第14条においても、同一利用者が同一敷地内から汚水を公共下水道に排出している場合は、その排出量を合算して料金を算定することとしている。

しかしながら、大田営業所管内のEは、同一敷地内に工場3棟の建物を有し、それぞれ口径30mm、20mm及び13mmのメータを設置しているにもかかわらず、所は、水道料金を総計扱いで算定していない。また、下水道料金についても、汚水の排出量を合算して料金を算定していない。これらは、条例に基づいた取扱いとなっておらず、適正でない。

この結果、平成24年においては表4のとおり、水道・下水道料金合計で39万6,423円が算定不足となっている。

所は、総計扱いによる料金算定を適正に行われたい。

(大田営業所)

(注1) 給水管の口径の大きさに応じた月額一定の料金のこと。

(注2) 使用水量に応じた料金のこと。使用水量と口径に応じて1m³当たりの金額を定めている。

使用水量が多いほど、また、口径が大きいほど、1m³当たりの料金は高くなる。

(注3) 給水管の口径(内径)のこと。

(表4) 料金の算定不足内訳

(単位:円)

| 使用年月 | 項目 | 誤 | 正 | 算定不足額 |
|----------|-------|-----------|-----------|---------|
| 平成24年1月～ | 水道料金 | 735,830 | 991,606 | 255,776 |
| 平成24年12月 | 下水道料金 | 561,737 | 702,384 | 140,647 |
| 合計 | | 1,297,567 | 1,693,990 | 396,423 |

(4) 未納料金の徴収整理を適正に行うべきもの

水道料金等の徴収に係る事務については、民間企業へ委託しており、委託会社に、所定の期間、仕様書に定められた徴収整理業務を行わせている。仕様書には、委託会社が徴収整理を行ってもなお未納の案件については、各営業所に返還させることとしている。返還を受けた案件については、各営業所において、催告状の発送や、水の供給を止める給水停止執行、最終催告等を行い、その旨を未納カード情報に記載して整理することとしている。

ところで、目黒営業所において未納カード情報を見たところ、表5のとおり、所が最後に催告等を行った日から、監査日（平成25.2.6）現在までの間において、長期にわたり未納料金が増加しているにもかかわらず、使用者に対する給水停止を含む催告行為が一切行われていないことは適正でない。

所は、未納料金の徴収整理を適正に行われたい。

(目黒営業所)

(表5) 催告行為が長期にわたり行われていない事例

(単位：円)

| 使用者名 | 監査日現在、最後に使用者に行った催告等の内容（年月日） | 最終徴収年月日 （徴収した使用月分） | 監査日現在までの未納料金 |
|------|-----------------------------|--------------------------------------|--------------|
| F | 口頭催告 （平成20.12.24） | 平成20.12.26 （平成20年11、12月分） | 107,807 |
| G | メータ引き上げ予告投入 （平成22.3.16） | 平成22.2.16 （平成21年12月、 平成22年1月分） | 74,172 |
| H-1 | 給水停止執行通知書投函 （平成24.1.26） | 平成24.1.19 （平成23年5、6月分） | 213,194 |
| H-2 | 給水停止執行通知書投函 （平成24.2.8） | 平成23.11.28 （平成23年7、8月分） | 139,375 |
| I | 催告文書投入 （平成24.3.8） | 平成23.5.27 （平成22年5、6月分） | 55,323 |
| J | 電話催告 （平成24.4.26） | 平成24.3.19 （平成23年3、4月分） | 327,540 |
| K | コンビニ専用支払書送付 （平成24.4.26） | 平成24.3.6 （平成23年2、3月分） | 65,993 |

(5) 支払計画を適切に設定し履行を確保すべきもの

サービス推進部は、料金が水道使用者の通常予定する支払額を著しく超えた金額で、かつ、水道使用者の経済状況等から判断して一括による支払が困難であるため履行期限を延長することがやむを得ないと認められる場合などには、水道使用者と支払に関する計画を調整の上、一定金額を定期的に窓口等で支払う料金の分割納入を認めている。

ところで、世田谷営業所及び世田谷営業所太子堂分室において、分割納入者の料金収納状況を見たところ、表6のとおり、

- ① 支払計画書を徴しているものの、計画と支払実績が乖離しており、未納が解消されていないもの(L)
- ② 支払計画を水道使用者と合意しているものの、未納額が増加し続けているもの(M)
- ③ 支払計画が確認できず、未納額が増加しているもの(N)

が認められ、支払計画が、未納状況及び経済状況等に応じた適切なものとなっておらず、未納解消に向けた履行がなされていない状況となっている。

所は、支払計画を適切に設定し、履行を確保されたい。

(世田谷営業所)

(表6) 分割納入者の支払状況と未納料金の状況

(単位：円)

| 使用者名 | 期 間 | 使用料金 | 完納日 | 累積未納額 |
|--|-----------------|---------|------------|---------|
| L (世田谷営業所) | 平成22.10～平成22.11 | 23,107 | 平成24.1.31 | |
| | 平成22.12～平成23.1 | 22,717 | 平成24.3.13 | |
| | 平成23.2～平成23.3 | 20,764 | 平成24.7.6 | |
| | 平成23.4～平成23.5 | 20,374 | 平成24.9.7 | |
| | 平成23.6～平成23.7 | 13,141 | 監査日現在 | 5,615 |
| | 平成23.8～平成23.9 | 10,278 | | 15,893 |
| | 平成23.10～平成23.11 | 12,187 | | 28,080 |
| | 平成23.12～平成24.1 | 15,687 | | 43,767 |
| | 平成24.2～平成24.3 | 20,374 | | 64,141 |
| | 平成24.4～平成24.5 | 22,326 | | 86,467 |
| | 平成24.6～平成24.7 | 19,201 | | 105,668 |
| | 平成24.8～平成24.9 | 18,420 | | 124,088 |
| | 平成24.10～平成24.11 | 19,201 | | 143,289 |
| | 平成24.12～平成25.1 | 21,936 | | 165,225 |
| 支払計画：毎月15日に16,000円 | | | | |
| M (世田谷営業所 太子堂分室) | 平成22.7～平成22.8 | 15,426 | 平成23.6.16 | |
| | 平成22.9～平成22.10 | 21,285 | 平成23.9.16 | |
| | 平成22.11～平成22.12 | 25,581 | 平成23.11.16 | |
| | 平成23.1～平成23.2 | 23,629 | 平成24.1.16 | |
| | 平成23.3～平成23.4 | 26,362 | 平成24.4.16 | |
| | 平成23.5～平成23.6 | 32,394 | 平成24.7.17 | |
| | 平成23.7～平成23.8 | 34,129 | 平成24.11.15 | |
| | 平成23.9～平成23.10 | 21,285 | 監査日現在 | 3,660 |
| | 平成23.11～平成23.12 | 25,581 | | 29,241 |
| | 平成24.1～平成24.2 | 42,368 | | 71,609 |
| | 平成24.3～平成24.4 | 44,536 | | 116,145 |
| | 平成24.5～平成24.6 | 42,368 | | 158,513 |
| | 平成24.7～平成24.8 | 44,103 | | 202,616 |
| | 平成24.9～平成24.10 | 46,271 | | 248,887 |
| 平成24.11～平成24.12 | 52,342 | | 301,229 | |
| 支払計画：毎月10,000円 | | | | |
| N (世田谷営業所 太子堂分室) | 平成23.7～平成23.8 | 67,737 | 平成24.1.18 | |
| | 平成23.9～平成23.10 | 76,338 | 平成24.3.23 | |
| | 平成23.11～平成23.12 | 81,882 | 平成24.6.22 | |
| | 平成24.1～平成24.2 | 93,525 | 平成24.9.26 | |
| | 平成24.3～平成24.4 | 88,535 | 平成24.12.6 | |
| | 平成24.5～平成24.6 | 122,354 | 監査日現在 | 70,000 |
| | 平成24.7～平成24.8 | 143,975 | | 213,975 |
| | 平成24.9～平成24.10 | 136,213 | | 350,188 |
| 支払計画：未納カード情報に記載がないため不明 収納実績からは毎週5,000～10,000円程度 | | | | |

(支出)

(6) 保有固定資産管理業務委託を適切に行うべきもの

経理部は、局が保有する固定資産の管理について、「保有固定資産管理業務委託契約」(契約金額：1億1,455万5,000円、契約期間：平成24.4.1～平成25.3.31)により、〇(以下「受託者」という。)を特命し、委託している。委託業務内容は、①日常管理(巡回点検)業務、②定期調査業務、③はぎれ地等調査業務、④草刈業務等である。

このうち、定期調査業務の内容については、仕様書に定められたマニュアルにおいて、施設の稼働状況(土地・建物の利用状況)、使用許可条件の不履行、用地保全措置(門扉、フェンス、擁壁、車止め、立札等)、不法占拠、境界標石等、不法投棄、用地内への無断立入、除草・枝落としなどの確認としている。

ところで、定期調査業務について見たところ、調査対象資産には、受託者が局からの貸付け又は管理委託を受けている資産を含めているが、自らの使用状況又は管理状況を調査させることの必要性・有効性は認められないことから、受託者自ら使用又は管理している資産を調査対象とし、その経費(対象箇所25か所、55万8,000円)を支出することは適切でない。

部は、保有固定資産管理業務委託を適切に行われたい。

(経理部)

(7) 水道章標等の在庫管理を適切に行うべきもの

給水部は、給水装置の維持管理を容易にし、メータの点検や料金徴収業務の効率的な運営を図るため、給水装置の新設・改造時に当該給水装置の水道番号を、水道章標として使用者等の門戸など見やすい場所に取り付けている。さらに、集合住宅に複数のメータを設置する場合には、お客さま識別標もメータ直近部に取り付けている。これらの事務については、東京水道サービス株式会社(以下「TSS」という。)へ給水装置業務の一環として委託契約(契約件名：平成24年度給水装置業務委託、契約金額：19億2,675万円)により行わせている。

当該契約では、TSSに対して、

① 水道章標について、月ごとの在庫数の報告及び必要数(補充数)の請求を各支所に対して行う
② お客さま識別標について、年ごとの必要数(補充数)の請求を部に対して行う
などの在庫管理を行わせている。これに基づき、部は、これら水道章標とお客さま識別標をそれぞれ単価契約により調達している。

ところで、この水道章標等の月別報告等を見たところ、以下のような状況が認められた。

ア 南部支所桜丘庁舎では、TSSとの給水装置業務委託に基づき、月ごとに水道章標の請求及び在庫報告を受けていたが、TSSが継続して在庫量を誤記していたため、結果として、表7のとおり、水道章標の部材によっては月平均使用量の60か月分以上など、当該年度使用量を大幅に超える在庫をTSSが保管している。

イ 部において、支所から報告のあった在庫数量等を確認したところ、表8のとおり、複数の支所

において南部支所桜丘庁舎と同様に、平均月使用数量と比較して、当該年度使用量を大幅に超える在庫を保管させている事例、また、表9のとおり、相当期間在庫数量が変わらないため、誤記あるいは在庫管理の不履行又は水道章標部材が不要と考えられる事例が見受けられた。これらの事例の中には、相当の在庫を保管しているにもかかわらず更に請求を行っているものもある。

このように、当該年度使用量を大幅に超える在庫を保管していることを各支所が看過し、部が各支所を指導していない現状は適切でない。

また、お客さま識別標の在庫量等については、現在何ら在庫報告もなされておらず、年ごとの請求量を部が把握しているのみであることから、水道章標と同様に、過度な在庫を保管させることのないように管理する必要がある。

支所は、水道章標の在庫報告及び請求につき内容を精査し、過度な在庫を保管させることのないよう、TSSを指導されたい。

部は、水道章標等の管理について、各支所がTSSを指導するよう統制するとともに、お客さま識別標の管理についても検討されたい。

(給水部)

(南部支所)

(表7) 南部支所桜丘庁舎所管給水管工事事務所においてTSSが保管していた在庫量等の最大値

| 品名 | 保管数量 | 月平均使用数量 | 在庫量(月数換算) |
|---------|-------|---------|-----------|
| 水道章標完成品 | 2,420 | 167 | 14.5 |
| 部材 | 本体 | 1,560 | 30.6 |
| | 押え板 | 3,800 | 60.3 |
| | 接着テープ | 3,800 | 60.3 |
| | 文字板 | 12,730 | 36.6 |

(表8) 当該年度使用量を大幅に超える在庫を保管させている事例

(36か月分以上の在庫を保管していた事例のみ記載)

| 支所名※ | 給水管工事事務所名 | 品名 | 在庫量(月数換算) |
|------|------------|-------|-----------|
| 中央 | 千代田(千代田区分) | 完成品 | 84.0 |
| | | 本体 | 64.0 |
| | | 押え板 | 80.0 |
| | | 接着テープ | 52.2 |
| | 文京(文京地区分) | 完成品 | 36.4 |
| | | 文字板 | 212.1 |
| 豊島 | 本体 | 48.0 | |
| 東部第一 | 墨田 | 完成品 | 68.0 |
| 西部 | 新宿 | 本体 | 54.7 |
| | | 文字板 | 75.3 |
| 南部 | 品川 | 文字板 | 71.3 |

※ 東部第二支所及び北部支所は、部に在庫報告を行っていないため不明

(表9) 相当期間在庫数量が変わらない事例 (平成24年4月から12月の間)

| 支所名※ | 給水管工事事務所名 | 水道章標部材名 | 保管数量に変化がない月数 |
|------|-------------|---------|--------------|
| 中央 | 千代田 (千代田区分) | 文字板 | 8 |
| | 文京 (文京地区分) | 文字板 | 8 |
| | 豊島 | 押え板 | 8 |
| 東部第一 | 江東 | 本体 | 8 |
| | | 押え板 | 8 |
| | | 接着テープ | 8 |
| | 江戸川 | 本体 | 8 |
| | | 押え板 | 8 |
| | | 接着テープ | 8 |
| 文字板 | | 8 | |

※ 東部第二支所及び北部支所は、部に在庫報告を行っていないため不明

(8) 職員住宅等補修業務委託契約の執行管理を適正に行うべきもの

経理部は、局が所有する職員住宅、職員寮及び事務所用建物等の補修業務について、「東京都水道局職員住宅等の補修業務の委託に関する基本協定」(平成16年4月1日)に基づき、「平成24年度東京都水道局職員住宅等の補修業務に関する委託契約」(契約期間：平成24.4.1～平成25.3.31)を、東京都住宅供給公社(以下「公社」いう。)と締結している。

契約書において、補修業務の内容は、

- ① 職員住宅の一般補修：日常発生する小規模な補修業務
- ② 職員住宅の緊急補修：一般修繕のうち、緊急を要するもの
- ③ 職員住宅の空家補修：空家住宅の補修業務
- ④ 事務所用建物等の緊急修繕：緊急を要する修繕工事及び軽微な改修工事

とし、部が連絡票により公社に依頼(発注)している。その委託経費については、概算額を交付し、年度途中において委託経費に不足が見込まれる場合は、協議をすることとしている。

また、実施状況の報告について、公社は、工事完了後速やかに、完了報告書等の写しを部に送付し案件別に工事完了の報告をすること、四半期ごとに、部に実施状況を報告することなどとしている。

ところで、この契約の執行状況を見たところ、次のような問題点が認められた。

ア 委託経費の交付及び執行について、表10及び表11のとおり、概算交付額を超える発注・執行が繰り返され、その不足額について協議・交付を適時に行っていない。

イ 補修業務の発注及び執行について、表12のとおり、

- ① 平成23年度の発注にもかかわらず、平成24年度の経費(652万余円)として執行している
 - ② 空家修繕については、入居予定日前に工事完了しておらず履行遅延となっている
 - ③ 事務所等緊急補修については、緊急又は軽微な工事であるにもかかわらず工事完了が半年から1年後となっている
- など、適正なものとなっていない。

これらは、部が、公社から提出された完了報告書及び実施状況報告について、その内容を確認し必要に応じた指示をしていないなど、適正な執行管理が行われていないことによるものである。また、履行期限の定めが、協定、契約書、連絡票（発注書）のいずれにもないことも一因となっており、改善の必要がある。

部は、履行期限を定め、職員住宅等補修業務委託契約の執行管理を適正に行われたい。

(経理部)

(表 1 0) 委託経費の交付状況及び執行状況 (平成 2 3 年度)

(単位：円)

| 区分 | 交付時期 | 交付額 (A) | 執行額 (B) | 差 (A - B) |
|------------|--------|------------|-------------|-------------|
| 第 1 ・ 四半期分 | 4 月末日 | 11,000,000 | 10,795,444 | 204,556 |
| 第 2 ・ 四半期分 | 6 月末日 | 19,000,000 | 29,682,828 | △10,682,828 |
| 第 3 ・ 四半期分 | 9 月末日 | 17,000,000 | 22,872,235 | △ 5,872,235 |
| 第 4 ・ 四半期分 | 12 月末日 | 45,000,000 | 38,862,802 | 6,137,198 |
| 計 | | 92,000,000 | 102,213,309 | △10,213,309 |

(注) 平成24年4月27日に精算 (10,213,309円を追加交付) している。

(表 1 1) 委託経費の交付状況及び執行状況 (平成 2 4 年度)

(単位：円)

| 区分 | 交付時期 | 交付額 (A) | 執行額 (B) | 差 (A - B) |
|------------|--------|------------|------------|------------|
| 第 1 ・ 四半期分 | 4 月末日 | 10,000,000 | 12,343,060 | △2,343,060 |
| 第 2 ・ 四半期分 | 6 月末日 | 19,000,000 | 24,283,970 | △5,283,970 |
| 第 3 ・ 四半期分 | 9 月末日 | 19,000,000 | 18,672,293 | 327,707 |
| 第 4 ・ 四半期分 | 12 月末日 | 43,000,000 | 40,948,084 | 2,051,916 |
| 計 | | 91,000,000 | 96,247,407 | △5,247,407 |

(注) 平成25年4月24日に精算 (5,247,407円を追加交付) している。

(表12) 平成23年度発注分を平成24年度経費として執行しているもの

(単位：円)

| 区分 | 住宅名 | 修繕内容等 | 工事金額 | 発注日 | 完了日 | |
|----------|-------------------|--------------------------|---------|--------------|-------------|--|
| 一般補修 | 和泉住宅 | 浴室水栓不良 | 51,200 | 平成23. 9. 14 | 平成24. 5. 17 | |
| | 武蔵野寮 | ガス給湯器作動不良 | 38,100 | 平成24. 2. 14 | 平成24. 4. 10 | |
| | 長崎住宅 | 流し水栓取替 | 35,700 | (注1) | 平成24. 5. 21 | |
| | 芝寮 | ガス給湯器作動不良、水漏れ | 44,100 | 平成24. 3. 15 | 平成24. 4. 27 | |
| | 芝寮 | ガス給湯器作動不良、水漏れ | 44,100 | 平成24. 3. 15 | 平成24. 4. 27 | |
| | 芝寮 | ガス給湯器作動不良、水漏れ | 44,100 | 平成24. 3. 15 | 平成24. 4. 27 | |
| | 芝寮 | ガス給湯器作動不良、水漏れ | 44,100 | 平成24. 3. 15 | 平成24. 4. 27 | |
| | 芝寮 | ガス給湯器作動不良、水漏れ | 44,100 | 平成24. 3. 15 | 平成24. 4. 27 | |
| 空家修繕 | 和泉住宅 | 入居予定日 平成24. 4. 1 | 402,000 | 平成24. 2. 29 | 平成24. 4. 2 | |
| | 長崎寮 | 入居予定日 平成24. 4. 1 | 147,200 | 平成24. 2. 29 | 平成24. 4. 2 | |
| | 長崎寮 | 入居予定日 平成24. 4. 1 | 247,500 | 平成24. 2. 29 | 平成24. 4. 2 | |
| | 滝野川寮 | 入居予定日 平成24. 4. 1 | 146,900 | 平成24. 2. 29 | 平成24. 4. 2 | |
| | 滝野川寮 | 入居予定日 平成24. 4. 1 | 144,300 | 平成24. 2. 29 | 平成24. 4. 2 | |
| 事務所等緊急補修 | 世田谷営業所 (太子堂分室) | 空調用コントローラ作動不良 | 35,200 | 平成23. 6. 8 | 平成24. 5. 29 | |
| | 桜丘庁舎 | 天井空調機からの水漏れ | 15,500 | 平成23. 9. 9 | 平成24. 5. 7 | |
| | 北部支所 | 給湯器取替 | 344,300 | 平成23. 11. 9 | 平成24. 3. 28 | |
| | 研修・開発センター | 室外機電源トリップ | 7,700 | 平成23. 11. 9 | 平成24. 5. 7 | |
| | 墨田営業所 | 塔屋タラップ改修 | 632,500 | 平成23. 12. 5 | 平成24. 4. 16 | |
| | 板橋営業所 | ブロック塀上部有刺鉄線撤去ほか | 551,900 | 平成23. 12. 6 | 平成24. 4. 26 | |
| | 桜丘庁舎 | 空調機不具合 | 7,700 | 平成23. 12. 12 | 平成24. 5. 7 | |
| | 水の科学館 | 地下2階点検口設置 | 63,700 | 平成23. 12. 20 | 平成24. 4. 5 | |
| | 世田谷営業所 (太子堂分室) | 照明器具不具合 | 805,400 | 平成23. 12. 21 | 平成24. 5. 1 | |
| | 多摩資材置場倉庫 | T Vアナログ施設撤去、デジタル放送受信設備設置 | 165,000 | 平成24. 1. 10 | 平成24. 4. 2 | |
| | 研修・開発センター | 受信機電源補修ほか | 84,000 | 平成24. 1. 23 | 平成24. 4. 27 | |
| | 水道歴史館 | 排水管漏水 | 758,400 | 平成24. 1. 25 | 平成24. 4. 23 | |
| | 西原庁舎 | 空調機リモコン不具合 | 7,700 | 平成24. 1. 26 | 平成24. 5. 7 | |
| | 旧杉並西営業所 | 地下タンク廃止設置 | 221,800 | 平成24. 1. 30 | 平成24. 5. 18 | |
| | 多摩水道立川庁舎 | 監視カメラシステム不良 | 141,800 | 平成24. 2. 7 | 平成24. 4. 4 | |
| | 西部支所 (和泉庁舎) | 電灯分電盤、配線用遮断器不具合 | 27,300 | (注2) | 平成24. 5. 3 | |
| | 世田谷営業所 (太子堂分室) | 空調機不具合 | 31,000 | 平成24. 2. 14 | 平成24. 5. 1 | |
| | 多摩水道立川庁舎 | 厚生室電子錠不良 | 197,500 | 平成24. 2. 23 | 平成24. 4. 27 | |
| | 水の科学館 | B 4階エレベータピット内漏水 | 444,800 | 平成24. 2. 28 | 平成24. 6. 6 | |
| | 北営業所 | 雨漏り、外壁防水 | 7,300 | 平成24. 2. 29 | 平成24. 3. 29 | |
| | 西部支所 (和泉庁舎) | 汚水槽排水ポンプ停止用フロート作動不良 | 146,100 | 平成24. 3. 5 | 平成24. 5. 7 | |
| | 目黒営業所 | 給湯器システムリモコン不良 | 22,000 | 平成24. 3. 6 | 平成24. 4. 24 | |
| | 目黒営業所 | 受付窓口防犯用ボード設置 | 221,700 | 平成24. 3. 19 | 平成24. 5. 15 | |
| | 港南庁舎 | 火災受信盤導通試験スイッチ不具合 | 149,800 | 平成24. 3. 29 | 平成24. 5. 18 | |
| | 計 | | | 6,523,500 | | |

(注1) 連絡票がないため発注日は不明であるが、公社の受付は平成24. 2. 8である。

(注2) 連絡票の日付が未記入のため発注日は不明であるが、公社の受付は平成24. 2. 13である。

(9) 委託契約の調査結果を活用し問題箇所を改善を図るべきもの

多摩水道改革推進本部（以下「本部」という。）は、「平成24年度多摩地区水道施設運転管理等業務委託」（契約金額：21億1,050万円、契約期間：平成24.4.1～平成25.3.31）を東京水道サービス株式会社と契約している。

この委託契約には、固定資産管理台帳に記載されている土地について、用地管理図を基に年1回現地調査を行う業務も含まれ、現地調査の結果、管理状況に問題のある場合には、問題箇所等報告書に記録し提出させることとなっている。

ところで、提出された問題箇所報告書を見たところ、報告のあった67か所中62か所が昨年度の調査報告と同じ内容が報告されていた。このため、62か所の状況を確認したところ、使用許可の手続が行われていた箇所は15か所で、昨年度の報告時点から本部による現場確認が行われたのみで改善に向けた取組が行われていない箇所が大半を占めることが認められた。

しかしながら、このような状況は、委託契約における現場調査の報告が十分に活用できていないこととなり適切でない。問題箇所の状況を見ると、表13の事例のように使用許可申請が行われていない電柱等が設置されているなど、使用許可手続に関することが半数を占めており、土地の使用料の徴収を行うことができるものもあることから、速やかに対応し改善する必要がある。

本部は、委託契約の調査結果を活用し、問題箇所の改善を図られたい。

（多摩水道改革推進本部）

(表 1 3) 前年度と同じ報告で使用許可の手続がない主な事例

| No. | 名称 | 使用許可の手続がなく設置されている内容 |
|-----|------------|---------------------------|
| 1 | 木曾一号水源用地 | 市街路灯及び市の基準点 |
| 2 | 原町田浄水所用地 | 電柱 1 本・支線 1 条 |
| 3 | 和泉本町一号水源用地 | 防火水槽標識 |
| 4 | 明神浄水所用地 | 倉庫 |
| 5 | 元八王子配水所用地 | 路線バスの便所 |
| 6 | 若松二号水源用地 | 電柱の支線 1 条 |
| 7 | 若松四号水源用地 | 市立保育園園庭、市道敷、電柱 1 本、支線 1 条 |
| 8 | 浅間水源用地 | 電柱の支線 1 条 |
| 9 | 府中南町六号水源 | 市道敷 |
| 10 | 府中南町七号水源 | 市道敷 |
| 11 | 府中幸町浄水所用地 | 電柱 1 本、支線 2 条、市街路灯 |
| 12 | 国立中浄水所用地 | 電柱の支線 1 条 |
| 13 | 柴崎四号水源用地 | 電柱 1 本 |
| 14 | 柴崎九号水源用地 | 電柱 1 本、支線 1 条 |
| 15 | 富士見第一浄水所用地 | 電柱 1 本 |
| 16 | 上清戸一号水源用地 | 市道路敷 |
| 17 | 清瀬元町浄水所用地 | 電柱 1 本 |
| 18 | 武蔵村山中央倉庫用地 | 電柱 1 本・支線 1 条 |
| 19 | 田無二号水源用地 | 市道路敷 |
| 20 | 西東京泉水源用地 | 交通標識 1 基 |
| 21 | 熊川三号水源用地 | 電柱 1 本 |
| 22 | 熊川四号水源用地 | 隣接者のベランダ支柱 |
| 23 | 平井第一配水所用地 | 電柱の支線 2 条 |
| 24 | 送水管 | 看板 |
| 25 | 棚澤第四配水所用地 | 地区ケーブル TV 柱 1 本 |

(10) 草刈等作業委託契約に係る完了検査を適切に行うとともに、委託会社を指導すべきもの

立川給水管理事務所（以下「事務所」という。）は、「乙津浄水所外 87 箇所草刈及び樹木せん定作業等委託単価契約」（以下「草刈等作業委託契約」という。）を P と締結している。（推定総金額：4,745 万 1,815 円、契約期間：平成 24. 4. 1～平成 25. 3. 31）

また、この契約に関する監理業務は、「平成 24 年度多摩地区水道施設運転管理等業務委託」（契約金額：21 億 1,050 万円、契約期間：平成 24. 4. 1～平成 25. 3. 31）の中で、東京水道サービス株式会社（以下「TSS」という。）と契約して行わせており、監理業務には履行確認に伴う業務も含まれ、作業内容の写真確認又は現地確認を行うこととなっている。

ところで、草刈等作業委託契約について見たところ、以下のように適切に完了検査が行われていないことが認められた。

ア 秋川導水路と乙津第二配水所の草刈について、手刈りで行う箇所があるが、作業記録写真により確認したところ、全て機械により行っており、指示どおり履行されていない。

この結果、表 14 のとおり、5 万 1,985 円が過払いとなっている。

イ 戸倉浄水所の草刈について、P が近隣住民からの苦情により実施した、契約外の箇所（他局用地）の作業記録写真を、当該契約の完了報告として取り扱っている。

このような状況は、TSS に委託している監理業務において、まず確認され是正されているべきものであり、監理業務による履行確認が適切に行われていないことによるものである。

事務所は、草刈等作業委託契約に係る完了検査を適切に行うとともに、TSS を指導されたい。

（立川給水管理事務所）

（表 14）指示と実績の差異

（単位：㎡、円）

| 施工箇所 | 内容 | | 数量 (a) | 単価 (b) | 金額 (a × b) |
|------------|---------------------|----------------|-----------|-----------|---------------|
| 秋川導水路 | 仕様による指示 (作業指示工種) | A-4 草刈 (人力) 普通 | 468 | 116.55 | 54,545.4 |
| | | A-5 草刈 (人力) 困難 | 205 | 152.25 | 31,211.3 |
| 乙津第二配水所 | | A-4 草刈 (人力) 普通 | 36 | 116.55 | 4,195.8 |
| 合計 (c) | | | | | 89,952.5 |
| 秋川導水路 | 実績 (作業記録写真) | A-2 草刈 (機械) | 468 | 53.55 | 25,061.4 |
| | | A-2 草刈 (機械) | 205 | 53.55 | 10,977.8 |
| 乙津第二配水所 | | A-2 草刈 (機械) | 36 | 53.55 | 1,927.8 |
| 合計 (d) | | | | | 37,967.0 |
| 差額 (c - d) | | | | | 51,985.5 |

下水道局

1 指摘事項

(重点監査事項)

(支出)

(1) 管きょ維持補修工事について

施設管理部は、区部の公共下水道普及地域における本管、取付管などの管路施設について、緊急又は迅速に補修する必要がある工事を行うために、管きょ維持補修工事契約（工期：平成24.4.1～平成25.3.31、契約金額：22億6,968万円）をAと締結している。

当該契約による維持補修工事の適用範囲、補修工事内容等については、管きょ維持補修工事事務処理要綱（平成11年下施管第484号）（以下「要綱」という。）に表1のとおり定めている。

管きょ維持補修工事の施行から支払いまでの流れは、次のとおりとなっている。

- ① 各下水道事務所が請負者へ管きょ維持補修工事施行通知書により施工を指示する。
- ② 請負者は施工会社を選任し、施工会社が施工する。
- ③ 施工後、施工会社は、管きょ維持補修工事完了届を下水道事務所へ提出し、検査員が施工状況を検査する。
- ④ 検査に合格した維持補修工事について、請負者は下水道事務所へ代金を請求する。
- ⑤ 下水道事務所は、請求書の内容が適切かを確認して請負者へ代金を支払う。

これら管きょ維持補修工事における各段階の内容及び執行状況が、要綱等に基づいて適切に行われているか各下水道事務所において見たところ、次のとおり適切でない状況が見受けられた。

(表1) 管きょ維持補修工事の適用範囲

| 番号 | 管きょ維持補修工事の適用範囲、補修工事内容等 |
|----|---|
| 1 | 陶管、硬質塩化ビニル管又は内径400mm以下の鉄筋コンクリート管の本管で、補修延長が10m以下であること。 |
| 2 | 取付管の補修であること。 |
| 3 | 人孔上部の枠の補修であること。 |
| 4 | 汚水ます（小型ますを含む。）の補修であること。 |
| 5 | 空洞調査及び陥没調査であること。 |

ア 管きょ維持補修工事の施行に関する必要な事項について

下水道局では、工事の円滑かつ適正な施行を図ることを目的として東京都下水道局工事施行規程（昭和46年12月23日下水道局管理規程第35号。以下「工事施行規程」という。）を定め、工事に係る手続きや手順、書類等を規定している。

ところで、施設管理部は、管きょ維持補修工事については、小規模で工期が短く緊急性を要することなどから、工事施行規程第42条「特別の理由によりこの規程によりがたいと局長が認めた工事については、別の方法により処理することができる。」との規定に基づき、工事施行規程によりがたい工事と認め、別の方法として要綱を定め、処理している。

(ア) 管きよ維持補修工事の適用範囲を適切に定めるべきもの

要綱では、管きよ維持補修工事の適用範囲として表1のとおり5項目を定めているが、管きよ維持補修工事の契約における特記仕様書では、要綱に記載のない「所管（管路）施設課長が必要と判断した工事」を管きよ維持補修工事の範囲としている。

このため、管きよ維持補修工事として、要綱に定めのない工事を実施しており、適切でない。

部は、管きよ維持補修工事の特性を踏まえ、適切な適用範囲を要綱及び特記仕様書に齟齬なく規定されたい。

(施設管理部)

(イ) 管きよ維持補修工事の施行に関して、要綱に必要事項を定めるべきもの

要綱では、管きよ維持補修工事について、適用できる範囲と事務手続のみを定めている。そのため、特記仕様書等で管きよ維持補修工事に係る監督基準、工事施行前の措置、工事の中止及び中止解除、事故報告、工事変更、工事代金の計算、工事の完了等について規定している。

しかしながら、管きよ維持補修工事に係るこれら監督基準等については、要綱で規定すべきであり、適切でない。

部は、要綱に管きよ維持補修工事の施行に関して、監督基準等必要な事項を適切に定められたい。

(施設管理部)

イ 施行通知書による施行指示を適正に行うべきもの

施設管理部は、平成23年度においても、Aと管きよ維持補修工事契約（工期：平成23.4.1～平成24.3.31、契約金額：22億5,121万7,850円）を締結している。

ところで、西部第一下水道事務所において、平成24年度の管きよ維持補修工事について見たところ、中野出張所の指示番号第1号による工事（金額：132万5,606円）は、平成23年度に施行されているにもかかわらず、所は、平成24年度の管きよ維持補修工事として、施行通知書により施行を指示し代金を支払っており適正でない。

所は、施行通知書による施行指示を適正に行われたい。

(西部第一下水道事務所)

ウ 競合工事に伴う協定書に基づき適正な支出を行うべきもの

下水道局は、公共ます設置工事等の下水道工事がガス供給管新設工事と競合する場合に東京ガス株式会社及びガス工事施工会社6社と道路の復旧に要する費用負担について、「競合工事に伴う道路復旧費の負担方法等に関する協定書」（以下「協定書」という。）を締結している。

協定書では、下水道工事が先行し、Aの施工会社が仮復旧（簡易舗装）をした後、ガス工事施

工会社がガス工事を行い、その後本復旧（正式舗装）を行った場合（以下「競合工事事例」という。）、所が、ガス工事施工会社から請求を受け、下水道工事に係る路面復旧負担金を支払うこととなっている。

ところで、中部・北部・西部第一・西部第二下水道事務所において、競合工事事例を見たところ、Aの施工会社が直接ガス工事施工会社に負担金を支払っていること、また所は、Aの施工会社が本復旧工事を行ったものとして、Aに負担金相当額を支払っていることが認められた。

これらの工事は、協定書に基づいて、所が直接ガス工事施工会社へ路面復旧負担金を支払うべきであり、各所がAに負担金相当額を支払っているのは適正でない。

各所は、競合工事に伴う協定書に基づき、適正な支出を行われたい。

（中部下水道事務所）

（北部下水道事務所）

（西部第一下水道事務所）

（西部第二下水道事務所）

エ 建設副産物に係る確認を適切に行うべきもの

管きょ維持補修工事の施工に伴って発生する建設副産物（発生土、路盤材、アスコン塊、コンクリート塊等）の運搬や民間プラントにおいて行う処理が適正に行われているか確認するため、管きょ維持補修工事契約特記仕様書では、施工会社は着手日当日までに「建設副産物処理票（民間受入地用）」を作成し、監督員の確認を受けることとしている。

しかしながら、東部第二下水道事務所において、平成24年4月から11月までに所が施工指示を行った管きょ維持補修工事について見たところ、「建設副産物処理票（民間受入地用）」を作成し、監督員の確認を受けるという手続きを行っていない。

その結果、所が、建設副産物について適正な処理が行われているか確認ができない状況となっており適切でない。

所は、建設副産物に係る確認を適切に行われたい。

（東部第二下水道事務所）

オ 管きょ維持補修工事の施行を適切に行うべきもの

管きょ維持補修工事に係る処理について、北部・西部第二下水道事務所で見たとおり、適切でない事例が見受けられた。

（ア）管路施設維持管理マニュアルでは、日常的な巡視、住民等からの通報又は道路管理者の指示等によって異常を発見した際等には、処理経過を明確にするために受付処理票を作成することとなっている。

しかしながら、北部下水道事務所が施工を指示した荒川出張所の指示番号第1号による工事は、受付処理票が作成されていないため、受付日や調査依頼内容、場所等が明確になっていな

い。その結果、緊急又は迅速に補修する必要がある工事として、管きょ維持補修工事で施行することが適切か確認できない。

- (イ) 西部第二下水道事務所が施工を指示した練馬出張所の指示番号第2号による工事は、道路使用許可の条件として施工の際に交通誘導員を配置しなければならないにもかかわらず、施工の一部において交通誘導員を配置していない。
- (ウ) 表2の事例については、管きょ維持補修工事特記仕様書では、請負者は、施行通知書による施工の指示を受けてから着手すべきと定められているにもかかわらず、指示日以前に道路使用許可申請が行われている、又は指示日以前に施工されている。
- (エ) 表3の事例については、完了検査の根拠となった工事写真は、施工写真撮影要領に基づき購入材の実使用数量が確認できるよう、又は撮影年月日等を黒板に明記し撮影すべきであるにもかかわらず、撮影写真から使用した材料の数量が確認できない、又は施工日を確認できない。

北部・西部第二下水道事務所は、管路施設維持管理マニュアルや道路使用許可等を遵守し、管きょ維持補修工事の施行を適切に行われたい。

(北部下水道事務所)

(西部第二下水道事務所)

(表2) 施工が不適切な事例

(単位：円)

| 事務所 | 出張所 | 指示番号 | 指示日 | 工期 | 工事費(税込) | 適切でないと認められる点 |
|-----|-----|------|-------------|--------------|-----------|---------------------------------|
| 北部 | 文京 | 3 5 | 平成24. 8. 17 | 平成24. 9. 25 | 1,086,367 | 指示日以前に道路使用許可申請(施工会社が申請)が行われている。 |
| | | 3 8 | 平成24. 8. 23 | 平成24. 9. 25 | 4,183,003 | |
| | 台東 | 1 3 | 平成24. 5. 28 | 平成24. 6. 21 | 320,265 | |
| | 豊島 | 3 6 | 平成24. 7. 11 | 平成24. 8. 1 | 200,746 | 指示日以前に施工されている。 |
| | | 6 1 | 平成24. 10. 5 | 平成24. 10. 26 | 109,144 | |

(表3) 完了検査合格とするのが不適切な事例

(単位：円)

| 事務所 | 出張所 | 指示番号 | 指示日 | 工期 | 工事費(税込) | 適切でないと認められる点 |
|------|-----|------|-------------|-------------|-----------|--|
| 北部 | 台東 | 1 3 | 平成24. 5. 28 | 平成24. 6. 21 | 320,265 | 購入材(特殊製品)の実使用数量を確認できる工事記録写真がない。 工事の一部(舗装切断工、舗装こわし工、副管設置工、内部仕上げ工、掘削工、埋戻工、仮復旧工、本復旧工、白線工、区画線設置工)について、工事記録写真に日付がなく、他に施工日を確認できる書類等がない。 |
| 西部第二 | 板橋 | 5 7 | 平成24. 8. 22 | 平成24. 9. 18 | 1,893,775 | |
| | | 1 4 | 平成24. 4. 16 | 平成24. 5. 9 | 1,319,530 | |
| | | 2 2 | 平成24. 5. 23 | 平成24. 6. 12 | 643,332 | |
| | | 3 8 | 平成24. 7. 4 | 平成24. 7. 25 | 681,963 | |
| | | 3 9 | 平成24. 7. 4 | 平成24. 7. 25 | 1,894,223 | |
| | 練馬 | 4 4 | 平成24. 7. 2 | 平成24. 7. 30 | 2,461,515 | |
| | 北 | 7 | 平成24. 4. 20 | 平成24. 5. 15 | 2,491,939 | |
| 北部 | 文京 | 3 4 | 平成24. 8. 15 | 平成24. 9. 25 | 571,033 | |
| | 豊島 | 5 6 | 平成24. 8. 31 | 平成24. 9. 24 | 2,793,938 | |

カ 完了検査を適正に行うべきもの

工事請負代金は、工事が適正に行われた後に支出すべきであり、工事が適正に行われたかの確認は、工事完了検査において行われている。

ところで、東部第二・西部第二下水道事務所において、工事完了検査が合格となった管きょ維持補修工事に係る完了届、工事内訳書及び記録写真帳を見たところ、

(ア) 管きょ維持補修工事では、公安委員会が指定する31路線において交通誘導員を配置する場合は、有資格者（公安委員会が実施する検定に合格したもの）を配置することとしており、また、本件工事を実施した地域において平日に発生土の処分及び改良土の運搬を行う場合は、都の施設を利用することとなっている。

しかしながら、表4の事例では、31路線以外で行った工事であるにもかかわらず、有資格者の交通誘導員の単価を使用している、また、平日に発生土の処分等を行っているにもかかわらず、都の施設の単価ではなく民間プラントの単価を使用しているなど、工事の施工内容と相違した完了届となっている、

(イ) 西部第二下水道事務所では、表5のとおり、交通誘導員を2日以上配置しているものがあるが、撮影月日がないものや、黒板の撮影月日が不鮮明なため施行日が確認できないものなど、記録写真帳では交通誘導員の延べ人数が確認できない状況となっている、にもかかわらず、完了検査合格とし、しかも、(ア)のケースでは請負代金が過大に支出されており適正でない。

所は、管きょ維持補修工事に係る完了検査を適正に行われたい。

(東部第二下水道事務所)

(西部第二下水道事務所)

(表4) 請負費の過大支出の状況 (税抜き)

(単位:円)

| 出張所 | 指示番号 | 工種 | 過大支出となった原因 | 誤 (既支出額) ① | 正 ② | 過大支出額 ③=①-② |
|-----|------|---------------|---|---|--|-------------|
| 足立 | 13 | 配置 交通誘導員の | 公安委員会が指定する31路線でないにもかかわらず、有資格者の交通誘導員の単価で支出 | $\textcircled{18,690} \times 3 \text{人} = 56,070$ | $\textcircled{17,150} \times 3 \text{人} = 51,450$ | 4,620 |
| | 17 | | | $\textcircled{18,690} \times 3 \text{人} = 56,070$ | $\textcircled{17,150} \times 3 \text{人} = 51,450$ | 4,620 |
| | 22 | | | $\textcircled{18,690} \times 4 \text{人} = 74,760$ | $\textcircled{17,150} \times 4 \text{人} = 68,600$ | 6,160 |
| | 5 | 発生土処分工・改良土運搬工 | 平日に行った発生土処分、改良土運搬であるにもかかわらず、都の施設ではなく、民間プラント使用の単価で支出 | 発生土： $\textcircled{12,520} \times 1.4 \text{m}^3 = 17,528$ 改良土： $\textcircled{9,310} \times 1.3 \text{m}^3 = 12,103$ (計) 29,631 | 発生土： $\textcircled{4,610} \times 1.4 \text{m}^3 = 6,454$ 改良土： $\textcircled{4,610} \times 1.3 \text{m}^3 = 5,993$ (計) 12,447 | 17,184 |
| | 19 | | | 発生土： $\textcircled{12,520} \times 1.5 \text{m}^3 = 18,780$ 改良土： $\textcircled{9,310} \times 1.2 \text{m}^3 = 11,172$ (計) 29,952 | 発生土： $\textcircled{4,610} \times 1.5 \text{m}^3 = 6,915$ 改良土： $\textcircled{4,610} \times 1.2 \text{m}^3 = 5,532$ (計) 12,447 | 17,505 |
| | 56 | | | 発生土： $\textcircled{12,520} \times 1.6 \text{m}^3 = 20,032$ 改良土： $\textcircled{9,310} \times 1.6 \text{m}^3 = 14,896$ (計) 34,928 | 発生土： $\textcircled{4,610} \times 1.6 \text{m}^3 = 7,376$ 改良土： $\textcircled{4,610} \times 1.6 \text{m}^3 = 7,376$ (計) 14,752 | 20,176 |
| | 57 | | | 改良土： $\textcircled{9,310} \times 0.5 \text{m}^3 = 4,655$ | 改良土： $\textcircled{4,610} \times 0.5 \text{m}^3 = 2,305$ | 2,350 |
| | 74 | | | 改良土： $\textcircled{9,310} \times 1.3 \text{m}^3 = 12,103$ | 改良土： $\textcircled{4,610} \times 1.3 \text{m}^3 = 5,993$ | 6,110 |
| | | | | | | |

(表5) 交通誘導員の延べ人数が確認できないもの

(単位:人、円)

| 出張所 | 指示番号 | 品名 | 数量 | 単価 | 金額 |
|-----|------|----------|----|--------|---------|
| 北 | 67 | 昼間 交通誘導員 | 28 | 17,150 | 480,200 |
| | | 夜間 交通誘導員 | 6 | 25,630 | 153,780 |
| 板橋 | 14 | 昼間 交通誘導員 | 6 | 17,150 | 102,900 |
| | 22 | 昼間 交通誘導員 | 6 | 17,150 | 102,900 |
| | 24 | 昼間 交通誘導員 | 7 | 17,150 | 120,050 |
| 練馬 | 9 | 夜間 交通誘導員 | 9 | 25,630 | 230,670 |
| | 18 | 昼間 交通誘導員 | 12 | 17,150 | 205,800 |
| | 35 | 昼間 交通誘導員 | 6 | 17,150 | 102,900 |
| | 43 | 昼間 交通誘導員 | 6 | 17,150 | 102,900 |
| | 44 | 昼間 交通誘導員 | 18 | 17,150 | 308,700 |

(重点監査事項)

(支出)

(2) 一般補修工事に係る完了検査を適正に行うべきもの

東部第一下水道事務所及び西部第二下水道事務所における、一般補修工事について見たところ、次のとおり適正でない事例が見受けられた。

ア 東部第一下水道事務所は、管轄区域内の一部の人孔(マンホール)の腐食対策等を目的として、江東区新木場一丁目付近人孔補修工事契約(契約金額:861万円 契約日:平成24年6月8日)を締結している。

本件は、工期が「契約締結の日から30日間」と設定されており(同年7月20日が30日目に相当)、同年8月2日の完了検査においては、履行期限日である7月20日に工事が完了したものとされている。

しかしながら、提出された工事写真帳及び作業日報を確認したところ、本件の契約内容の一部である防食被覆材付着強度試験について、同年7月24日に作業を行っていることが認められた。このことから、履行期限である7月20日時点では工事が完了しておらず、写真帳等の提出も無い状態であったことが認められる。

所は、そうした状況を踏まえ、工期の延長手続きなどについての検討を行うべきところ、それらを行わず、完了検査において本件が期限内に完了したとしており適切でない。

イ 下水道局が施行する工事の記録写真撮影方法等については、管きょ維持補修工事等別に定めがある場合を除いて、工事記録写真撮影要領(平成22年下水道局土木工事標準仕様書付則一7、以下「要領」という。)により定められている。要領では、写真には工事件名、撮影場所、撮影年月日、工種名、撮影対象、請負者名等を明記した黒板等を入れて、施工前と施工後の状況を撮影することと定められている。

また、検収事務の手引(平成23年8月下水道局経理部、以下「手引」という。)によれば、工事の完了検査は、一般的には書類検査と現場検査からなるものと記載されている。

ところで、西部第二下水道事務所における管渠補修工事及び人孔補修工事に係る工事記録写真を確認したところ、表6のとおり、①施工前後の写真が無い、②写真はあるものの施工完了部分が写っていない、③施工が未完のままの写真が提出されているなど、工事がどのように行われたのか確認できない案件が複数見受けられた。

これらの主な原因は、①受注者から提出される工事記録写真について、監督員及び主管課長の履行確認が不十分であること、②検査員は手引に基づき、現場検査及び書類検査を適正に行うべきところ、現場検査を行わず、監督員が施工状況を確認した旨の報告及び工事記録写真での確認をもって検査を完了させていることによるものである。

このため、工事が適正に実施されているか確認できない状況となっており適正でない。

各所は、一般補修工事に係る完了検査を適正に行われたい。

(東部第一下水道事務所)

(西部第二下水道事務所)

(表6) 一般補修工事が仕様のとおりに完了したか確認できない事例

| 工事件名 | 主な事例 |
|---|--|
| 板橋区前野町四丁目付近外管渠補修工事 契約額25,373,250円 工期平成24.8.2～平成24.11.2 | ①施工前写真なし(4件) ②施工後写真なし(10件) ③施工部分不明(2件) ④道路上の白線が原状復帰されていない(1件) |
| 練馬区田柄二丁目付近外管渠補修工事 契約額38,990,700円 工期平成24.8.31～平成24.12.11 | ①施工部分不明(9件) ②施工前後の写真なし(1件) |
| 北区浮間二丁目付近管渠補修工事 契約額51,342,900円 工期平成24.9.25～平成24.12.17 | ①施工前の部分不明(4件) |
| 北区滝野川四丁目付近管渠補修工事 契約額33,858,300円 工期平成24.9.3～平成24.11.28 | ①施工前の部分不明(4件) |
| 板橋区成増二丁目付近管渠補修工事 契約額32,111,100円 工期平成24.8.20～平成24.10.16 | ①施工部分不明(2件) ②施工前の部分不明(1件) |
| 板橋区蓮根三丁目付近管渠補修工事 契約額38,494,050円 工期平成24.8.27～平成24.11.20 | ①道路上の白線が原状復帰されていない(1件) ②施工前の写真なし(1件) |
| 北区王子本町一丁目付近外管渠補修工事 契約額45,142,650円 工期平成24.7.20～平成24.10.22 | ①道路上の白線が原状復帰されていない(1件) ②施工前写真なし(1件) |
| 練馬区下石神井三丁目付近外管渠補修工事 契約額3,008,250円 工期平成24.7.5～平成24.8.2 | ①道路上の白線が原状復帰されていない(1件) |
| 北区赤羽北二丁目付近外人孔上部補修工事 契約額21,897,750円 工期平成24.10.29～平成24.12.3 | ①道路上の白線が原状復帰されていない(2件) |

(3) 物品購入に係る契約事務を適切に行うべきもの

東部第二下水道事務所では、平成25年1月に消防設備の保守点検を予定していたことから、所管する水再生センター及びポンプ所等に配置されている消火器を保守点検前に更新することとなった。

ところで、東京都下水道局契約事務の委任等に関する規程（昭和41年下水道局管理規程第34号）第3条によれば、予定価格が500万円以上の物品購入契約に関する事務は局が行うことになっている。

本件は契約日及び納期限が同一であるため、1件の購入契約として、所が起案し局において入札するべきものであったが、所は、表7のとおり、合理的理由なく、購入契約を4件に分割し、所において入札を行っており、適切でない。

所は、物品購入に係る契約事務を適切に行われたい。

(東部第二下水道事務所)

(表7) 消火器の更新にかかる契約状況

(単位：円)

| 件名 | 契約日 | 納期限 | 契約金額 |
|--|------------|------------|-----------|
| 中川水再生センターほか遠制ポンプ所ABC粉末消火器3点ほか4点及びリサイクルシールの購入 | 平成24.11.14 | 平成24.12.10 | 3,871,725 |
| 小菅水再生センターABC粉末消火器及びリサイクルシールの購入 | 平成24.11.14 | 平成24.12.10 | 1,165,375 |
| 東部第二下水道事務所管内ポンプ所・出張所ABC粉末消火器及びリサイクルシールの購入 | 平成24.11.14 | 平成24.12.10 | 1,353,385 |
| 葛西水再生センターほか遠制ポンプ所ABC粉末消火器及びリサイクルシールの購入 | 平成24.11.14 | 平成24.12.10 | 1,701,115 |
| 合計 | | | 8,091,600 |

教育庁

1 指摘事項

(重点監査事項)

(歳出)

(1) 設備設置工事に係る工事完了手続を適正に行うべきもの

都立学校教育部は、三鷹高等学校ほか10校分を対象として、「デマンドモニター設備設置工事契約」(契約金額：809万5,500円、契約期間：平成24.12.21～平成25.3.15、契約相手方：A)を締結している。

部は、本件契約の内容として、デマンドモニター(注1)1台及びエクステンダー(注2)2台を設置のうえ、既設のTAIMS用LANに接続し、TAIMS組織端末用パソコンに需要電力が正しく表示されるよう設定することを求めている。

ところで、三鷹高等学校において、本件契約の履行状況について見たところ、監査日(平成25.5.13)現在、デマンドモニター及びエクステンダーは、TAIMS用LANに接続されているものの、TAIMS組織端末用パソコンに、需要電力の状況を表示するための設定がなされていないことがあった。

このように、仕様に基づく履行がなされていないにもかかわらず、工事完了手続を行い、工事完了検査を合格させ、支払ったことは、適正でない。

総務部は、工事完了検査を適正に行われたい。

都立学校教育部は、設備設置工事に係る工事完了手続を適正に行われたい。

(総務部)

(都立学校教育部)

(注1) デマンドモニターとは、施設ごとの電力使用量を随時表示するもの

(注2) エクステンダー(警報器)とは、各施設の電力使用量の抑制を図るため、電力使用量があらかじめ設定しておいた数値を超過すると予測される場合に、職員に対して警報を発するもの

(2) 監視カメラの設置及び保守点検に係る事務を適正に行うべきもの

教職員研修センターは、庁舎内の電気設備、機械設備及び監視制御設備等の運転・監視業務及び定期点検保守業務を委託するため、設備管理業務委託契約（契約期間：平成24.4.1～平成25.3.31、契約金額：4,074万円、契約相手方：B）を締結した。

委託業務のうち、監視カメラ保守点検業務については、仕様で20台分と定められていた。

ところで、監視カメラの稼働状況について見たところ、監査日（平成25.5.9）現在、20台中6台が故障しており、いずれも平成23年度当初には既に故障していた。

センターは、監視カメラについて、20台すべてが必要であるとしていることから、機器が正常に作動するよう、故障した時点で速やかに修繕を行うべきであったにもかかわらず、故障を放置してきたことは、適切でない。

また、故障した監視カメラ6台が放置されていた結果、業者が保守点検していた監視カメラは14台であったにもかかわらず、センターが、故障した6台を含めた20台分の契約を行い、6台分（2年度分合計：10万6,560円）を過大に積算し、支出してきたことは、適正でない。

センターは、監視カメラの設置及び保守点検に係る事務を適正に行われたい。

（教職員研修センター）

（表1）監視カメラの保守点検業務（平成24年度）

| | 誤（A） | 正（B） | 差引（A－B） |
|-----------|-------------|----------|----------|
| 単価 | 4,440円 | 4,440円 | |
| 回数 | 2回 | 2回 | |
| 保守点検すべき台数 | 20台 | 14台 | 6台 |
| 合計金額 | 177,600円 | 124,320円 | 53,280円 |
| 過大積算額 | 53,280円×2年度 | | 106,560円 |

（注）平成23年度及び平成24年度における単価は、同額である。

（財産）

(3) 図書類台帳及び教科書等の管理を適正に行うべきもの

都立学校における図書類の管理については、東京都立学校図書類取扱要綱（昭和63年3月22日付62教総庶第876号）により、図書類台帳（以下「台帳」という。）に登載しなければならない。

ところで、八王子盲学校において、図書類の管理状況について見たところ、台帳には、教員が使用する教科書等についても登載のうえ管理しなければならないにもかかわらず、学校は、監査日（平成25.5.23）現在、台帳の様式を用いて教科書等を登載しておらず、要綱に基づく教科書等の管理が行われていないことが認められた。

学校が、表2のとおり、平成24年度に購入した教科書等（合計195冊分、購入金額：312万6,204円）を台帳に登載していないことは、適正でない。

学校は、台帳及び教科書等の管理を適正に行われたい。

（八王子盲学校）

(表2) 図書類台帳に登載されるべき教科書等の状況 (平成24年度)

(単位:冊、円)

| 購入契約日 | 数量 | 金額 |
|--------|-----|-----------|
| 4月 3日 | 11 | 386,400 |
| 4月16日 | 20 | 173,658 |
| 4月16日 | 18 | 73,817 |
| 5月 1日 | 6 | 63,000 |
| 5月 1日 | 22 | 271,029 |
| 5月15日 | 49 | 1,325,267 |
| 5月15日 | 26 | 199,466 |
| 6月 1日 | 1 | 91,538 |
| 8月24日 | 14 | 149,600 |
| 8月24日 | 7 | 167,437 |
| 9月 3日 | 19 | 156,992 |
| 12月18日 | 2 | 68,000 |
| 計 | 195 | 3,126,204 |

(その他)

(4) 都立学校公開講座の受講料・実費等の徴収及び支払手続を適正に行うべきもの

地域教育支援部は、都民の学習・文化・スポーツ活動の振興に資するとともに、地域に開かれた学校づくりを促進するため、都立学校が有する人材・施設設備・教材等の教育機能を開放して、都民に学習機会を提供するよう、「都立学校公開講座」を設置している。

このため、部は、「都立学校開放事業運営の手引」(以下「手引」という。)をもとに、講座を開設する各学校に対する指導を行っている。

手引によれば、各学校では、受講者へ受講案内等を送付する際に受講料納付書を同封し、受講料が事前に納付されることとしており、その確認のため、開講当日、金融機関が発行した領収証の提示を受講者に求めている。開講前に事前に購入しておく必要がある教材費や傷害保険の掛金などの実費等については、受講者に郵便小為替等を活用した事前納付を求めている。また、各学校は、公開講座開講日までに購入した教材費や事前加入した傷害保険の掛金等の領収証等を保管し、現金出納簿等に収支を記入しなければならない。

ところで、神代高等学校及び南大沢学園において、公開講座の受講料及び実費等の徴収状況について見たところ、次のとおり、適正でない事例が認められた。

ア 受講料について

(ア) 神代高等学校において、公開講座「私でも作れるステンドグラス」に係る徴収状況について見たところ、学校は、事前に受講者に対して受講料納付書を送付しておらず、講座初回(平成24.11.23)に現金で徴収し、講座終了後(平成24.11.27)に受講者全員分の受講料を担当職員がまとめて都に納付した。

イ 実費等について

(ア) 神代高等学校において、公開講座「私でも作れるステンドグラス」に係る徴収状況について見たところ、講座初回に現金で徴収しており、本来、受講者から事前に徴収すべき教材費や傷害保険の掛金を、担当職員が立て替えて支払っていた。この結果、受講者のうち欠席した1名分については、担当職員が自己負担していた。

(イ) 南大沢学園において、公開講座「和太鼓教室」に係る徴収状況について見たところ、監査日(平成25.5.28)現在、傷害保険の加入者証、受講者に発行した領収証控え及び現金出納簿等の記録が残されておらず、実費等の収支状況が確認できない状態になっていた。

各学校は、都立学校公開講座の受講料・実費等の徴収及び支払手続を適正に行われたい。

(神代高等学校)

(南大沢学園)

(5) 実験・実習用薬品類の保管・管理を適正に行うべきもの

文京盲学校では、実験・実習用として使用するため、理科室に、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)で指定する毒物又は劇物を含む薬品類を保管している。

学校の理科の授業で学習指導上一般的に扱われている主な毒物及び劇物については、表3に示すとおりである。

教育庁は、各学校が保有する毒物及び劇物について、「実験・実習用薬品類の保管・管理の徹底について」(平成21年3月24日付20教指企第1049号)により、各学校において、薬品台帳にその保管量を適正に記載することとしている。

ところで、文京盲学校における毒物及び劇物の管理状況について見たところ、監査日(平成25.5.14)現在、薬品台帳を備えているものの、その残量として記入されていた内容は、法が求める具体的な数値の記述ではなく、「未開封」、「たくさん」、「半分くらい」、「少量」などの抽象的な記述にとどまっていることが認められた。

学校が、実験・実習用薬品の管理の徹底を求められているにもかかわらず、抽象的な記述で毒物及び劇物の保管量の管理を行っていることは、適正でない。学校は、毒物及び劇物の管理を適正に行われたい。

(文京盲学校)

(表3) 学校で学習指導上一般的に扱われている主な毒物及び劇物について

[◎は小・中・高等学校、○は中・高等学校、無印は高等学校に多いものを示している]

理科

【毒物に指定されているもの】

| 薬品名 | 実験例 |
|--------|-------------------|
| 黄燐 | 同素体の観察・実験 |
| フッ化水素酸 | ガラスの溶解 |
| 水銀 | トリチェリーの実験(大気圧の測定) |

【劇物に指定されているもの】

| 薬品名 | 実験例 |
|-----------|----------------------------|
| ◎塩酸 | 水素の発生、金属との反応、中和反応、アンモニアの検出 |
| ◎アンモニア水 | 水溶液の性質、塩化水素の検出 |
| ◎過酸化水素水 | 酸素の発生 |
| ◎水酸化ナトリウム | 水の電気分解、金属との反応、中和反応 |
| ◎メタノール | アルコールランプの燃料、アルコールの性質 |
| ○硫酸 | 水素の発生 |
| ○ヨウ素 | ヨウ素デンプン反応 |
| ○塩化バリウム | イオンの反応 |
| ○硫酸銅、塩化銅 | 電気分解 |
| 酢酸鉛 | タンパク質の性質 |
| 硝酸銀 | 銀鏡反応、電気分解 |
| 硝酸 | 窒素酸化物の発生 |
| 水酸化カリウム | 中和反応 |
| ナトリウム | アルカリ金属の性質 |
| ホルマリン | 銀鏡反応、高分子化合物の合成 |
| 塩化亜鉛 | イオンの反応、乾電池の製作 |
| カリウム | アルカリ金属の性質 |
| 四塩化炭素 | 気体の分子量の測定 |
| 臭素 | 酸化還元反応 |
| フェノール | フェノール樹脂の合成 |
| ニクロム酸カリウム | アセトアルデヒドの生成 |
| アニリン | 芳香族化合物の性質 |

出典：「学校における毒物及び劇物の適正な管理について（別紙2）」（平成12年1月11日付文
初高第501号（文部省初等中等教育局長依頼））

(6) 始業灯を適切な場所に移設すべきもの

都立学校教育部は、聴覚に障害のある生徒に対し、6年間の中高一貫教育を提供する中央ろう学校の設備の営繕に係る事務を所管している。

学校では、生徒に聴覚障害があることから、始業灯を教室等の天井に設置し、中学部授業開始(緑)、高等部授業開始(黄)、火災発生(赤)及び不審者侵入(青)があった場合には、所定の色を点灯させることにより、生徒に必要な情報を提供する工夫がなされている。

学校の2階には、自習コーナーとして、個別学習室が8か所設けられており、各個別学習室には始業灯が設置されている。

ところで、個別学習室に設置された始業灯の場所について見たところ、監査日(平成25.5.13)現在、始業灯は、固定されている生徒用机の後方、生徒の頭上に当たる位置に設置されており、現状のままでは、仮に、始業灯が点灯したとしても、学習している生徒からは死角となり、情報が正確に伝わるようにはなっていなかった。

個別学習室に設置された始業灯の位置変更は、生徒の安全な学習環境を維持していくうえで、必要性・緊急性が高く、部が安全管理として必要な対応を行っていないことは、適切でない。

部は、始業灯を適切な場所に移設されたい。

(都立学校教育部)